

# ポーランド投資事情2008

ポーランドにおけるビジネス・投資ガイド

2008年版



本書の情報は、2007年11月現在の法律・税法・現行規定に依拠している。本書は、一般的な情報提供を目的としており、プライスウォーターハウスクーパース（PricewaterhouseCoopers）及び共著者は、当出版物に基づく行為によるいかなる損害に対しても責任を負わないものとする。個別の事例における納税義務の根拠等の確認は随時専門家の助言を仰ぐことをお勧めする。

## ポーランド

ポーランドは近年、欧州投資における最適な地域の一つと注目されています。欧州連合加盟により、国家の安定度が高まり、市場規模や財政援助の機会が拡大し、また高学歴の若い人材が多いことや、急速に発展する経済及び投資助成は、外国投資家にとって魅力的な投資決定要因となっています。約17,000の外資系企業等がポーランド国内のみならず、ポーランドを中心として他のヨーロッパ諸国や世界規模でのビジネスで成功を収めています。

ポーランドは投資リスクが低く、将来性の高い国と考えられています。また、今後5年間において、EU内では労働人口が最も増加する国と予測されています。今後のEUの900億ユーロに及ぶ援助は経済発展に更なる拍車をかけ、投資家にとってますます良好な環境を生み出すことでしょう。

この出版とウェブサイトは、今後ポーランドでビジネスをするにあたり、概論からより深い側面に至るまで広く情報を提供することを目的としています。この資料は、プライスウォーターハウスクーパース(PwC)の投資専門チームにより編集され、一般投資情報のみならずポーランド投資の際に直面するであろう留意点も盛り込まれています。尚、出版にあたっては、ポーランド情報・外国投資庁(PAIIIZ)の協力を仰ぎました。本書が皆様のお役に立ちましたら幸いです。

皆様のビジネスの更なるご発展をお祈りしております。

## ポーランドの投資基盤

ポーランド投資のメリットとして、以下の4点が挙げられる。

- 1. 高い生産性** - 現在、ポーランドの労働者一人当たりの実質生産性はドイツの約50%にとどまっている。しかし、人件費はドイツの平均に対し、わずか20%強程度である。そのため、ポーランドは製造業の観点からかなり有利な状況にある。この良好な労働生産性は、新工場やサービスセンターなどで特に目立っている。
- 2. 人的資本の国** - ポーランドの総人口のうち、若年層が占める割合は他の西欧諸国と比較してかなり高く、高齢化もそれほど深刻ではない。更に、ポーランドは高い技術をもつ労働力の宝庫であり、高等教育を受けた人口比率がヨーロッパで最も高い国の一つとなっている。
- 3. 通貨** - 中央銀行の通貨安定への長年の努力の結果、現在ポーランドのインフレ率は3%以下となっている。生産性上昇率はポーランドの主要貿易国よりも更に良好で、通貨価値は実質的に上昇傾向にある。更に、ユーロ導入に伴う信頼性と期待感の高まりによって、金利は西欧ほど高くない水準となっている。
- 4. 欧州連合 (EU) の加盟国** - EU加盟により、ポーランドでのビジネスチャンスはより拡大した。大規模なヨーロッパ市場にポーランド製品の市場が拡大し、投資家のポーランドに対する期待感が高まっている。ポーランド進出する際の必要手続は簡略化されつつあり、投資家にとってポーランドのイメージアップにもつながっている。

また、ポーランドに対する大規模なEU助成金はインフラ整備のスピードを上げることであろう。

## 目次

1. ポーランド 概説
2. 投資環境
3. 投資優遇制度
4. 事業形態
5. 労働市場
6. 不動産市場
7. 会計と監査
8. 金融システム
9. 税制
10. 投資優遇地域
  - 主要都市
  - 経済特区
11. 2012年UEFA(欧州サッカー連盟)カップ
12. ポーランド情報・外国投資庁(PAIIIZ)
13. 日系投資家の方々のためのプライスウォーターハウスコーパス
14. プライスウォーターハウスコーパス ポーランドの概要
15. 投資関連機関一覧
  
16. 資料出所
  - CD-Rom

# ポーランド 概説

## 概要

- ポーランドはヨーロッパの中心に位置し、ヨーロッパの経済的中心地からも地理的に近い。
- 政情は安定しており、NATO（北大西洋条約機構）、欧州連合、世界貿易機関（WTO）、OECD（経済協力開発機構）の加盟国である。
- 投資家の関心と資本が集まりつつある。
- ポーランドの経済成長速度は西欧諸国よりも速い。
- ポーランドの経済成長の多くは民間企業が担っている。
- ポーランド市場は、他の中欧諸国の全市場を合わせたものと同等規模である。
- 単一民族国家であり、基本的に民族対立はない。
- ポーランドは高等教育を受けた労働人口が多い。
- 通貨が安定しており、インフレ率は低い。

## 地理と気候

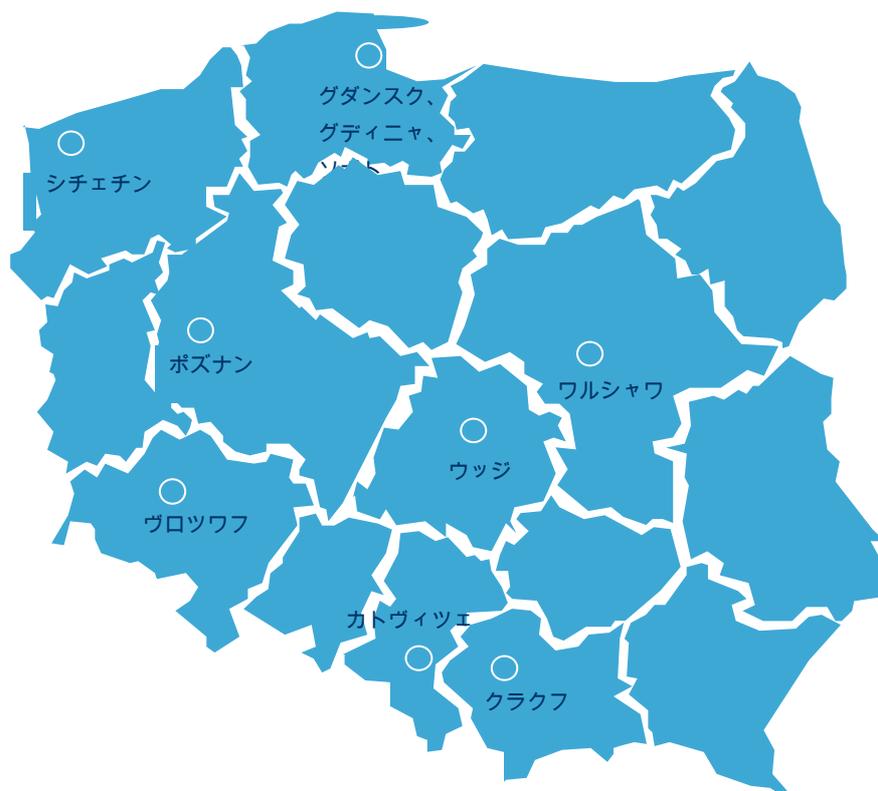
ポーランドは中東欧に位置しており、ドイツ、ウクライナ、ロシア、ベラルーシ、チェコ、スロバキア、リトアニアと国境を接している。バルト海からスカンジナビア半島へのアクセスも容易であることから、周囲半径約 1,000 キロメートル内に約 550 万人の消費者がいると考えることができる。



ポーランドの国土は比較的大きく、その面積は約 312,683 平方キロメートル ( 120,727 平方マイル ) で、ヨーロッパ大陸では 9 番目に大きい国となっている。国土の約 75% は平地であり、その殆どが低地である。国としては珍しく国土の約 30% が森林に覆われている。北部にはバルト海があり、500 キロメートル以上の砂浜や入り江、絶壁が続く。南部は山地で、ポーランド北東部はマズーリ地方と呼ばれ、「千の湖のある国」として有名である。そこでは 750 キロメートルに渡りセーリングを堪能することができる。ポーランドの気候は温和で、夏は暑すぎず冬は寒すぎない。一年を通して一番寒い時期は 1 月と 2 月で、平均気温は - 5 度から - 1 度程度、7 月には気温は 17 度から 20 度まで上昇する。このような気候条件が過ごしやすい環境をもたらし、居住のみでなく投資にも好適な風土を生み出している。

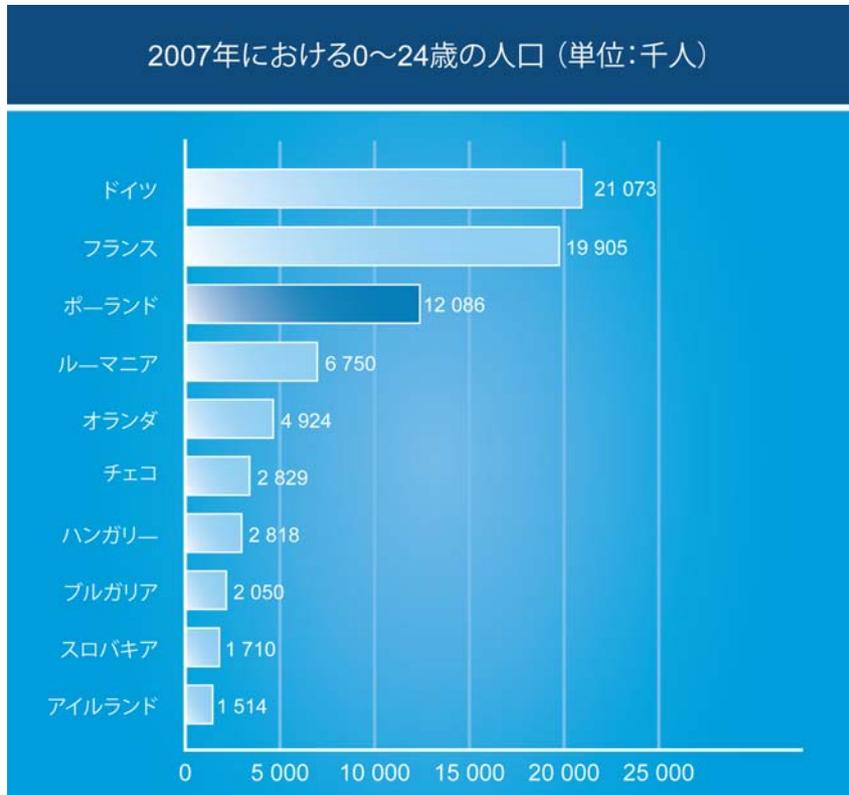
## 都市

ポーランドの首都はワルシャワ ( Warszawa ) で、人口は 約 170 万人となっている。主要都市は他にもウッジ ( Łódź ) ( 人口約 80 万人 )、クラクフ ( Kraków ) ( 人口約 80 万人 )、ポズナン ( Poznań ) ( 人口約 60 万人 )、ヴロツワフ ( Wrocław ) ( 人口約 60 万人 )、カトヴィツェ ( Katowice ) ( 人口約 30 万人 )、そして沿岸にはシチエチン ( Szczecin ) ( 人口約 40 万人 )、グダンスク ( Gdańsk )、グディニャ ( Gdynia )、そしてソポト ( Sopot ) ( 3 都市の人口 70 万人 ) などがある。人口 20 万人以上の都市は 18 にも上る。総人口の約 62% は都市部に居住し、38% は郊外居住者である。



## 労働力、教育及び言語

ポーランドは EU 内でも最も若者の人口比率の高い国となっている。35 歳以下の人口が総人口の約 50% を占める。約 3,800 万人もの人口が、労働市場に高い有望性をもたらしている。人口動態傾向を見ると、労働力人口の更なる伸びはこれからも期待できることが以下のグラフより明確である。



資料:EU 統計局 (Eurostat) 2007 年

ポーランドには 448 の高等教育機関があり、2006～2007 年度の在籍学生数は 1,941,400 人となっている。授業に英語、ドイツ語、フランス語を取り入れる小学校が増加しつつあり、このような小学校は、現在ポーランド各都市に約 30 校ある。学生数に関するポーランドと EU 他国の比較は下記のグラフの通りである。



資料:EU 統計局 (Eurostat) 2007 年

ここ数年、様々な分野でポーランド人学生の成功が目立っており、特にコンピュータや数学の分野での活躍は顕著である。彼らは、トップコーダー (TopCoders) やコンピュータサイエンスの国際オリンピック大会 (International Olympics in Computer Science)、ヨーロッパ・グーグル・コード・ジャム (Google Code Jam Europe) などの国際コンテストで上位入賞し、グループ又は個人のコンピュータプログラミングとコンピュータ技術を牽引している。コンピュータサイエンスを専攻する学生数は増加しており、4年間でその数は2倍に増え、現在では約6万人にも及ぶ。

若い世代やビジネスマンの間では、英語が最もポピュラーな言語であるが、公用語はポーランド語である。ポーランド語はスラブ言語の中ではロシア語に次いで2番目に多く話されている言語であり、その使用者の殆どはポーランド人である。ベラルーシ西部とウクライナ、またリトアニア東部にもポーランド語を母国語とする人々がみられる。時代を超えてポーランドから多くの移民が海外へ移住したため、アイルランド、オーストラリア、イスラエル、ブラジル、カナダ、イギリス、アメリカなどにもポーランド語を話す人々が見受けられる。ポーランド国境を越え海外で暮らすポーランド人は1千万人と推定されている。

## 経済とその展望

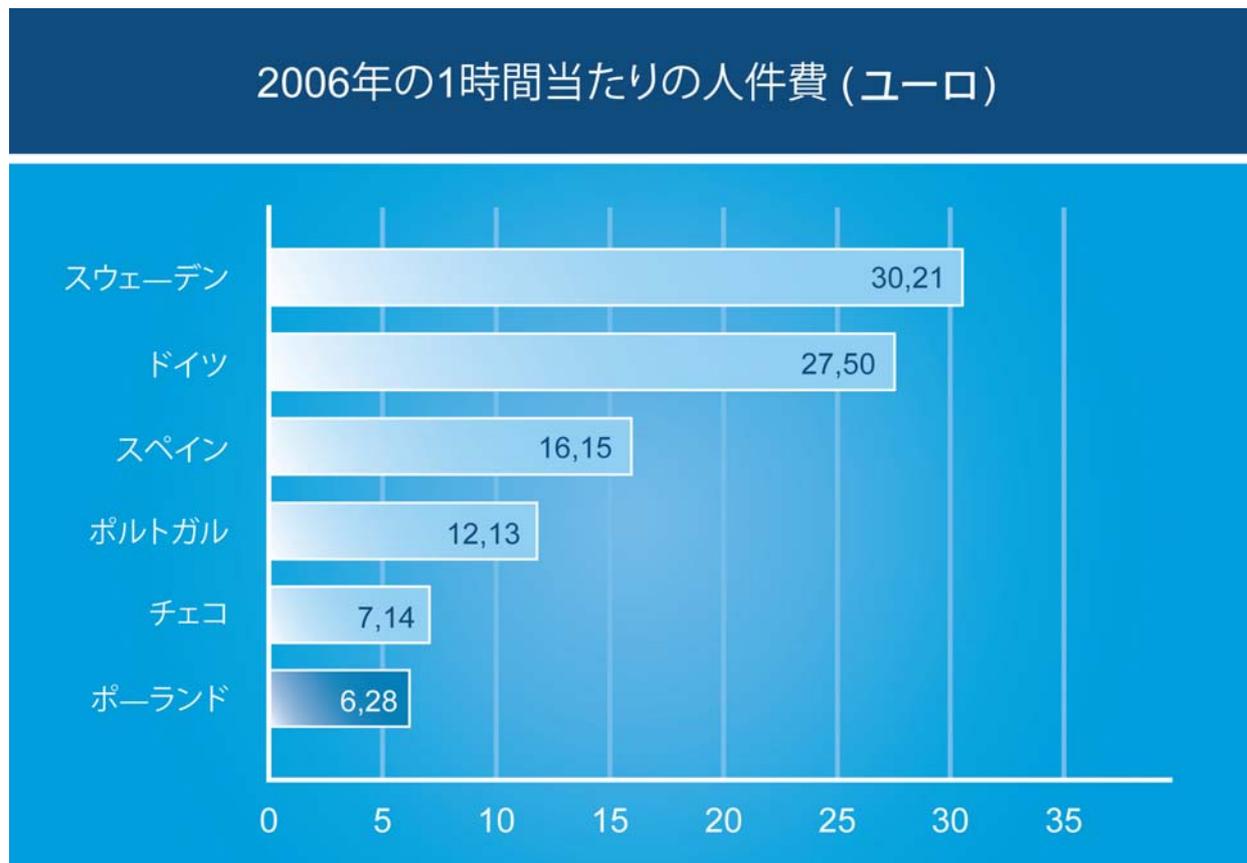
世界銀行はポーランドをアッパーミドルクラスの経済国と評価している。人口は3,800万人を超え、一人当たりGDPが平均12,700ドル、国全体のGDP総額は5,540億5千万ドル（2006年の推定購買力平価値に基づく）となっている。ポーランドはEU内で、ドイツ、フランス、イギリス、スペイン、そしてわずかな差でオランダについて、5-6位を占める経済大国である。

ポーランドとEU諸国の経済発展を比較してみると、ポーランドのGDP成長率は2倍であり、失業率やインフレーションはEU平均を下回っていることが分かる。安定した経済環境を生み出すために政府による経済政策が継続的に行われている。

ポーランドは、生産高増大、失業率低下という景況期にある。輸出と投資の増加によるGDPの成長率は6%であり、マクロ経済的不均衡も許容範囲内にある。経常収支はGDPの2.3%と低いが、緩やかな伸びをみせている。現在のところ、需要増大によるインフレの懸念は見られない。賃金上昇率は穏やかで、消費者物価指数インフレも3%を下回っている。

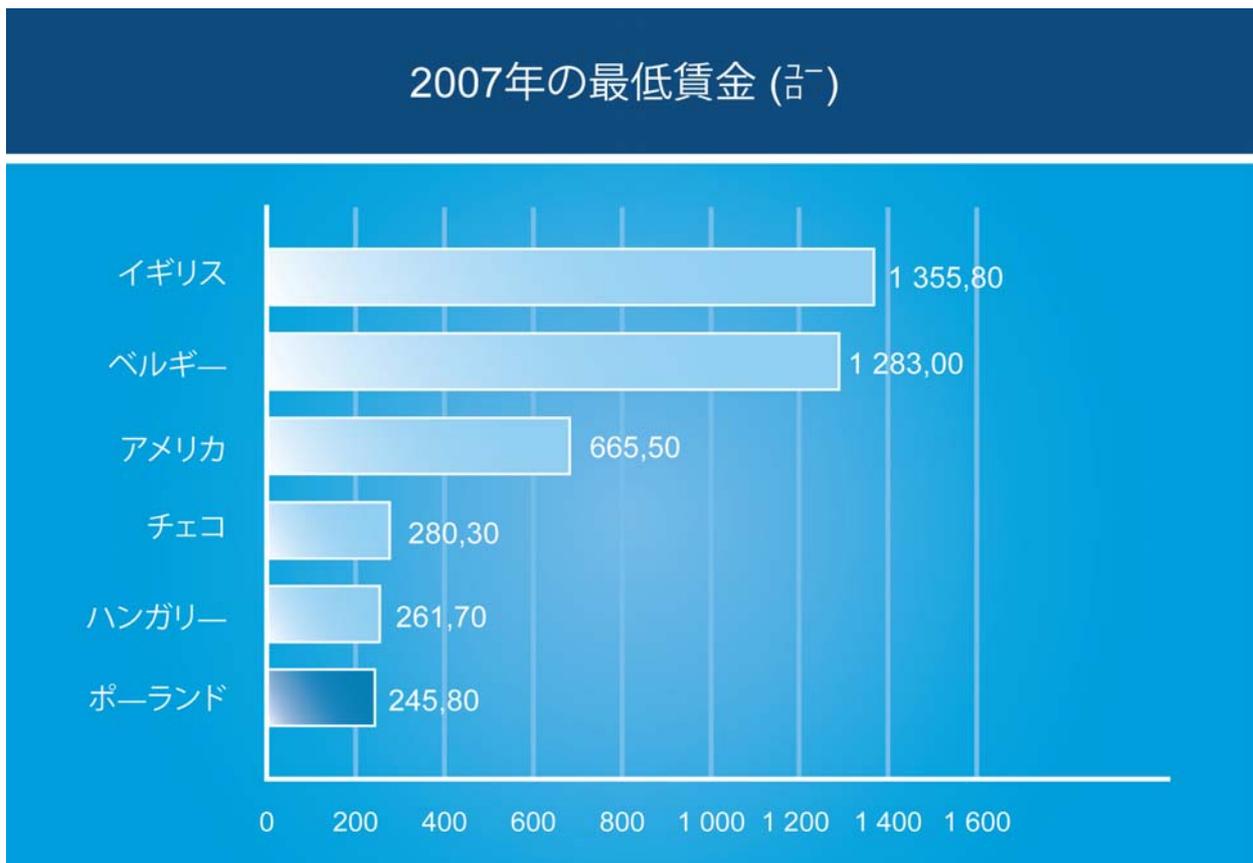
## 人件費

ポーランドの人件費はEU諸国の中でも最低レベルであることが、下記グラフから分かる。



資料: EU 統計局 (Eurostat) 2007 年

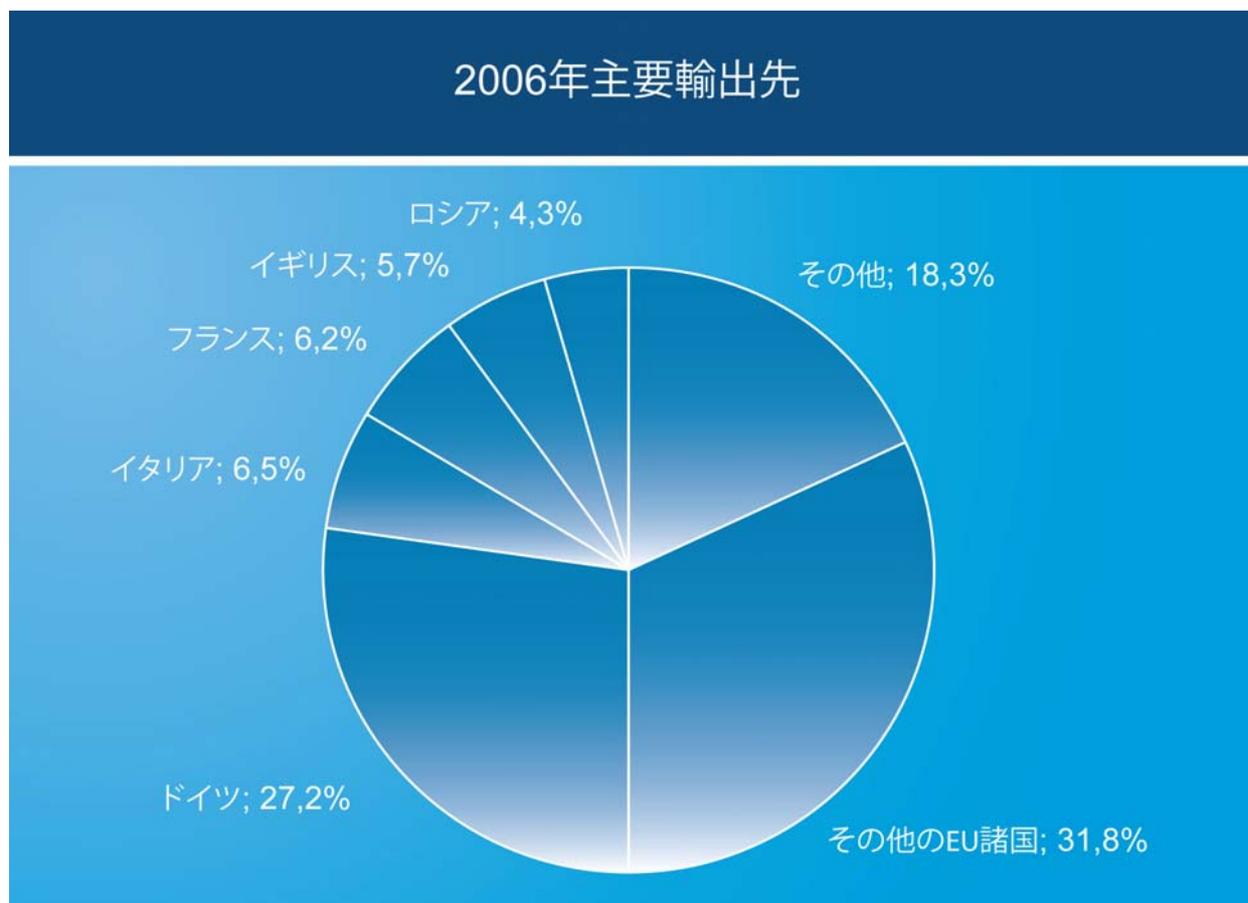
ポーランドの最低賃金レベルは、他国と比較すると以下の資料の通りである。



資料:EU 統計局 ( Eurostat ) 2007 年

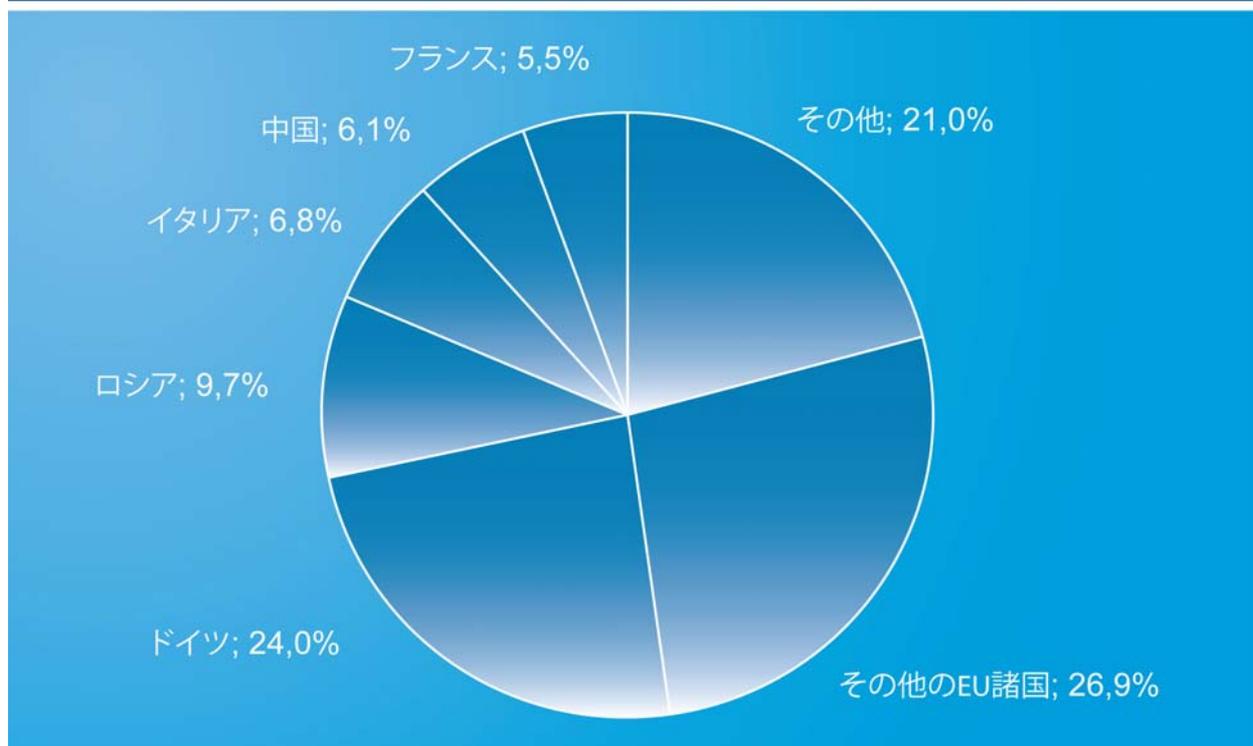
## 対外貿易

EU加盟国内では共通関税率が適用されているため、ポーランドの対外貿易の多くは、他のEU加盟国市場と密接に関連している。2006年においてはポーランドの全輸出の93%以上は対EU諸国であった。3,800万人という人口は投資家に事業拡大の大きなチャンスとなっている。そのうえ、資源に富む近隣諸国の存在も状況を有利にしている。このような理由が相まって外資系企業はポーランドの対外輸出の60%を担っているのである。この対外輸出がGDP成長の強力な牽引力となっている。



資料: 中央統計局 2007年

## 2006年主要輸入先



資料: 中央統計局 2007 年

### 政治体制

- ポーランドは共和国制を導入しており、ポーランド共和国の政治体制は、立法権・行政権・司法権の分立に基づいている。立法権は下院 ( Sejm ) と上院 ( Senat )、行政権はポーランド共和国大統領と議会に、司法権は法廷と裁判所にそれぞれ与えられている。
- ポーランドは欧州連合、北大西洋条約機構、世界貿易機構及び経済協力開発機構など多くの国際機関に所属している。

### 法整備

- ポーランド共和国内全体で拘束力のある法律は、憲法、制定法、批准済みの国際合意・国際規則である。
- 1997 年に新憲法が批准され、事業活動に関する保障、すなわち、ポーランド共和国は経済活動の自由を保障すると明記されている。
- 裁判所と陪審機関は分立しており、他の諸機関からも独立している。裁判官は共和国大統領より無期限で任命され、除名はない。裁判所は最低でも 2 審制が原則である。

## 生活環境

- 生活水準は急速に向上している。携帯電話普及率は、100世帯に105で、51の商業銀行、71の保険会社があり、その多くは外資系である。1万以上のATMがある。
- ポーランドが直面している問題として、道路状態が悪いことがあるが、EUより交付される助成金により今後改善が予想される。
- ポーランドの平均所得は他のEU諸国に比べるとかなり低い。そのため、西欧諸国に比べて、商品やサービス価格が比較的安価である。
- ポーランドの有機食品等にも注目が集まっている。

## 通貨

- ポーランドの正式通貨単位はズロチ (złoty) (表記方法 zł. 又は PLN) で、補助通貨単位はグロシエ (groszy)、100 グロシエが 1 ズロチにあたる。
- ここ数年、ズロチは非常に強くなりつつあり、現在のインフレ率は 3% を下回る (2007年9月)。ポーランド国立銀行 (中央銀行 : NBP 又は Narodowy Bank Polski) は憲法により、完全な独立性が定められている。現在中央銀行は、インフレターゲット目標については 2.5% ±1% の通貨政策を適用している。
- 他のEU新加盟国と同じく、ポーランドも必要な基準を充たす場合、ユーロ通貨導入に合意している。政治的対立もあり、ユーロ導入の具体的期日はまだ設定されていないが、多くの専門家によれば、導入は2010年・11年より以前にはないと見られている。
- 2008年1月末、中銀のズロチ平均為替相場は対アメリカドル (USD) が 2.4438 ズロチ、そして対ユーロが 3.6260 ズロチであった。

## 投資環境

ポーランドの EU 加盟は、多くの投資を惹きつける引き金となった。ポーランドは、様々な機関が実施した調査によると、世界で最も魅力的な投資対象国の一つとして挙げられている。安定性、市場規模、低い参入障壁、規制緩和といった内容が、主な評価要因である。

欧州雇用者同盟によると、人的資源の点からもポーランドは最も適した投資対象国に選ばれている。

### 主要産業

ポーランド政府は、主に高付加価値製品の製造又は特定のサービス業の誘致を目標とした。

具体的には以下の通りである：

- 金融を含む国際貿易、コールセンター、シェアードサービスセンター、情報技術センター
- エレクトロニクス
- 自動車
- バイオテクノロジー
- 研究開発
- 航空

2006 年当初、ポーランドにおける外資系企業の数約 17,000 社であった。その三分の一は製造業であり、三分の一が貿易関連であった。また、ホテルとレストランビジネス、輸送と倉庫、建設又は金融分野も同様に強い産業基盤を構成している。

上記全ての分野で世界のトップクラス企業が、ポーランドに進出している。2005 年、2006 年の二年間をみても、ポーランドは欧州の液晶テレビ等の製造の中心地となっている。また同様に企業移転がブームになっており、研究開発関連 (R&D) も同様に人気がある。これはポーランドの人的資源が高く評価されている証左である。これらの分野は、会計、金融、ネットワーク、物流、エンジニアリングシステム、コンピューターサイエンスといった産業にも関連している。

これらの産業部門の成長は、主にポーランドの人的資源の質と獲得の容易性に関係している。

## ポーランドへの投資国

既述の通り、17,000社の外資系企業が進出したという事実はポーランドがいかにも外国直接投資に適した国であることを示している。

ポーランドで事業活動を行っている外資系企業数は以下の通り：

本社所在国	企業数
ドイツ	5,666
オランダ	1,807
フランス	1,017
イタリア	942
英国	777
アメリカ合衆国	757
オーストリア	710

資料：中央統計局 2006年

ポーランドで外国投資家のもとで働いている人々は120万人であり、2006年にこれらの企業はポーランドに55億ドルもの再投資を行った。

ポーランドへの外国直接投資（FDI）は、以下の通りである：

1996年-2006年のポーランドへのFDI

（単位：10億ドル）

	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006
FDI 流入	4.5	4.9	6.4	7.3	9.3	5.7	4.1	4.2	12.9	9.9	19.2
年末累積 FDI 価値	11.5	14.6	22.5	26.1	34.2	41.0	45.1	49.3	62.2	73	124.5

\* ポーランド国立銀行データ

## 交通インフラ

### 航空

ポーランドには、多くの国際空港があり、2006年の利用客は1,400万人を上回った。全ての主要なポーランドの都市は、ワルシャワといくつかの西ヨーロッパの主要都市に複数の直行便を提供している。最大の空港は、ワルシャワのオケンチェ・フレデリック・シヨパン空港（Okęcie - Fryderyk Chopin Airport）で、ヨーロッパと北アメリカの80の主要都市に直行便を提供している。1年におよそ1千万人の乗客に対応すべく、現在、空港は拡張中である。2006年には、128の海外航空路線がポーランドと35か国の国々を結んでいる。

## 道路

ポーランドの道路網の大きな欠点は、高速道路と二車線道路の割合が低いことである。ポーランドの道路網の規模はヨーロッパで第四位に位置し、約30万キロメートルである。しかし、道路の補修は極めて必要とされているにもかかわらず、投資不足のため延期されている。ポーランドの道路の三分の一は大規模な整備が必要である。また、十分な高速道路のネットワークの整備も課題である。

近年の開発の遅れを受けて、外国投資家からは早急な道路網改善に対する期待がある。高速道路開発の政府計画は、次の10年から15年にわたって、2,900キロメートルの高速道路建設を予定している（現在、長さわずか500キロメートル）。それは近年で最も大きい公共建設プロジェクトのうちの1つで（約80~100億ドル）、政府、EU、国際的金融機関により融資されることになっている。しかしながら、3年から4年以内の著しい改善は期待できないであろう。

## 鉄道

ポーランドには24,000キロメートルの広大な鉄道網があり、中東欧で最も発達したものの1つとされているが、大規模な補修が必要となっている。現在、鉄道インフラはEUからの資金支援で現代化されつつある。最優先事項は、車両とレール基盤の改良、信号と電気通信装置の改善である。

## 内陸水路

内陸水路のポーランドの交通網は3,640キロメートルに達し、1,954キロメートルは航行可能水域であった。天然河川等を利用した西欧と東欧との国際的な連絡も可能である。

## 海運

ポーランドには、グダンスク、グディニャ、シチエチンとシノウイシチエという、発達した4つの主要な港がある。北西ヨーロッパの港と比較すると、ポーランドの港湾は地理的に不便なため、主な大洋横断ルートでは不利な立場にある。そのため、海運よりは、鉄道が貨物輸送の主な輸送手段となっているが、全ての主要港における内陸地や近隣国との鉄道の連絡は比較的良い。港での貨物積み下ろし量は、2006年に12,734トンのレベルに達した。

ポーランドの港で遂行されるインフラ整備計画には、EU助成金が充当され（2007年から2013年の間、バルト海の主要なポーランドの港は、結束基金（the Cohesion Fund）と欧州地域開発基金（the European Regional Development Fund）などから約4億4,000万ユーロの援助を受ける）、ポーランドは北欧及び西欧を結ぶ中心的な存在となり、イタリア、オーストリア、チェコ、スロバキア、ベラルーシと黒海地域間の輸送ルートの連結が可能になる。しかし、ポーランドの道路網と鉄道網への多大な投資なくしてこれらの地方との輸送ルートを構築することは不可能であろう。

## 電気通信環境

### インターネット

近年の多大な投資と規制緩和により、ポーランドの電気通信環境は改善されている。2006年、99%の大企業、99%の中堅企業と86%の小企業で、インターネットが接続されており、大企業のうち92%は、ブロードバンド接続が行われた。2005年には、660社以上のインターネットプロバイダーが様々な技術でインターネット接続を提供した。ポーランドでのインターネット接続サービス（家庭を含む）は、主に、DSL、ダイヤルアップ、イーサネット・クロスオーバー・ケーブル、モデムとLANを通して提供されている（資料：EU統計局）。

### 電話

ポーランドの全地域に、モバイルネットワーク網がある。市場で活躍している通信事業者は、900MHzGSM、1800MHz GSM と UMTS を基本としたサービスを行っている。ポーランドのデータ通信市場の自由化により、68の通信事業者が開設された。固定回線の加入者の総数は1,130万人で、移動回線加入者に比べ3分の1未満である。

## 投資優遇制度

ポーランドは欧州大陸の中心に位置する地理的な好条件、若く高学歴の国民からなる社会、競争力のある人件費と投資優遇制度により、4億5,000万人を超えるEU市場を目的に事業を行う投資家にとって欧州で最適な国の一つであるといえよう。

### 政府援助

ポーランドの投資優遇制度は大きく分けて優遇税制と助成金制度の二つがある。ポーランドがEU加盟国であるため、当該優遇措置はEU助成金規則に準拠していなければならない。通常、ポーランドで受ける優遇措置の金額は、総投資額の50%を上回ってはならない。

### 税制上の優遇措置

税務上の優遇措置は、ポーランドで最もよく採用されている投資優遇制度である。これは2つのグループに分けられる：

- 法人税免除
- 地方税免除

法人税免除は、経済特区（SEZ）で適用される。当該経済特区は14か所あり、総面積は約1万2千ヘクタールにもなる。投資額が10万ユーロ以上である場合、当該経済特区における事業から発生する所得に係る法人税が免除の対象となる。地方税免除は固定資産税の免除である。

### 助成金

重要な投資とみなされる場合、政府から助成金が支給される。

### EU助成金制度

EUの助成金は、加盟国によって策定された支援プログラムと、欧州委員会で承認された規定に従って分配される。当該支援プログラムには以下のような規定がある：

- 助成金制度対象事業の概要（研修、インフラ整備、投資）
- 受給資格（公共機関、民間機関、中小企業、大企業）
- 申請手続の条件と時期
- 協調支援レベル（計画の種類により総投資額の30～70%）

主要な支援プログラムは、以下の通りである：

- EU助成金の利用のための戦略的な方向性を定める国家結束戦略（NSS）
- 特定の投資計画支援の一般的条件を定める実行プログラム（Ops）
- 特定の実行プログラムの補足事項（現在取得不可）

## 2007年から2013年における助成金予算

各国に配分される現行の実行プログラム ( OPs ) :

- インフラ及び環境プログラム - 輸送と環境関連投資のための助成金
- 人的資源プログラム - 人的資源開発のための助成金
- 経済革新プログラム - 革新的な投資と環境又はインフラのための助成金
- ポーランド東部開発プログラム
- 欧州地域開発協カプログラム
- 農村地域開発プログラム - 農業関連投資への助成金
- 技術援助プログラム

これらの開発プログラムは、地方開発省によって管理されている。

## 地方 16 か所における地方支援プログラム ( ROPs )

- 2007年から2013年の間、特に中小企業は、地方支援プログラムで規定される範囲で投資助成金の申請ができることになった。16か所の地方政府で、当申請の審査が行われている。
- 受給者は、所定の地方に所在する企業から選ばれる。これは、小規模ではあるが、革新的なプロジェクトに直接影響を与えることになる。主な狙いは、地方の競争力を高めハイテクノロジーを採用している地方の中小企業を支援することである。
- 16か所の地方政府は、それぞれ独自の支援プログラムを策定し、現在、欧州委員会との調整がなされている。各プログラムには、地方における投資家のための投資支援体制が定められている。
- 選考基準は、研究開発を含む最新機械装置や技術の導入を目指す投資案件支援プログラムであること、などである。

地方支援プログラムは、各地域の事務局により管理されている。

## 助成金承認プロセス

- 管轄機関 ( 地域開発省と各地域の事務局 ) は申請のための詳細手続の設定、申請書の受領、審査、承認及び助成金支払いを担当している。しかし、申請と審査手順の詳細については、まだ公表されていない。

## 企業のための資金援助

- 以下に述べる選考基準や優先事項は、実行プログラムの草案からの引用である ( 現在、協議中の段階にあるため、最終版は変更される可能性がある ) 。

## 人的資源開発のための助成金

- 人的資源プログラムからの助成金は、人事部門での従業員の教育研修、カウンセリングとアドバイスのために利用できる。中小企業と大企業で利用が可能。

## 投資助成金

- 経済革新プログラムのための投資助成金は、研究開発、技術革新、情報技術のために利用できる。
- インフラ及び環境プログラムの投資助成金は、環境、輸送、エネルギー分野の投資に適用可能。
- 農村地域開発プログラムの投資助成金は、食品加工分野及び農業分野への投資に適用できる。

上記のプログラムからの投資助成金は、中小企業と大企業において利用できる。

## 環境保護地域における投資のための助成金

- 自然環境保護及び水処理国家基金によって融資される優先案件は、環境法規定のもと対象事業に割り当てられ、これは「国家環境政策」に基づく国家基金の優先事項と一致する。優先事業のリストは、事業選択基準と同様、活動予定に従い、地方の国家基金支部により作成されている。EU加盟国としてポーランドの義務と考えられる事業は、最優先事項とみなされる。
- 自然環境保護及び水処理国家基金から得られる協調融資の比率は、最高で総費用の80%である。長期低利融資額は100万ズロチ以上でなければならない。申請は自然環境保護及び水処理国家基金になさなければならない。
- 提出された申請書は、2~3か月以内に審査される。

## 多年度プログラム

- ポーランドでは、大規模投資プロジェクトのためにEU以外からの国家助成金を得ることが可能である。多年度プログラムとは、重要な投資家に国家予算からの資金援助が与えられるものである。
- 多年度プログラムは、個々の投資のために与えられる総合的援助計画である。援助計画は、公的予算から投資事業への直接的な援助、税制優遇措置又は政府による投資地域のインフラ整備から成る。

- 多年度プログラムは、ポーランドの閣僚評議会の決定を受ける。従って、この種の支援は、最優先の投資計画だけに採用される。
- 公的援助の認可決定は、国家財政法と閣僚評議会規則に基づく。これに続き、閣僚評議会の決定により割り当てられる助成限度額は1億ズロチであり、これを超える金額については、国会による採決が要請される。
- 多年度プログラムに基づく支援は民間機関に与えられる国家レベルの支援であり、ポーランドとEUの規則に従わなければならない。

## EU助成金の採用

競争力をつける戦略の立案と実行には多大な投資が必要となる。しかしこれを企業の資金力で行うことは必ずしも可能とは限らない。また、貸付に関する手続は、時間がかかり、複雑な場合がある。そこで、そういった企業はEU助成金の利用が検討可能である。2007年から2013年の間、ポーランドへのEU助成金の大部分は、企業支援を目的としている。従って、適切なEU助成金の申請により、企業は事業戦略上の重要な資金源を得ることができる。

## 利用可能な助成金

2007年から2013年の財政的な展望において、企業は、EU助成金（650億ユーロ）のかなりの部分を利用することができる。EU助成金は、企業活動の特定の領域で利用できるため、当該資金は支援プログラムに準拠して運営されている。下記の表は、2007年から2013年までの特定の支援プログラムに指定されている活動を示したものである。

プログラム	目的/領域	利用可能資金	適格事業等
人的資源 (2007年～ 2013年)	近代経済のための人的資源開発	5億4百万 ユーロ以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>→教育研修と修士教育支援。</li> <li>→全国又は地方における（一般的及び専門的）教育研修と個人事業開発戦略に基づいた企業家（又は企業家グループ）へのカウンセリングプロジェクト。</li> <li>→教育研修への身体障害者参加への対応、電子学習システム等の購入及びリース。</li> </ul>
	研究開発人員の能力強化	6千1百万 ユーロ以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>→研究開発結果の商業化（教育と研修）及び科学研究と研究開発人員の技術力向上プロジェクト。</li> <li>→経済のための科学研究と開発研究の重要性に対する研究開発人員と起業家の認識向上に関するプロジェクト。</li> <li>→教育課程において科学的業績を奨励する活動。</li> </ul>
	地方の人材育成と事業の成長	12億7千万 ユーロ以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>→専門技術開発に関する支援及びカウンセリング：管理職人員と従業員に対する教育研修（一般及び専門）及びカウンセリング。</li> <li>→教育研修及びカウンセリングを通じて、従業員と企業経営者に、近代化対応支援プロジェクト実施の必要性和可能性を認識させる。</li> <li>→事業変革を推進する企業家のための教育研修及びカウンセリング。</li> <li>→再就職斡旋プログラムの実施において、近代化の過程にある雇用者の支援。</li> </ul>

プログラム	目的/領域	利用可能な資金	資金提供の資格があるプロジェクトの追記事項
経済革新 (2007年～ 2013年)	該当プロジェクトに対する支援	3億9千万ユーロ	→研究開発向け協調融資。研究開発内容とその成果が申請書に含まれていなければならない。
	研究開発成果の導入に対する支援	3億9千万ユーロ	研究開発成果の導入は以下のような事前対応を含む： →導入準備（手続の設定、技術に関する文書化、試験）； →導入そのもの； →導入に必要な投資、コンサルティング及び教育研修。
	企業の研究開発活動の奨励及び産業化に対する支援	1億8千6百万ユーロ	研究開発活動の開始や推進のための支援。これには、コンサルティングサービス（中小中堅企業のみ）や研究開発活動に関する無形固定資産の購入を含む事業拠点の研究開発センターへの事業転換等も含まれる。
	革新的な新規投資	14億2千万ユーロ	3年以内にポーランドで実施可能な技術的・組織的問題解決手法の導入及びこれに必要な教育研修・コンサルティングに関する新規投資（製造及びサービス業）。
	経済的重要性の高い投資に対する支援	10億ユーロ以上	以下の投資に対する支援： 製造部門（最低適格経費4千万ユーロと正味400人以上の雇用増加）； サービス部門（シェアードサービスセンター、ITセンター、研究開発センターなどで正味200人（研究開発センターは20人）以上の雇用増加）。

プログラム	目的/領域	利用可能な資金	資金提供の資格があるプロジェクトの追記事項
-------	-------	---------	-----------------------

インフラと環境 (2007年~2013年)	環境関連規制遵守のための支援	2億5千万ユーロ以上	→環境管理システムに対する支援。 →資源と廃棄物管理の最適化。 →環境保護において最良の実践をしている企業に対する支援。 →水と汚水管理を行う企業に対する支援。 →大気汚染防止事業を行う企業に対する支援。 →廃棄物と危険廃棄物のリサイクルを行っている企業に対する支援。 上記は大企業のみが支援対象。
	環境にやさしいエネルギー基盤	合計8億2千万ユーロ (事業向け資金7億5千万ユーロ以上含む)	→エネルギーと熱生成効率の改善。 →流通ネットワーク効率の改善。 →再生可能資源からのエネルギー生成。 →再生可能資源からの生物燃料の生産。 →再生可能資源からのエネルギー及び燃料を生産する機器等の製造。 →再生可能資源からエネルギーを受け取るネットワークの構築。
	エネルギー保全	11億ユーロ以上	天然ガス貯蔵施設の建設及び拡張、エネルギー、天然ガス及び石油輸送システムの開発。 →非ガス田地域の天然ガス供給システムの構築と既存の供給ネットワークの近代化。
	環境にやさしい輸送形態の開発	2億1千780万ユーロ	→鉄道ルート及び港湾におけるコンテナターミナル及び物流センターの建設。 →物流ターミナル及びセンターでの最新の管理体制の実現。

更に、比較的小規模の事業を営む企業は、地方支援プログラムに基づく共同基金に申請することもできる。

EU助成金は国の支援プログラムだけでなく、特定のプログラムに基づきEUレベルでも利用可能である。この一例が2007 - 2013年 (第7) フレームワークプログラムである。

第7フレームワークプログラムは、R&Dに重点を置く国際的な投資に対する基金の一つで、これは、リスボン戦略実施の一環である。2007年から2013年の間、当該フレームワークプログラムは5つの特定分野 (協力、構想、人材、共同研究センター及び能力) において実施される計画である。当該フレームワークプログラムは特に国際的プロジェクトに焦点を絞っており、EU全体で324億1,300万ユーロ

口の資金によって、保健、農業、生体工学、情報技術及び通信、超微細加工技術、材料工学、エネルギー、環境、運輸、宇宙及び保安等の分野におけるプロジェクトに対する協調融資を可能としている。

# 事業形態

## 概要

- 一般規則及び許可

ポーランドにおける事業活動の多くは、2004年7月の自由経済法に規定されている。この法律は、ポーランドにおける事業の運営や閉鎖、その他関連行政手続等を規定している。

また、ポーランドにおける法的事業形態は2000年9月の会社法が定めており、合資会社、有限責任事業組合、有限責任会社、ジョイントストック会社等がある。

ポーランドはEU加盟国であるため、会社設立、経営については、EU、欧州自由貿易連合（EFTA（欧州経済領域〈EEA〉を含む））からの外国人と同様の規定がポーランド市民にも適用される。

EUとEFTAからの投資家に対しては以下の法的事業形態が認められている：

- 個人事業主（indywidualna działalność gospodarcza）
- 民法上の組合（spółka cywilna）
- 登録組合（spółka jawna）
- 合資会社（spółka komandytowa）
- プロフェッショナル・パートナーシップ（spółka partnerska）
- 有限責任事業組合（spółka komandytowo-akcyjna）
- 有限責任会社（spółka z ograniczoną odpowiedzialnością）
- ジョイントストック会社（spółka akcyjna）
- 欧州会社（spółka europejska, Societas Europea）
- 欧州経済利益団体（Europejskie Zgrupowanie Interesów Gospodarczych, EEIG）

これらの規則は、EU及びEEA以外に居住する外国人のうち、以下に該当する者についても適用される：

- ポーランド滞在許可の取得者
- ポーランド特別滞在許可の取得者又は難民認定者
- ポーランド短期滞在許可の取得者

特別な国際条約等の適用がない限り、上記以外の外国人は次の事業体を経営することができる：

- 合資会社（spółka komandytowa）
- 有限責任事業組合（spółka komandytowo-akcyjna）
- 有限責任会社（spółka z ograniczoną odpowiedzialnością）
- ジョイントストック会社（spółka akcyjna）。

従って、EU 及び EEA 以外の国に居住する外国人は、これらの組合又は会社の株式等を取得することができる。また、外国企業は支店又は駐在員事務所を設立することができるが、一定の事業活動は、認可又は許可等によって規制されている。

- 許認可事業

許認可は、通常 5 年以上 50 年以下の期間で与えられ、所定の申請手続を行う必要がある。管轄当局は、許認可と共に監督権限を有する。主な免許の種類と所管官庁は次の通りである。

許認可を必要とする活動の種類	所管官庁
発掘作業及び濃縮過程後の埋蔵物及び廃棄物から生じた鉱物及び鉱物資源の調査、識別、発掘	環境大臣（一定の場合には、他の省庁の承認が必要）
爆発物、武器、弾薬、軍又は警察が使用する商品等の製造及び取引	内務行政大臣
石油その他エネルギーの製造、加工、貯蔵、輸送その他の取引	エネルギー庁長官
人民及び財産の保護	内務行政大臣
航空運輸	社会基盤大臣
ラジオ及びテレビ放送	国家放送評議会

- 営業許可

以下に掲げる事業活動には、営業許可の取得が必要である。

- ・ アルコール飲料の卸売
- ・ アルコール及びタバコ又はその関連製品の製造
- ・ 有害又は有毒物質の製造及び販売
- ・ 麻酔薬、向精神薬の製造及び販売
- ・ 放射性物質の製造及び販売
- ・ 麻薬の販売
- ・ 空港管理
- ・ 薬品の製造及び取引又は薬局もしくは医薬倉庫の営業
- ・ 郵便及び配達サービス
- ・ カジノ、銀行業、保険業、商品取引所の営業及び証券業
- ・ 通信業、輸送業
- ・ 遺伝子組換え作物研究
- ・ 水道及び下水処理業
- ・ 廃棄物処理業

- ・ ナンバープレートの製造
- ・ 投資ファンド又は年金基金の設立
- ・ 通関代理業
- ・ 動物用の医薬品の製造及び卸売
- ・ 肥料、農薬に係る取引
- ・ 不動産仲介業
- ・ 漁業
- ・ 経済特区における経済活動 等

## 事業活動形態

- ・ 個人事業主

個人が小規模事業を行う場合に最も一般的な形態である。個人事業主は無限責任を有し、各市町村で登録される。また、個人所得税 ( PIT ) の対象である。

- ・ 民法上の組合

民法上の組合は民法に基づき、2人以上の自然人又は法人によって設立することができる。しかし、法人格はなく取引を自己 ( 組合 ) の名で行うことができない。組合員は組合の債務に対し、連帯かつ個別に責任を負い、( 地方 ) 登記局で登記されなければならない。2年間連続で年収が80万ユーロ以上の場合、登記裁判所登記局において、第二会計年度の終了前に当該組合の登記が必要であり、これにより、当該組合は登録組合となる。

- ・ 会社法上のパートナーシップ

組合に法人格はないが、権利を取得し、義務を負担し、法廷手続の主体となることができる。会社法上の組合は、以下の4種類に分類される：

### 1) 登録組合

登録組合は民法上の組合より大規模な事業活動を行う場合に、会社法に基づき設立される。組合契約書の作成が設立要件 ( それ以外は無効 ) であり、登記裁判所登記局において登記されなければならない。全ての組合員は組合債務につき無限責任を負い、また、組合を経営し、代表する権限を有するが、裁判所での申請又は組合員の合意がある場合には一部の組合員の代表権を除外することができる。

### 2) 合資会社 ( 組合 )

合資会社は無限責任の組合員及び有限責任の組合員により構成されるが、最低1人は組合の債務について無限責任を負わなければならない。合資会社の設立に当たり、公正証書の作成 ( それ以外は無効 ) 及び登記裁判所登記局での登記が必要となる。

### 3) プロフェッショナル・パートナーシップ

プロフェッショナル・パートナーシップは、下記に挙げる一定の職業（自由業）についてのみ認められ、主な特徴は、組合員は、自己の事業活動に起因する本人及び部下の債務につき責任を有するが、他の組合員の活動、債務、損害につき責任を負わない点である。設立に当たり、公正証書の作成及び登記裁判所登記局での登記が必要となる。各組合員は定款に規定されない限り、それぞれ独立して代表権を持つ。組合員は他の組合員の決議により選任又は解任される。

弁護士、薬剤師、建築家、土木技師、公認会計士、保険販売員、税理士、監査人、医師、歯科医師、獣医師、公証人、看護婦、助産婦、法律顧問、弁理士、資産アドバイザー、翻訳（通訳）家、株式組買人、投資アドバイザー

### 4) 有限責任事業組合

有限責任事業組合は、ジョイントストック会社と合資会社の組合せであり、無限責任の組合員及び有限責任の組合員によって設立される。最低1人の組合員は組合債務につき無限責任を有し、かつ最低1人以上の組合員は出資者となり、組合債務につき責任は有しないが、出資持分の取得、払込責任を有する。また、組合員は会社を代表できるが、出資者たる組合員は委任状に基づいてのみ代表となることができる。当該組合は、組合員総会及び監査役会を設置でき、最低出資金額は5万ズロチ、設立に当たり、公正証書の作成及び登記裁判所登記局での登記が必要となる。

#### • 会社

外国人がポーランドで営業活動する中で最も一般的な形態は、有限責任会社及びジョイントストック会社である。原則として、会社債務に対する責任は出資額を限度とするが、任務懈怠の場合、取締役会は連帯して責任を負うこととなる。当該責任は以下の場合には免除される：

- 破産宣告の申立、その他の法的処分の開始又は当該任務不履行の無過失を立証した場合
- 破産宣告の申立、その他の法的処分の開始がなかった場合でも、債権者に損害がないことを立証した場合

#### 1) 有限責任会社 (LLC, Sp. z o.o.)

有限責任会社は内外の投資家に最も利用される形態であり、設立時に公正証書の作成及び登記裁判所登記局での登記が必要である。自然人、法人とも発起人になることができ、一定の制限のもと1人株主による設立も可能である。有限責任会社は法人格を有し、取締役会が最高意思決定機関である。最低資本金は5万ズロチ、株式の最低額面価格は50ズロチである。現物出資も認められ、会社は登記によって成立する。

#### 2) ジョイントストック会社 (S.A.)

ジョイントストック会社は、設立時に公正証書の作成及び登記裁判所登記局での登記が必要である。自然人、法人とも発起人になることができ、一定の制限のもと1人株主による設立も可能である。有限責任会社は法人格を有し、取締役会が最高意思決定機関である。最低資本金は50万ズロチ、株式の最低額面価格は0.01ズロチである。現物出資も認められ、会社は登記によって成立する。銀行等特定業種の企業、上場企業はジョイントストック会社でなければならない。

有限責任会社とジョイントストック会社の主な相違点は、以下の通り：

	有限責任会社	ジョイントストック会社
1. ポーランド人又は外国人の発起人数	最低 1 人 ( 但し、1 人株主の有限責任会社は単独で発起人になれない )	最低 1 人 ( 但し、1 人株主の有限責任会社は単独で発起人になれない )
2. 制限される業種	銀行業、保険業、証券取引所等はジョイントストック会社でなければならない。	規制なし
3. 最低資本金額 ( ズロチ )	5 万ズロチ	50 万ズロチ
4. 設立時必要拠出額	100 %	最低 25% ( 現物出資による株式の場合、設立登記後 1 年以内の全額拠出が認められる )
5. 最低額面金額	50 ズロチ	0,01 ズロチ ( 1 グロシエ )
6. 現物出資の評価	正式な評価は必要なし	正式な評価が必要。 発起人により報告書が作成され、裁判所選任の検査役の調査を受ける
7. 種類株式	種類株式の設定には一定の制限がある	上場株式のみに認められる ( 無議決権株式を除く )
8. 株式の法的意義	株式は財産権を表象するが有価証券ではなく、株券は発行されない	株券を発行しなければならない
9. 現物出資で発行された株式の譲渡	規制はなく、直ちに売却できる	このような株式は登録が必要であり、株主総会で、全額払込が完了した会計年度に係る財務諸表の承認を受けるまでは譲渡等することができない
10. 株式公開	認められない	可能
11. 追加払込 ( dopłaty )	定款に基づき一定の限度額の範囲内で、株式所有割合に応じた追加払込を株主に義務づけることができる。これは増資には該当せず、株主総会の承認に基づき株主に返還することができる	適用されない
12. 株主の意思決定プロセス	特定の決議事項 ( 定時総会決議事項を除く ) は、書面決議が可能 決議要件 ; 普通決議 : 過半数 特別決議 : 2/3、定款の改定、営業譲渡、清算など 特殊決議 : 3/4、重要な事業範囲の変更、合併など 決議要件の定款による加重、1 株式につき 1 議決権以上の付与が可能	全ての株主総会決議事項の ( 定時又は臨時 ) 株主総会での決議及び公正証書による株主総会議事録が必要 決議要件 ; 普通決議 : 過半数 特別決議 : 2/3、重要な事業範囲の変更など 特殊決議 : 3/4、組織変更、株式償還、増減資、営業譲渡、清算など
13. 召集通知なしで開催される株主総会決議	株主総会決議の開示は強制されない	株主総会決議は、登記事項を除き、決議より 1 か月以内に裁判所において公

	有限責任会社	ジョイントストック会社
議の公表		示されなければならない
14.株主総会議事録 (公正証書による)	定款改定の場合のみ必要	各株主総会で必要
15.取締役の任期	期限なし	5年以内で再任可能
16.監査役会又は会計 監査委員会	資本金 50 万ズロチ以下、株主数 25 人以下の場合、監査役会等の設置義務なし 監査役会は監査役 3 人以上必要	監査役会は必要機関で、監査役 3 人以上必要 ( 国営企業は 5 人 )
17. 監査役の任期	定款規定がない限り 1 年	5 年以内で再任可能
18. 準備金	特別準備金を任意に設定できる	資本剰余金が資本金の 1/3 に達するまで、8%の資本剰余金の増額が必要
19. 外部監査	下記のうち 2 つ以上の基準を満たす場合 会計監査が必要 a) 年間平均被用者 50 人超 b) 資産総額 250 万ユーロ超 c) 売上高及び金融収益との合計 500 万ユーロ超	年次会計監査が必要
20. 残余財産分配	残余財産の分配は、清算手続開始及び債権者集会の公告日から 6 か月以内に行うことはできない	残余財産の分配は、清算手続開始及び債権者集会の最終の公告日から 1 年以内に行うことはできない

- 支店及び駐在員事務所

外国企業は組合や会社のほか、支店や駐在員事務所も開設することができる。

1) 支店

外国企業は、自然人、法人共に、支店により事業活動 ( 銀行業務、保険業、信託業務を含む ) を行うことができる。支店は、外国企業の一部であり法人格はなく、その事業範囲は外国の本店で定められた事業活動の範囲内に限られ、登記裁判所登記局で登記後に事業活動を行うことができる。

2) 駐在員事務所

駐在員事務所の活動は、本国での事業のための広告及び販売促進活動等に厳しく制限されている。また、駐在員事務所は、経済省の管轄下における登記局で登録される。

## ポーランドにおけるビジネス開始までの9ステップ

### ステップ1：会社定款等の公証手続

期間：1日

費用：公証人手数料 ( 1,010 ズロチ+ 資本金 6 万ズロチ以上の場合、その 0.5% ) + VAT  
( 公証人手数料の 22% ) + 民事取引税 ( 資本金の 0.5% )

### ステップ2：登記裁判所登記局 ( Krajowy Rejestr Sądowy ) への登記

期間：14日

費用：1,000 ズロチ ( 登録費用 ) + 500 ズロチ ( 公示費用 )

### ステップ3：会社登録番号 ( REGON ) の取得

期間：1日

費用：無料

### ステップ4：銀行口座の開設

期間：1日

費用：無料 ( 各銀行の規定に基づく )

### ステップ5：納税者番号 ( NIP ) の取得

期間：3~4週間

費用：無料

### ステップ6：付加価値税 ( VAT ) 登録

期間：1日

費用：152 ズロチ

### ステップ7：社会保障当局 ( Zakład Ubezpieczeń Społecznych ) への登録

期間：1日

費用：無料

### ステップ8：国立労働監督局 ( Państwowa Inspekcja Pracy ) への登録

期間：1日

費用：無料

### ステップ9：国立衛生監督局 ( Państwowa Inspekcja Sanitarna ) への登録

期間：1日

費用：無料

## ポーランドでのビジネス開始までの9ステップ(詳細)

### ステップ1: 会社定款等の公証手続(ジョイントストック会社と有限責任会社のみ)

定款の作成及び署名後、公証手続を開始する。

ジョイントストック会社の定款の記載事項は以下の通り:

- 企業名及び所在地
- 業種
- 存続期間に制限がある場合には、企業の存続期限
- 資本総額、登記前払込済み資本金額、株式の額面金額及び株式数、登録又は無記名株式の別
- 特定株式の種類毎の株式数及び権利(該当ある場合)
- 発起人の氏名及び住所
- 取締役会及び監査役会の人数あるいは最少又は最大人数、指名委員会等
- 官報等以外の方法により公告を行う場合には、その公告方法

有限責任会社の定款の記載事項は、以下の通り:

- 企業名及び所在地
- 業種
- 存続期間に制限がある場合には、企業の存続期限
- 資本総額
- 株主が1株以上を所有する権利の有無
- 個人株主により所有される株式数及び額面金額

設立時の最低払込資本金額

- ジョイントストック会社: 設立時における資本金の25%
- 有限責任会社: 設立時における資本金全額

### ステップ2: 登記裁判所登記局(Krajowy Rejestr Sądowy)への登記

登記裁判所登記局(KRS)への登記申請書は、会社所在地を管轄する登記裁判所の経済部に提出する。当該申請書には取締役全員の署名及び下記書類の添付が必要:

- 定款
- 取締役の選任に関する議事録(有限責任会社の場合は、定款記載ない場合のみ)
- 全株主により設立時資本金の全額が払込まれた旨(有限責任会社)又は金銭出資及び定款に規定された現物出資が法的に発効した旨(ジョイントストック会社)に関する取締役全員による宣誓書
- 全取締役が署名した全株主(個人及び企業)の名称、所有株式数及び額面金額(後者は有限責任会社のみ)の明細

- 公証人に認証された又は裁判所作成の取締役全員の署名見本
- 会社設立及び株式引受（後者はジョイントストック会社のみ）に関する公正証書
- 銀行等による株式払込証明、登記後に現物出資がなされた場合には、当該出資が有効になされた旨の取締役全員による宣誓書（後者はジョイントストック会社のみ）

登記裁判所登記局（KRS）への登記申請と共に会社登録番号（REGON）（ステップ3参照）、納税者番号（NIP）（ステップ5参照）の申請が可能である。この場合、会社所在地の管轄地方登記裁判所の経済部は、REGONの取得申請書を統計局、NIPの取得申請書を税務署へそれぞれ登記完了後3日以内に提出しなければならない。しかし、実務上はこの方法の方が時間を要するため、これら3つは別個に申請されるのが一般的である。登記裁判所登記局の登記は裁判所の経済報告により公示される。また、個人事業者及び民法上の組合は、市町村が管轄している事業活動登録簿（Ewidencja Działalności Gospodarczej）への登録を要する。

### ステップ3：会社登録番号（REGON）の取得

公証手続き終了後14日以内に、REGONを取得するために、統計局（Urząd Statystyczny）に通知しなければならない。上述の通り登記裁判所における会社登記と共に手続きを行うことも可能である（ステップ2参照）。REGONの申請は、無料であり通常、管轄する統計局から即時発行される。

### ステップ4：銀行口座の開設する

全ての企業はポーランドの法律に基づきポーランドにおいて銀行口座を開設しなければならない。口座開設には、REGON証明書、定款及び署名見本の提示と社印が必要である。

### ステップ5：納税者番号（NIP）の取得

VAT控除及び請求書発行を行うためには、企業は納税者番号（NIP）を取得しなければならない。納税者番号の取得には、以下の書類の提出が必要である：

- 定款
- 登記裁判所登記局から発行された登記証明書
- REGON証明書
- 企業が所在する土地（建物を含む）の法的権利を示した文書
- 銀行口座開設に関する契約書

### ステップ6：付加価値税（VAT）登録

NIPの取得申請と共にVAT（付加価値税）登録を行う。企業の年間総売上高が1万ユーロを上回る場合には、VAT登録は義務である。当該登録はVATに係る事業開始前までに必要である。尚、企業がEU域内供給取引を行う予定である場合には、EUのVAT登録が必要である。

### ステップ7：社会保障当局（Zakład Ubezpieczeń Społecznych）への登録

従業員の雇用から7日以内に、会社は保険料の納税者として社会保障当局への登録を行わなければならない。申請場所は企業所在地の管轄社会保障当局の監督局であり、申請書には REGON 証明及び NIP 証明を添付する必要がある。NIP 番号は社会保障関係の登録時の法律上の義務ではないが、実務上は、社会保障当局のシステム登録上必須項目となっている。

#### ステップ8：国立労働監督局（Państwowa Inspekcja Pracy）への登録

従業員雇用から30日以内に、企業は雇用者数、業種、事業範囲及び所在地等を国立労働監督局に通知しなければならない。

#### ステップ9：国立衛生監督局（Państwowa Inspekcja Sanitarna）への登録

事業開始から30日以内に企業は業種、事業範囲及び所在地等を国立衛生監督局へ通知しなければならない。個人経営者は当該通知を行う必要はない。

#### ◆ワンストップサービス

現在ポーランドでの起業手続きにおいて“one-stop shop”（ワンストップサービス）政策が行われている。ある地方自治体では、管轄地域において事業活動を行う企業設立手続きを一括して行うことが可能となっている。また、インターネットにより申請手続きが可能な当局が増加している。

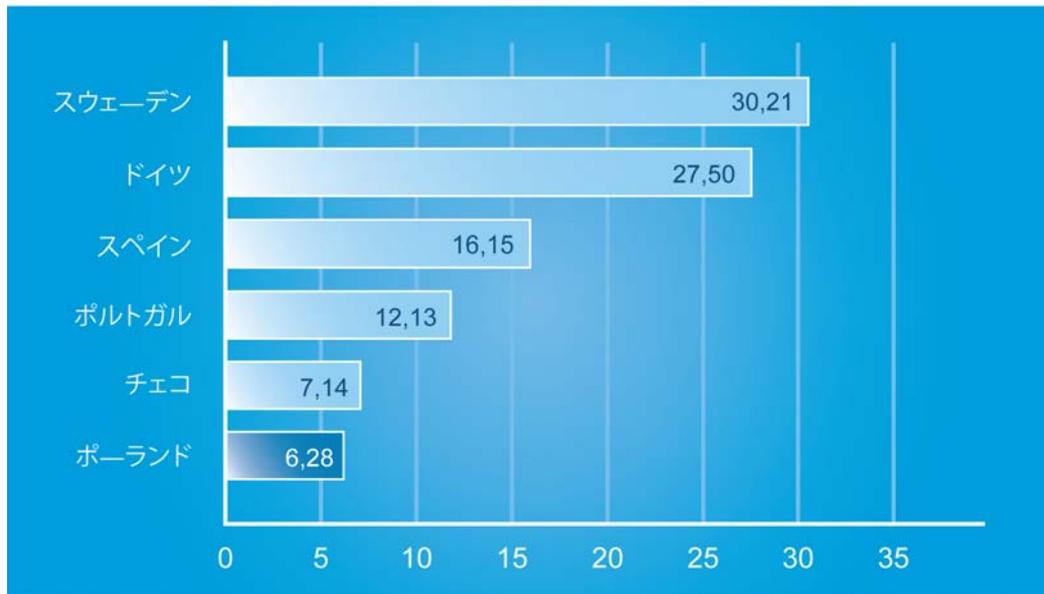
## 労働市場

ポーランドは、低い労働コストと高い質の労働力により、労働集約的な投資に非常に適した場所である。

#### 人件費

下記のグラフから、他の EU 諸国に比べて労働コストの観点からポーランドは最も競争力が高いことが分かる。

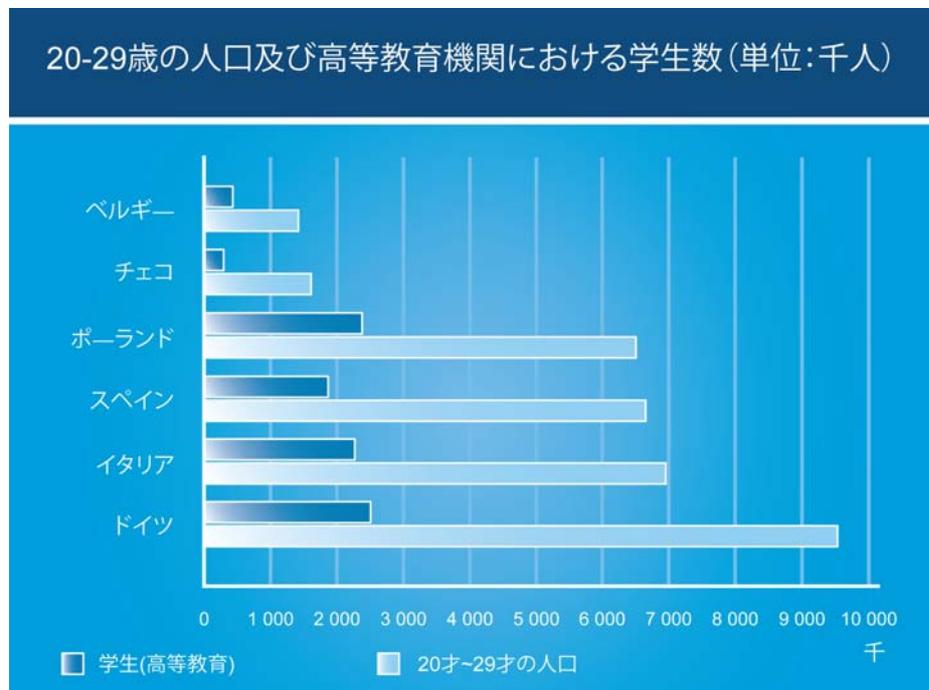
## 2006年の1時間あたりの人件費 (円)



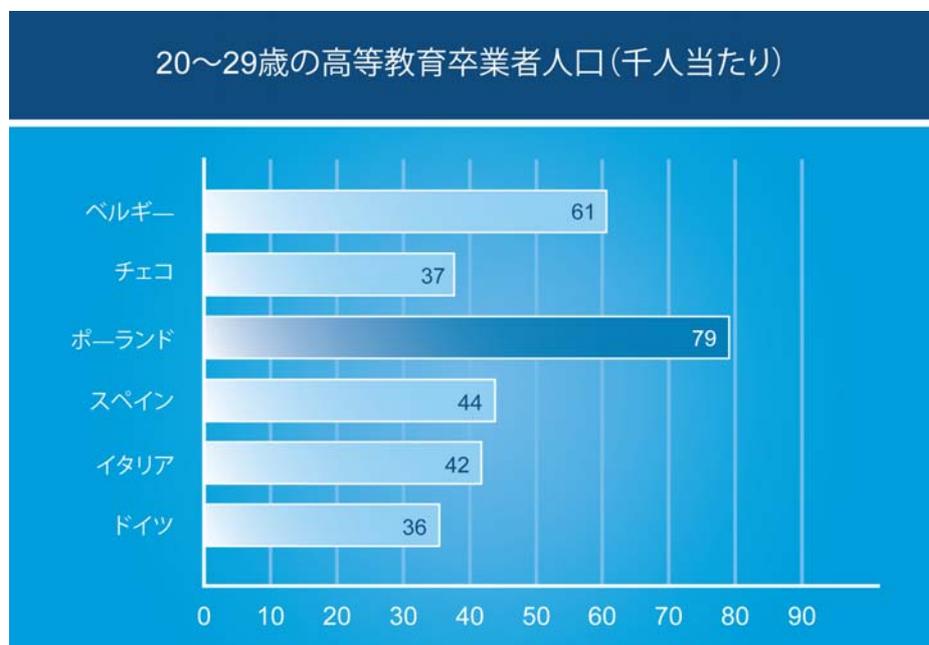
資料:EU 統計局 (Eurostat) 2007 年

## 労働力の質

下記グラフから明らかなように、ポーランドを選択した投資家にとって、ポーランド市場の特徴は若くて能力の高い労働力であろう。



資料:EU 統計局 (Eurostat) 2007 年



資料: EU 統計局 (Eurostat) 2007 年

## 労働条件

労働条件は労働環境に関する多様な要因を含んでいるが、特に生産工程と被用者が果たすべき職務に依拠している。これら要因には快適さ、安全性、労働時間など、職場環境も含まれる。

ポーランドの労働条件は、1990年代中頃から計画的に改善されてきた。ポーランド人の多くは、職場の雰囲気、経済的援助、施設の水準等の観点から職場環境は良好であると評価している。他方、他のEU加盟国と比較すると職場における事故等がより多く記録されている。しかし同時に、近年、職場での健康管理及び安全性、更に仕事の効率性にも著しい改善がみられている。

## 労働時間

ポーランドの標準労働時間は、1日8時間（日次）、1週40時間（週次）である。また、毎週の時間外労働を含む標準時間は平均48時間を越えてはならないが、当該制限は管理職には適用されない。

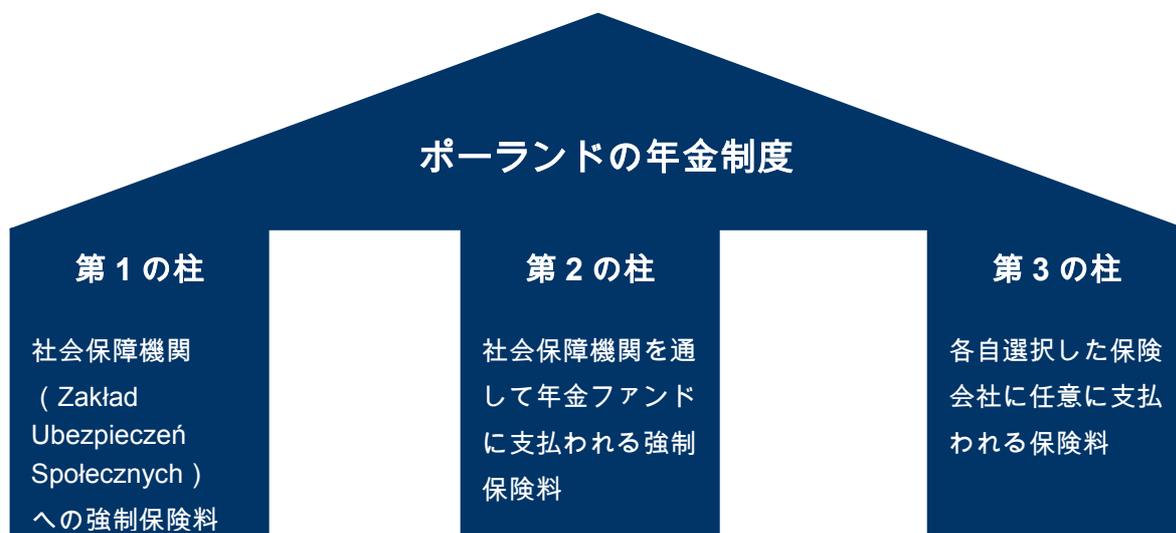
労働法に規定された標準労働時間外の勤務は残業となり、割増賃金の支払い又は代替休暇により補償される。監督者の命令による休日、祝祭日における勤務も超過勤務として、被用者は代替休暇取得の権利がある。尚、パートタイムの被用者の労働時間は、個々の雇用契約で決定される。

## 報酬

労働の対価は、職種とその職種に必要な技能等、また提供される業務量等に基づいていなければならない。報酬は労働時間（通常1か月単位、時給又は日給も可）又は業務の単位に基づいて、最低1か月に1回、事前に定められた期日に支払われる。2008年の法定最低賃金は1,126.00ズロチ（法律広報2007年171号1209）、新規就業者の場合は900.80ズロチを下回ってはならない（法律広報2002年200号1679）。

## 年金制度

下図に示すように、ポーランドの社会保障制度は3本の柱に基づいている。



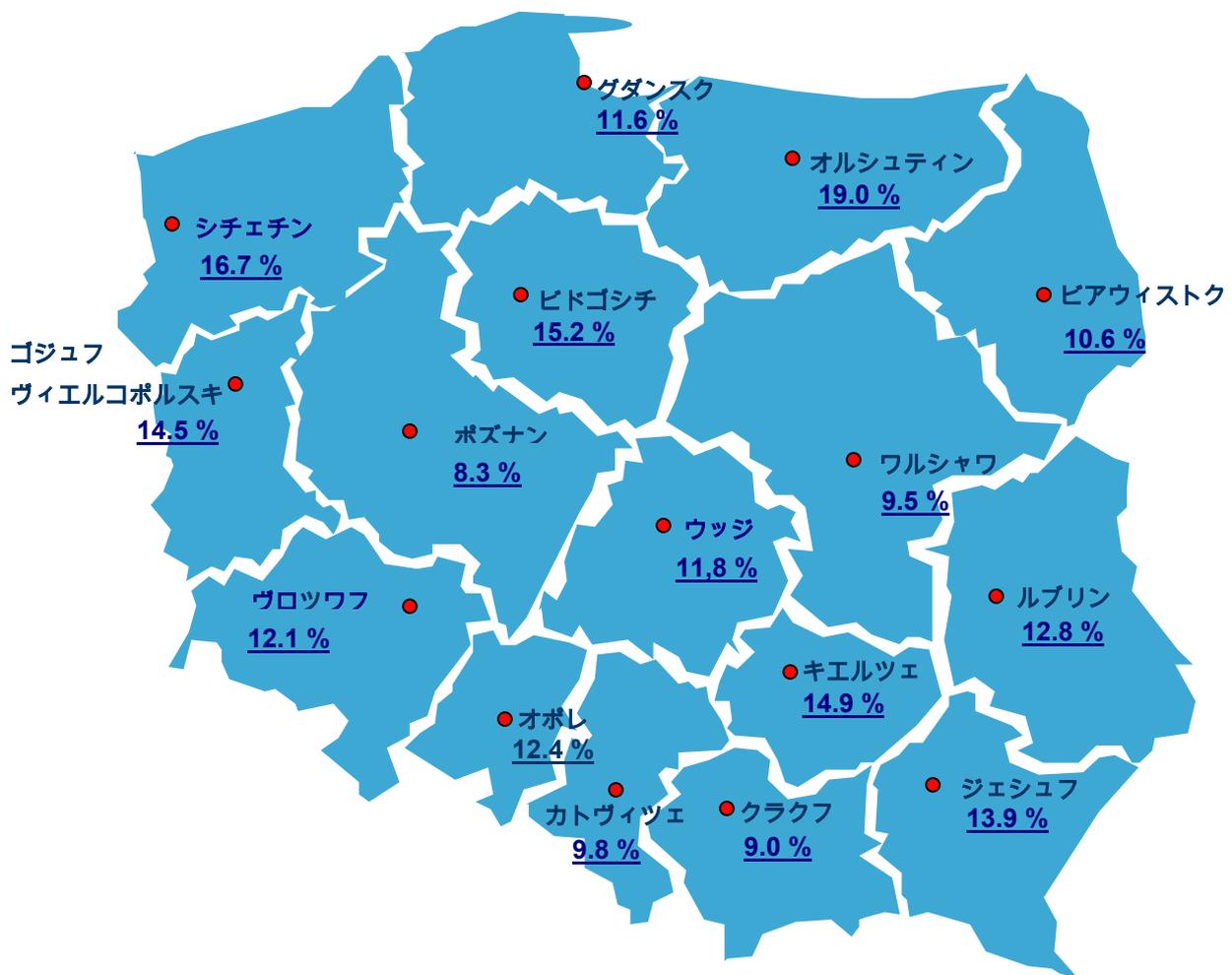
年金受給資格取得には下記2要件が必要であるが、特定の場合、一定の基準を充足すれば早期退職が可能である。：

- 受給開始年齢 - 女性 60 歳、男性 65 歳
- 保険料納付期間 - 女性 20 年、男性 25 年

### 失業

ポーランドは、記録的失業率の減少にもかかわらず、EUの中でも失業率の高い国である。2007年9月末時点では、労働局の登録済失業者数は1,777,800人(うち女性1,059,000人)、うち43.6%は農村地帯の居住者であり、失業率は労働力人口の11.6%であった。

全16県の失業率は、下図の通りである。



高い給与課税が、しばしば高失業率の主要因の1つとみなされるが、年金及び社会保障制度を支えるための社会保障機関への拠出は不可欠である。

2007年9月現在の最高失業率

- 19,0% : ヴァルミア・マズーリ県 ( Warmińsko-Mazurskie ) ( オルシュティン ) :
- 16,7% : 西ポモージェ県 ( Zachodnio-Pomorskie ) ( シチエチン ) :
- 15,2% : クヤーヴィ・ポモージェ県 ( Kujawsko-Pomorskie ) ( ビドゴシチ ) :

#### 同、最低失業率

- 8,3% : ヴィエルコポルスカ県 ( Wielkopolskie ) ( ポズナン )
- 9,0% : マウォポルスカ県 ( Małopolskie ) ( クラクフ )
- 9,5% : マゾヴィエツキ県 ( Mazowieckie ) ( ワルシャワ )

## 労働関連法規

### 労働法

被用者と雇用者の権利と義務は、労働規約によって定義される。労働規約は、労働法関連の規則、条例、その他の施行文書を含み、雇用契約期間中の労使関係も規定する。

雇用契約は書面で行われなければならない。口頭による契約の場合でも、雇用者には、被用者の勤務開始日以前に、契約の種類とその条件に関する合意内容の書面による確認が義務づけられる。雇用契約の条件変更も文書化義務がある。必要的記載事項は下記の通りであるが、生命保険、競業禁止、諸手当等に関する記載は任意である。

- 契約の当事者
- 職務の遂行場所
- 契約の種類
- 契約締結日
- 報酬
- 労働時間
- 雇用の開始日と潜在的終了日

労働法は、労使間の団体交渉協定についても規定しており、団体交渉協定では被用者の権利についてより有利な条件を定めることができる。

### 外国人労働者

ポーランドの 2004 年の EU 加盟により、ポーランドで働く予定の外国人労働者の法的必要条件は、EU 加盟国の国民かその他の国民であるかにより異なる。外国人雇用に必要な手続は次の通りである。

EU 被用者 / 国民	EU 以外の被用者
<p>入国から3か月以内に、ポーランドでの実際の滞在場所を管轄する県庁で居住登録を行う。</p>	<p>手続きは、主に次の4つの段階からなる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 求人に関する公共広告及び地方労働当局からの意見を得る。この手続きの主目的は、雇用者から提供される仕事に適する技能があり、その仕事に就職を希望するポーランド人の有無を確認することである。</li> <li>・ 仮労働許可証の取得。</li> <li>・ ポーランドでの外国人滞在を合法化する書類を申請する（労働ビザもしくは滞在許可証）。</li> <li>・ 最終的な労働許可証の取得（最長1年）。</li> </ul> <p>全手続きには、約3か月を要する。</p>

## 雇用契約の種類

### ■ 試用期間契約

試用期間契約は、期間限定の契約であり、3か月以上の試用期間は認められない。通常2週間、1か月又は3か月間の契約である。試用期間の長さにより、契約は、3日から2週までの通知期間をもって解除することができる。

### ■ 有期雇用契約

有期雇用契約は、期間満了後に契約が終了するとみなされる。契約期間が6か月以下の場合、当事者の一方からの契約解除は認められず、両者の合意のみによって、解除することができる。契約期間6か月超の場合は、特約により2週間の通知期間をもって解除することができる。雇用者は、被用者と2回まで定期雇用契約を締結できるが、前の契約終了から1か月以内に締結する3回目の契約は、自動的に無期限契約となる。

欠員期間中の代替雇用契約は、特定種類の期限付雇用契約であり、双方は3日前の事前通知により当該契約を解除することができる。

### ■ 無期限雇用契約

無期限雇用契約においては、契約解除にあたり、一定の雇用者のもとでの勤務年数により、2週間（雇用期間6か月未満）、1か月間（雇用期間6か月以上）又は3か月間（雇用期間3年以上）の通知期間が必要となる。

## 雇用の終了

雇用契約は以下の場合に解除することができる。

- ・ 双方の合意に基づく場合
- ・ 通知期間がある場合（一方の通知により、通知期間経過後）

- ・ 通知期間がない場合（一方の通知により、通知期間なし）
- ・ 契約期間満了の場合
- ・ 契約上の業務完了の場合

## 休暇

### 有給休暇

被用者には年次連続有給休暇の受給資格があり、日数は以下の通りである。

- 20日： 10年未満の勤務
- 26日： 10年以上の勤務

過去の勤務期間は、非労働期間と雇用終了方法に関わらず、勤務期間に加算される。教育研修期間も勤務期間として加算される。

- パートタイム労働の場合の有給休暇

パートタイムの被用者は、労働時間に比例した有給休暇が付与される。パートタイム被用者には10日又は13日の有給休暇が適用され、これは前記の標準的な有給休暇20日と26日に相当する。

- 有給休暇付与の原則

1日の有給休暇は、通常の勤務8時間に相当する。

- 未消化の有給休暇

未消化の有給休暇の買上は、雇用契約の解除又は満了時にのみ行われる。

### 出産休暇

出産休暇の期間は以下の通りであり、産休時の給与は基本給の100%にあたる。

- 18週間： 第一子の出産後
- 20週間： 第二子の出産後
- 28週間： 2人以上の子供を同時に出産した場合

### 育児休暇

育児休暇は一子につき、最長3年間である。被用者は育児休暇を利用する最低2週間前に申請をしなければならない。育児休暇は4回に分けて利用することができる。また、次の場合に被用者は育児休暇を放棄することができる。

- 雇用者の同意による場合
- 被用者復職希望日より最低30日前に雇用者に通知した場合

## 疾病手当等

### 休暇期間等

- 休暇期間は、最長 182 日である。
- 12 か月間（暦月間）のリハビリテーション手当 - リハビリテーション期間が 182 日を超えた後、リハビリテーション又は治療により被用者が仕事に復帰できると考えられる場合。

### 疾病手当

- 基本給の 70%
- 基本給の 80%：被用者が入院した場合
- 基本給の 100%：女性の妊娠による障害、通勤途中の事故による障害、内臓器官等のドナー候補として必要な健康診断を受ける場合

### リハビリテーション手当

- 疾病手当の 90%：当初 3 か月（90 日間）
- 疾病手当の 75%：その後の期間
- 疾病手当の 100%：妊娠中の女性又は通勤途中の事故にあった被用者

## 団体雇用関連規制

### ポーランドの労働組合

#### 結成する権利と加入する権利

雇用者でない限り、農業生産協同組合員や予備兵役中の者も通常の被用者と同様に、雇用の種類に関係なく労働組合を結成し、加入する権利がある。年齢又は医療上の理由による退職者と失業者は、労働組合に属する権利を有し、組合員でない場合には、労働組合に加入する権利がある。また、警官、国境警備隊員、刑務所看守、国家消防隊員及び最高検査局員は、限定された権利を有する。

### ポーランドの主要な労働組合

現在 2 つの主要な労働組合が、ポーランドに存在する：

- 全国同盟労働組合（Ogólnopolskie Porozumienie Związków Zawodowych – OPZZ）：本部はワルシャワにあり、社会民主主義党に近い
- 独立自主管理労働組合「連帯」（Niezależny Samorządny Związek Zawodowy “Solidarność” – NSZZ “Solidarność”）：本部はグダンスクにあり、右派政党に近い

これらの労働組合は、国際労働機構のメンバーである。NSZZ「Solidarność」はヨーロッパの労働組合連盟と国際自由労働組合連合のメンバーでもあり、また、OECD の労働組合諮問委員会でも代表となっている。

### 労働者評議会

労働者評議会の設置義務を規定した被用者のための報告及び協議法が（法律広報 2006 年 79 号 550）2006 年 5 月 25 日に施行された。当該法規定は 50 人以上を雇用する雇用者に適用される。

労働者評議会への雇用者の義務は下記の通りである。

1) 会議に以下の情報を提供する：

- a) 雇用者の活動と経済的地位、その予期される変化
- b) 雇用上の地位、構造、その予期される変化、雇用水準を維持する活動
- c) 業務上の組織又は雇用の基礎に重要な変化をもたらす可能性のある活動

議題の調査、分析による協議への準備を可能とするため、これらは事前に会議に提供されなければならない。

2) 前記 b) 及び c) に関する問題点の協議

協議の時期は、被用者により提供された情報と会議の意見に基づき議題に係る問題点に関する活動を、雇用者が実行できるよう設定されなければならない。協議は、合意に達するために協議対象の問題点により、適切なマネジメントレベルで行わなければならない。

以下の組織体は、労働者評議会を設置する義務はない。また、議員数は雇用水準と労働組合の数により異なる。

- 50 人未満の従業員を雇用している雇用者
- 被用者の自治権がある国営企業
- 被用者の自治権がある官民合同企業
- 国立映画協会

## 不動産市場

2007年の状況を見るに、ポーランドが世界的な不動産投資市場において重要な投資対象国であることは論を待たない。多くの不動産取引がワルシャワで行われたが、地方市場もワルシャワ市場からの遅れを急速に回復している。2007年には、供給に対して過剰な需要により、同一物件が一年間に数度取引され、いずれも収益を生じるという事例も見られた。近年のポーランドの不動産市場は、中東欧の他の国々と比較して還元利回りの著しい低下が特徴として挙げられる。アーバンランド研究所 ( the Urban Land Institute ) とPwCの共同研究 ( 『欧州不動産市場の傾向』2007年 ) によると、短期的には高水準の投資収益率の享受は難しいであろうとの見通しを示している。関係者の見解によれば、「カントリーリスク等が収益率に正当に折り込まれていない」という。実際、ワルシャワの一流オフィス物件の収益率は、現在西欧の首都所在物件とほぼ同水準である。最終的には、現在のポーランド不動産投資市場の過剰なまでの加熱は沈静化し、本来の市場機会を正常に反映するようになるであろう。

今後、投資家は、都市部の再生と再開発の機会により大きな焦点をおくであろう。これは、技術面、機能面における全面的近代化プロジェクトがもはや地方市場において稀ではなくなることを意味する。そのようなプロジェクトは個有のアプローチを必要とし、各々のプロジェクトの実現可能性を評価するためには、経験豊かな財務アナリスト、物件運営管理及び都市計画の専門家、建築家等の緊密な協働が不可欠である。投資家が改修・改築の対象物件を都市部の超一流物件に限定するなど選別が進むに連れて、ポーランドの不動産投資の均一性は失われるであろう。

予想されるもう一つの傾向は、投資誘因が不動産の魅力の基本的尺度である立地に戻ることである。すでに、一部の投資家は、都市中心部の老朽化した建物が所在する好立地の権利を取得し、建て替え等によってより収益性の高い物件に再生することを試みている。住宅や工場を商業ビルに建て替えることが最もよく行われる。しかし、建て替えの際、元居住者に代替住居を提供することや、文化遺産管理委員 ( 古い住宅などの場合 ) と新しい建築構造について同意が必要な場合など障害は皆無ではない。

近代化や改造を伴う投資を避けたい投資家は、地域市場、すなわち小都市に注目し始めた。そこでは、投資の規模は小さいが、潜在的収益率は主要都市より高い。昨年いくつかの複合型ファンドが現れたが、それらは高収益率の同種物件からなるポートフォリオを構築し、その物件群を保有し、最終的には全物件を売却することによって大規模物件と同等の収益を確保することを目的としている。

### オフィス市場

ポーランドの賃貸オフィス市場には、大きな地域格差が存在する。市場の成熟度という観点からは、ワルシャワは、群を抜いており、他の大都会を引き離している。90年代中頃以降、ワルシャワは、不動産市場サイクルをひと通り経験し、現在成長期に戻っている。90年代初頭の近代的オフィススペースの不足は、賃貸市場に高騰をもたらし1平米当たり50ドルまで達し、他方、開発業者による多数の新プロジェクトが開始された。こうした状況下、21世紀初頭、市場水準を上回る賃貸料で提供されるオフィススペースが多数散見された。貸手である投資家は賃料の引き下げには消極的だった。これは、借入れによる資金調達の際の担保価値を含む事業計画を提出しているため、賃貸料の引き下げ幅を最小限に留

めざるを得なかったことによる。このような賃貸市場の停滞は、2005年まで続いた。今日の賃貸オフィス市場は、空室状況も健全なレベルに戻り、投資家が相応な収益率を期待できる状況となっている。

## 賃料

ワルシャワの中心部は、オフィス賃料が1平米当たり20~24ユーロであり、他のポーランドの都市との格差が際立っている。中心からはずれると、賃料相場は1平米当たり12~16ユーロに下がる。専門家は都心の表面賃料が現行水準に維持され、実効賃料はわずかな増加を伴うと予測している(オフィス需要の増加により、入居時インセンティブの縮小が可能になる)。地方都市で最も高い賃料はクラクフで、新築ビルやリフォームされた中古ビルの賃貸料は、1平米当たり15~16ユーロに及ぶ。これは、多くの会社がシェアードサービスセンターの拠点にクラクフを選ぶためである。競争力のある賃貸料と賃が高く比較的安価な人件費の他に、クラクフの地の利と空港へのアクセスが非常に重要な要素となっている。ポズナン、カトヴィツェ、3都市(グダンスク、グディニア、ソポト)、ヴロツワフなどの都市では、1平米当たり10~15ユーロの水準にある。

## 空室状況

2006年に、入居済オフィススペースの更なる増加があったが、それは前年ほど劇的な伸びではなかった。ワルシャワの賃貸オフィス市場では、2006年の空室状況は、劇的な成長期の直前の90年代末の水準に近づいていた。都心では、空室率は11.5%であったが、中心からはずれると、わずか5.5%であった。市の中心部の空室率が比較的高いのは、かなり高い賃貸料と近年の供給増のためである(例えばロンド1とプロスタ事務所センター)。しかし、今後2年間、都心部に隣接する地域でも、空室増加が予想されている。これは、新規オフィス(約65万平米)建設の大部分がその地域で展開されることになっているからである。クラクフでは空室率が低く、5%未満である。マウオポルスカ地方の都市では現在オフィスビルの開発が限定的な中で、テナント需要が減少しなかったために、これからしばらく空室率が更に減少すると予想されている。同じような傾向は、ヴロツワフにもあり、空室率が約5%である。

## 主な新規供給オフィス

オフィス名	面積 ( m <sup>2</sup> )	建設年	建設会社
<b>ワルシャワ ( Warszawa )</b>			
Blue Office Two	14 000	2008	Blue City
Equator Office	13 300	2008	Immoeast/ Karimpol Polska
Grzybowska Park	9 800	2008	AIG Lincoln
Headquarter of Poczta Polska	30 700	2008	PPUP Poczta Polska
Horizon Plaza	35 000	2008	Curtis Group
Jutrzenki Business Park II	2 700	2008	E&L Real Estates
Lipowy Office Park	38 400	2008	Hochtief Project Development Polska
Marynarska Business Park	43 000	2008	Ghelamco Poland
Marynarska Point	25 000	2008	Skanska Property Poland
N/A	7 600	2008	Canal+
Nefryt	15 200	2008	Globe Trade Centre
North Gate ( formerly Belveder Centrum )	28 000	2008	GVA Immoconsult Polska
Okęcie Business Park ( Nothus )	61 000	2008	Globe Trade Centre

ワルシャワ ( Warszawa )			
Platinum Business Park	45 000	2008	GTC Satellite
Tulipan House	18 000	2008	Slough Estates Polska
Adgar Plaza	25 100	2009	Adgar Postępu
Al. Jerozolimskie 61/63	3 100	2009	Reinhold Polska
Atrium City	18 500	2009	Skanska Property Poland
BTD Office Center	6 800	2009	BTC – Incest
Mokotów Plaza	17 000	2009	Celtic Asset Management
Park Postępu	34 000	2009	Echo Investment
Poleczki Business Park	24 000	2009	CA Immo International / UBM
Radwar Business Park	11 500	2009	Radwar
Rondo	20 000	2009	S+B CEE/Immoeast
Trinity Park Phase III	32 000	2009	Ghelamco Poland
Wolf Marszałkowska	11 100	2009	Wolf Immobilien Polen

ブロツワフ ( Wrocław )			
DTC Renoma	10 000	2008	DTC Renoma
Globis	14 500	2008	Globe Trade Centre
Karkonoska	36 000	2008-2009	Globe Trade Centre
Grunwaldzki Center	23 600	2008	Skanska
Bema Plaza	22 000	2008	Ghelamco

クラクフ ( Kraków )			
Edison	10 300	2008	Globe Trade Centre
Centrum Biurowe Kazimierz	14 700	2008	Globe Trade Centre
M65 Meduza	4 000	2008	GD&K Group

ポズナン ( Poznań )			
Nowe Garbary	7 000	2008	Regional Polska/Nikel
Malta Office Park	28 100	2008-2010	Echo Investment
Omega	7 450	2008	Ataner
Szyperska	17 000	2009	Wechta

資料: プライスウオーターハウスコーパス

## 市場の傾向

ダイナミックな市場の発展に関連して、以下の傾向が見受けられる：

- アウトソーシングセンター所在地としてのポーランドに対する関心の高まり。これらの投資は大量のオフィススペース（多くの場合、特定のクライアントの要請に応じて開発される）の賃貸のみならず、雇用機会の創出や新技術のポーランド移入を促進する。
- ホテル、オフィス、ショッピングエリア、娯楽スポット等からなる近代的複合施設の建設（ワルシャワのズオティ・テラス（Złote Tarasy）やウヅジのマニユファクトユラ（Manufaktura）、ポズナンのスタリ・ブロバル（Stary Browar）など）。これらの複合施設は、古い工業物件の改造によって開発される場合が多い。このようなオフィスは、最新技術によって近代化されている一方で、装飾や建築様式に趣向が凝らされており、入居の誘因となっている。

- 保有資産の有効活用を図るべく、セールスアンドリースバック契約に基づく新形態のオフィス使用の浸透。

## 店舗市場

現在では、投資家はワルシャワでの新プロジェクトには慎重になる一方で、他の都市へ注目を向けはじめている。開発機会を提供している都市ポズナン、クラクフ、3都市（グダンスク、グディニャ、ソポト）、カトヴィツェとその周辺地域、ウッジ、シチエチンのほかに、投資家は人口10万から40万人の都市にも興味を持っている。これらの都市では、特に食品販売業者向けの開発可能性がある。導入予定の大規模店舗建設規制により、大規模販売業者はより小規模な店舗の展開を強いられるであろう。

ワルシャワのショッピングセンターで、100平米以内のテナント賃料は、1平米当たり35~50ユーロの水準にある。例外は、ズオティ・テラス（Złote Tarasy）であるが、ここでは、一部のテナント料は1平米当たり85ユーロを上回っている。これは、このショッピングセンターが都市の主要な通りに面していること等を根拠としている。ガレリア・モコトフ（Galeria Mokotów）やアルカディア（Arkadia）などの一部のテナント料は1平米当たり65ユーロにのぼる。主な商店街に面した店舗のテナント料は、通常、ショッピングセンター内のテナント料を上回る。ワルシャワとクラクフの目抜き通りでは、1平米当たり100ユーロにもなる場合がある。ポズナンとヴロツワフでは平均テナント料は、1平米当たり45ユーロぐらいである。状況はカトヴィツェ、ウッジ、シチエチン又は3都市（グダンスク、グディニャ、ソポト）などでは異なる。これらの都市の主要な商店街に面したテナント料はショッピングセンター内よりも低い。

## 市場の傾向

過去数年間の店舗市場の開発より、以下の傾向が予想される。

- 老朽化した施設の改造や近代化に対する投資家の関心の高まり。多くの場合、そのような投資は都市行政と協力して行われ、物件は単に店舗のためだけではなく、多目的（文化的な催し、展示会、オフィスやエンターテイメント）に利用される。センターの魅力度を決定する要因としてより重要なのは、機能の組合せである。
- デベロッパーが大都市の周辺に、4万から6万平米のショッピングセンター建設を計画中。
- 大規模店舗が入居している既存の郊外型ショッピングセンターを拡大し、ショッピングパークに転換。ショッピングパークとは、各種（衣類、DIY、スポーツ用品など）ショッピングセンターの複合体であり、局地的に独立した商業施設を形成するものである。イケア（Inter Ikea）は、DIY及び室内装飾品分野の主要な施設となっている。
- 郊外の商業施設開発の一つとして、ファクトリーアウトレットが人気を得ている。
- 大店法のマイナス影響への対抗策として、大型スーパーマーケットの店舗構成が多様化している。

## 倉庫市場

ポーランドの倉庫の総供給は、1,600万~1,700万平方メートルの水準だが、近代的な倉庫スペースは、そのわずか15%と推定されている。現在建設されている倉庫と物流センターは、高層型の保管設備（最低高さ8-9メートル）を有しており、光通信システムと高品質の防火システムを備えている。温度や湿度レベルを調整管理する空調設備が標準になっている。これまで優位だったワルシャワ倉庫市場と他の倉庫市場の差はますます縮小している。ワルシャワの市場占有率は、2004年当初では、約85%であったが、すでに70%以下に下がっており、近代的な倉庫の場合にはおよそ55%にすぎない。地方都市の中で主要な地位を占めるのは、ポズナン、ヴロツワフ、シレジア地方と「黄金の三角地帯」（ウツジ、ピオトルクフトリブナルスキ（Piotrków Trybunalski）、ストリクフ（Stryków）の地域）である。これは、他の地域と比較してこれらの地域市場が急激に発展していること、地理的に重要であること、道路がよく整備されていることなどによる。

近い将来、2005年に開始されたグダンスク港での新DCTコンテナターミナルの建設と、グダンスクと南部を結ぶA-1高速道路開発と関連して三都市（グダンスク、グディニャ、ソポト）が上記の地域に加わることが予想される。東方との取引の復活により、ビアウイストク（Białystok）、ルブリン（Lublin）、ジェシュフ（Rzeszów）、ピアワポドラスカ（Biała Podlaska）、スバウキ（Suwałki）エウク（Elk）などの都市で、物流センター開発につながる可能性がある。

東部の都市は、ロシア、ベラルーシとウクライナのための倉庫拠点になり得る。しかし、逆説的に言えば、これは、ポーランドの東国境が長期間EUの東部境界である場合に限る。さもないと、デベロッパーはおそらく更に東部に新しい施設を設置するであろう。また、クラクフは、発展した地方消費市場でありながら近代的な保管スペースが不足しているため、新倉庫投資により利益を得る可能性がある。ビドゴシチとトルンは高速道路A1の建設と関連しているため、またシチエチンはドイツと国境に近接しているため同様の可能性を持っている。

ポーランドの倉庫市場は国際的開発業者によって支配されている。マーケットリーダーのプロロギス（ProLogis）に続きAIGリンカン（AIG/Lincoln）、シティポイント（City Point）、ベル（Bel Properties）そしてメトロポール（Metropol）は合計で市場の50%を占める。その他の業者は以下の通りである：ヘットマン（Heitman）、メナード・ドスウェル（Menard Doswell）とヨーロッパ流通センター（Europa Distribution Centre）。競争は非常に激しく、パナトンニ（Panattoni）やインモ産業グループ（Immo Industry Group）などもポーランド市場に興味を示していることから、この競争は更に激化すると予想される。

ポーランドの倉庫利用料は他の中東欧諸国と比べて比較的低い。ワルシャワ市場で利用料は1平米当たり3~6ユーロである。地方の都市の利用料は1平米当たり3~4ユーロである。以上に示した金額は、近代的な倉庫についてである。古い倉庫の場合、月に最高1平米当たり2.5~3.5ユーロが相場となっている。

## 市場の傾向

- 中東欧諸国は、ポーランドの倉庫市場の開発に脅威を感じている（これは主に、ベルン、オストラヴァ、プラハ、ブラティスラヴァ、コシツェの周辺である）。今のところポーランドの倉

庫使用料は競争力がある（1平米当たり1~2ユーロほど下回る）が、ポーランドの不利な点は高速道路と二車線道路のネットワークの開発の遅れにある。

- ますます多くの利用者が近代的な物流センターを期待しており、デベロッパーの活動を刺激する主要な要因である直接投資の流入が増加していることを考慮すれば、今後、新しい保管倉庫スペースの劇的な増加が今後数年間期待される。
- 数年で、ポーランドの倉庫施設の地図は一変すると思われる。すでに強力なポズナン、ヴロツワフや、シレジア北部とポーランド中部の他に、3都市、ビドゴシチ、トルンとクラクフなどの都市は、この変化から最も恩恵を受けるであろう。また、シチエチンとポーランド東部も有望である。
- 情報筋によると、ポーランドで現在活動しているデベロッパーが、ポーランドの重要な地域の既存又は計画中の幹線ルートに隣接する土地を集中的に買収している。彼らはポーランドの倉庫市場の状況を注意深く観察しているのである。一部のデベロッパーは顕在化したニーズに対応するために建設するという伝統的な開発スタンスをとっているが、より挑戦的なデベロッパーは投機的な建設を手がけているのであろう。
- 現在実行中又は今後予定されている倉庫投資の多くが、典型的な投機であるという事実を考慮すれば、2005年に起こった短期的な空倉庫の増加という事態が、頻繁に起こる可能性も否めない。

## 住宅市場

約150万件の住宅不足により、ポーランドはヨーロッパで最も有望な住宅市場とみなされている。全ての都市において、潜在的供給を大きく上回る需要があり、住宅価格は絶えず上昇している。現在建設中の新住宅の25%はワルシャワにあるが、他の主要都市、特にクラクフ、ポズナン、ヴロツワフ、3都市、そしてウッジなどにおいても新住宅建設が活発化している。そのためポーランドの住宅市場のインフレは現在ゆっくり下降している。多くの住宅が投機目的で購入されたために、住宅市場は今後2年ほどで沈静化すると予想されている。また、価格上昇の傾向が最近変わったことも注意すべきだろう。これまで、ワルシャワが最も価格上昇の高い都市であったが、現在では、価格の急騰は同様に他の主要都市や地方でもみられる。

# 会計と監査

## 歴史的背景

政治体制の変更とポーランド経済の成長に伴い、ポーランドの会計原則は市場経済の要請に合致するような改正が求められた。1991年に会計原則に関する法令が財務省により発効されたことを契機に、企業会計を適用すべき全ての企業は、当該会計原則の適用が義務付けられた。当該会計原則は、忠実かつ公正な企業イメージを会計の根本原則の1つとして掲げるEU第4指令と一致するよう徐々に変更がなされ、1994年に、この根本原則を反映した現行会計法が成立した。これ以来、国内外の財務諸表利害関係者の要請を充たすべく、当該会計法は幾多の改正を経て、現在では、他の3つの国内基準及び多数の特定事項に関する詳細規定と合わせ、ポーランドの会計制度を構成している。

## 記帳業務

ポーランドに所在する企業は、主に税法に基づく簡素化された原則に従い記帳することができる。特に、下記に掲げる企業はこのような記帳方法が義務付けられている：

- 1) 営利法人
- 2) 前会計年度における売上高及び財務収益の合計額が80万ユーロ相当額以上の個人事業主、民法上の組合、登録組合、プロフェッショナル・パートナーシップ
- 3) 銀行、証券、信託、保険、年金基金に関する法律に基づき営業活動を行う企業
- 4) 外国の法人、支店等又は個人事業主

会計帳簿はポーランド語、ポーランド通貨で、かつ、登記上の所在地で記録、保管が原則であるが、ポーランド国内の上記以外の場所の場合には、次の事項が要求される：

- 1) 会計帳簿の管理が登記上の所在地外に移動した日から15日以内の所轄税務署への届出
- 2) 税務調査等の場合における会計帳簿等の閲覧の保証

最近では、経営管理及びITシステムのコスト削減の要請のため、様々な国に所在する複数企業のシステムを統合する企業が増加している。その結果、ポーランドで経済活動を行っている企業の会計帳簿の国外での保管が可能かどうかについてはしばしば問題とされるが、財務省はコンピュータを利用し、記帳を行うためのITシステムをポーランド国外に設定することはできないが、外国企業の要請により異なるITシステムへ電子データを送信することは問題ないと解釈している。また、送信者によるシステムへのデータの入力自体が記帳に該当すると考えられることから、記録や処理のためのデータの送信のみであっても、登記上の所在地外での会計帳簿の記録・保管は認められる。

従って、会社がその登記上の所在地で会計システムにデータを入力し、海外に所在するサーバーでデータ処理することも合法的である。この場合の財務省による要件は次の通りである：

- 会計システムに関する資料の登記上の所在地での保管
- 税務調査等の場合に会計帳簿等の閲覧が、登記上の所在地で可能

- 会計システムへの入力データと帳簿記録の確実な整合
- 登記上の所在地における証憑書類に基づく原始データの入力

ポーランドでは、銀行を除き、記帳業務に統合的な会計システムを導入することは義務付けられていない。各企業は、法令に準拠した独自のシステムを設けることができる。法に基づく会計責任は企業の代表者が負うが、共同代表の場合には、当該責任は取締役等の全員の負担となる。会計帳簿が会計法等に違反している場合には罰金又は2年以下の懲役、若しくはその両方が科せられる。また、税務上の証拠資料として認められない可能性がある。

## 国際会計基準

2005年よりEU内の全上場企業は国際会計基準（IAS）に準拠した連結財務諸表を作成している。ポーランドでは2000年の改正会計法にIASが導入され、大部分の規定はすでにIASに準拠している。更に、グローバル化を反映し、国際財務報告基準（IFRS）の採用が認められている。銀行及び欧州経済領域（EEA）各国での上場企業はIFRSに基づく連結財務諸表作成が義務付けられている。また、以下に掲げる企業はIFRSを適用することができる：

- 連結財務諸表：ポーランド又はEEA各国の証券市場に上場申請する企業
- 個別財務諸表：ポーランド又はEEA各国の証券市場における上場企業及び上場申請する企業並びにIFRSによる連結財務表を作成している企業集団に属する子会社等

現状、ポーランドでIFRSを採用している企業は少数である。また、国際企業の多くは、親会社の求める基準で財務情報を作成しており、ポーランドでの法定報告義務がない限り、これが唯一の基準となる。

## 財務諸表

財務諸表は、ポーランド語及びポーランド通貨で作成されなければならない。以下に掲げる企業は年に一度、財務諸表の監査を受けなければならない。尚、監査済財務諸表、決算及び利益処分の承認決議は登記裁判所登記局に提出されなければならない。

1. 銀行及び保険会社
2. 証券又は信託等の規定が適用される企業
3. ジョイントストック会社
4. 上記以外の企業；前年度の財務諸表上、以下のうち二つ以上の条件を充たす企業
  - a) 年間平均雇用者数50人以上
  - b) 貸借対照表日における資産総額250万ユーロ以上
  - c) 売上高及び金融収益の合計額500万ユーロ以上

## 監査

財務諸表の法定監査は公認会計士（法定監査人）協会（NCSA）が公表する監査基準に基づき実施されるが、国際企業の多くでは、IASに基づく監査も行われる。公認会計士（法定監査人）協会（NCSA）の名簿によると、ポーランドでは2006年9月末時点で、公認会計士及び補助者はそれぞれ約3,700人、約1,900人が登録されている。監査報告書は、上述の監査基準で一定様式が定められており、登記裁判所登記局への提出と共に財務諸表に添付して公表される。

## 金融システム

ポーランドの銀行サービス市場は発展しており、投資家は事業活動に対する全般的なサポートを得ることができる。ポーランドの銀行や国際的金融機関をはじめ、全体で 90 の金融機関が銀行サービスを個人並びに法人顧客に対して提供している。

近年のポーランド銀行市場における特筆すべき出来事は、ペカオ銀行 ( Pekao S.A. ) とベベハ銀行 ( BPH ) との合併であり、これはポーランドを含む中東欧全域において最大の金融機関の設立となる。当該合併は、イタリアのユニ・クレジット銀行 ( Uni Credito、Pekao 社の筆頭株主 ) によるドイツの Bayerische Hypo und Vereinsbank ( BPH 社の筆頭株主 ) の買収を背景としている。

### ポーランド国立銀行

ポーランド国立銀行は、ポーランドの銀行システム機能の中心的役割を担い、その活動範囲は憲法、国立銀行法及び銀行法に規定されている。

#### ポーランド国立銀行の活動範囲

- 金融政策
- 発券業務
- 銀行業務の監督
- 決済システムの提供
- 外貨準備高の管理
- 教育及び情報活動
- 財務省に対する銀行業務の提供

ポーランド国立銀行 ( NBP ) の根本的な任務は、安定的物価水準の維持である ( インフレーターゲットは  $2.5\% \pm 1\%$  に設定 )。この達成するため、金融政策戦略と共に年次通貨政策が策定されている。

ポーランド国立銀行の主目的の 1 つは、銀行システムの安定性及び銀行預金の安全性を確保することである。これを担保するため、銀行業務監督委員会の執行機関として、銀行業務監督調査部門が国立ポーランド銀行内に設置されている。

この監督は以下の活動を通じて実施される。

- 銀行運営に関する規則の設定、顧客の銀行預金の安全性の確保。
- 法令、法規の遵守と銀行に課された財政的な基準の監督。
- 銀行の財務状況の定期的な評価と委員会への結果の報告及びこれに対する金融、税及び監督政策の影響の評価。
- 銀行監督業務の組織の規定に関する意見の提出及びその実施規定の設定。

監督活動の一環として、ポーランド国立銀行は銀行業務の許認可方針も管掌しており、ポーランドの銀行セクターへの資本投資の条件を設定している。監督執行部門により、投資資金の源泉の分析、銀行、支店及び外国銀行の駐在員事務所による銀行業務活動に係る申請の審査が実施される。

2004年5月1日のEU加盟により、ポーランドにおいても、金融機関の設置及び運営に関し単一許認可制度が導入された。これにより、あるEU加盟国において許認可を得た金融機関は、他のEU加盟国において、届出による支店の設置が可能となった。しかし、2012年～2013年に達成が見込まれるユーロ導入が、当面のポーランド銀行システムにおける最大の懸案事項である。

### 金融業務監督委員会

金融業務監督委員会は、資本市場、保険及び年金セクターの監視とこれらの複合体に対する補助的な監督業務を実施しており、主な業務は以下の通りである。

- 金融市場の監督
- 金融市場機能適性化のための措置
- 金融市場の発展及び競争原理向上のための措置
- 金融市場の機能に関する教育及び情報伝達
- 金融市場監督に関する法規制作成への参加
- 金融市場参加者間における紛争の友好的解決

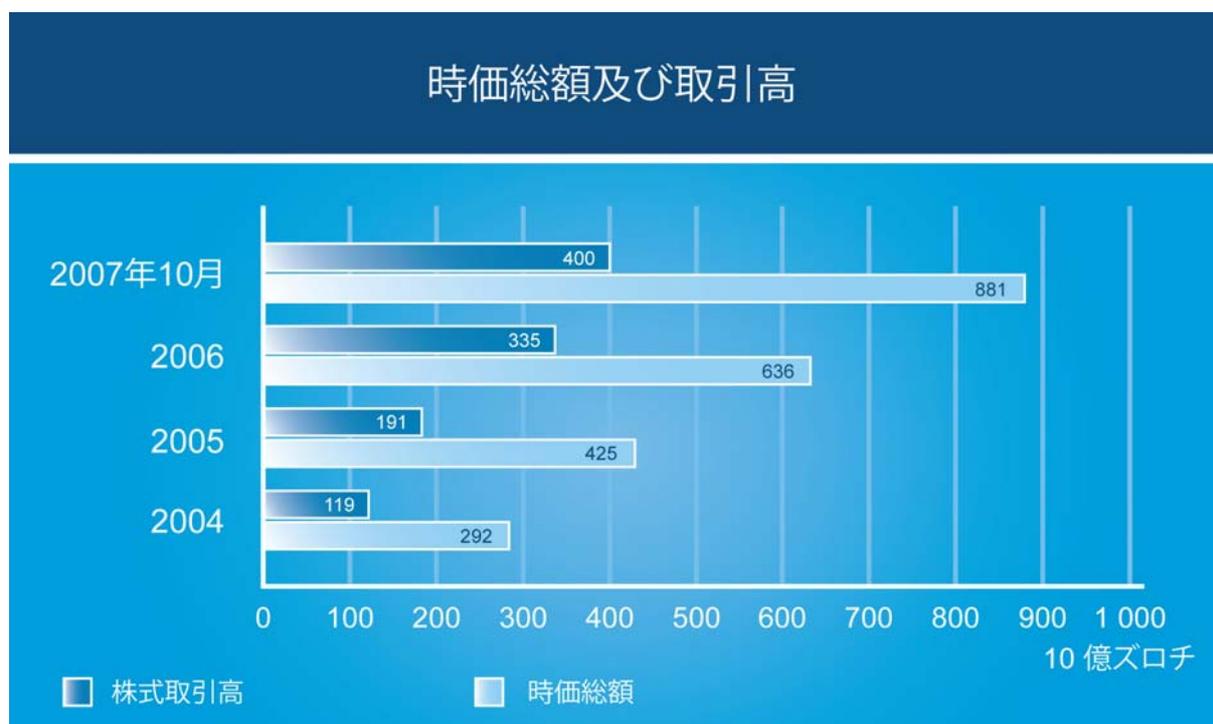
尚、2008年1月1日より、金融業務監督委員会が、銀行業務監督委員会から銀行業務の監督及び電子マネー取扱機関の監督を引継いでいる。

## ワルシャワ証券取引所

ワルシャワ証券取引所 ( WSE ) は 1991 年 4 月 16 日に現在の形態で活動開始以来、ポーランド経済の原動力として、益々その重要性が高まっている。

当該証券取引所は財務省設立によるジョイントストック会社 ( 資本金 41,972 千ズロチ、発行済株式数 59,960 ) で、2005 年末現在、銀行、証券会社、上場企業含め 38 の出資者で構成されている。

株式、債券、新株引受権、先物、オプション、インデックス等の金融派生商品等あらゆる有価証券が取引されており、取引は午前 9 時から午後 4 時 35 分、月曜日から金曜日まで開かれる。現在、上場会社数 330 社以上、時価総額は 8,600 億ズロチを上回る。



資料: ワルシャワ証券取引所 ( WSE )

## 上場企業数の推移

	2004 年	2005 年	2006 年	2007 年 10 月
上場企業数	230	255	284	336

資料: ワルシャワ証券取引所 ( WSE )

活況を背景に、ワルシャワ証券取引所を中心とした中欧の金融取引センターの形成が進められている。この戦略的目標達成のため、ワルシャワ証券取引所は、近隣諸国からの企業数を増加させることで中東欧地域の中心的マーケットになることを目論んでいる。更に、ルーマニア、ブルガリア、スロベニアなど EU 域内の他の証券取引所の買収も検討している。

## 保険会社

ポーランドの保険市場に関する規制は、他の EU 加盟国における規制に完全に準拠している。

2003年5月22日(法律広報03.124.155.) 保険事業の規定は、保険会社の法的組織形態をジョイントストック会社又は相互保険会社に限定し、保険事業を生命保険(セクションI)とその他の個人及び資産に係る保険(セクションII)に区分している。単一の保険会社によるセクションIとセクションIIに係る事業の同時運営は禁止され、そのためには、別個の保険会社の設立が必要とされる。

1990年以降ポーランドの保険市場は極めて活発であり、基本的自己資本の増加及び保険料収入の増大に示されている。

### 基本的自己資本の推移(単位:千ズロチ)

	2001年	2002年	2003年	2004年	2005年	2006年
セクションI	1 865 616	2 022 031	2 096 848	2 095 301	2 189 623	2 243 083
セクションII	1 827 859	1 919 153	2 065 832	2 067 525	2 493 464	2 542 321
合計	3 693 475	3 941 185	4 162 680	4 162 826	4 683 086	4 785 404

資料: ポーランド保険業協会 2006年年度報告書

### 保険料収入の推移(単位:千ズロチ)

	2001年	2002年	2003年	2004年	2005年	2006年
セクションI	8 960 967	9 410 749	10 597 349	12 514 048	15 182 799	21 099 236
セクションII	12 699 395	12 588 060	12 972 261	14 643 445	15 532 548	16 460 406
合計	21 660 362	21 998 809	23 569 609	27 157 492	30 715 347	37 559 642

資料: ポーランド保険業協会 2006年年度報告書

## 通貨と外国為替市場

現行ポーランド通貨はズロチ(zł又はPLN)であり、1ズロチは100グロシエに相当する。

1990年1月1日ズロチの兌換性が認められ、それまでの固定為替制度は1991年にクローリング・ペッグ制度(為替レートを小刻みに調整する方式)に移行、2000年4月11日に変動為替制度の完全導入が決定され現在に至っている。これ以来、特に2004年のEU加盟以降、外国通貨に対するズロチの通貨価値の一貫した上昇傾向が特筆される。2000年以降ズロチは、対ドルで40%以上、ユーロに対しては20%以上増価した。

ポーランド外国為替市場は、欧州内で最も活発かつ流動性のある市場の一つである。主たる市場参加者は、商業銀行、外国為替専門会社及び国際ブローカーなどで占められるが、ポーランド国立銀行も重要である。また、最も活発な為替取引はズロチ対ドル又はユーロである。また、当該市場の成長速度は極めて速く、国立ポーランド銀行公表のデータでは、2007年4月現在の一日平均ネット取引高は88億1,300万ドル(現行為替相場ベース)に達し、2004年4月時点の取引高に比べ39%大きい。

## ポーランドにおける銀行等の一覧

### ポーランドで業務を行っている銀行等（提携銀行を除く）の本店及び支店

- ABN AMRO BANK ( Polska ) SA
- ABN AMRO Bank N.V.SA Branch in Poland ( in organisation )
- AIG Bank Polska SA
- BANK POLSKIEJ SPÓLDZIELCZOŚCI SA
- Banco Mais S.A. ( SA ) Branch in Poland
- Bank BPH SA
- Bank DnB NORD Polska SA
- Bank Gospodarki Żywnościowej SA
- Bank Gospodarstwa Krajowego
- Bank Handlowy w Warszawie SA
- Bank Inicjatyw Społeczno - Ekonomicznych SA
- Bank Millennium SA
- Bank Ochrony Środowiska SA
- Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ ( Polska ) SA
- Bank Pocztowy SA
- Bank Polska Kasa Opieki SA
- Bank Rozwoju Budownictwa Mieszkaniowego SA
- Bank Rozwoju Cukrownictwa SA
- Bank Współpracy Europejskiej SA
- Bank Zachodni WBK SA
- Banque PSA Finance SA Branch in Poland
- BNP PARIBAS SA Branch in Poland
- BNP Paribas Bank Polska SA
- BPH Bank Hipoteczny SA
- BRE Bank Hipoteczny SA
- BRE Bank SA
- CAJA DE AHORROS Y PENSIONES DE BARCELONA "LA CAIXA" ODDZIAŁ W POLSCE
- Calyon Bank Polska SA
- Calyon SA Branch in Poland
- Cetelem Bank SA
- DaimlerChrysler Bank Polska SA
- Danske Bank A/S SA Branch in Poland
- Deutsche Bank PBC SA
- Deutsche Bank Polska SA
- Dexia Kommunalkredit Bank Polska SA
- DOMINET BANK SA
- Dresdner Bank AG SA Branch in Poland
- DZ BANK Polska SA
- EFG Eurobank Ergasias S.A. SA Branch in Poland
- Euro Bank SA
- FCE Bank Polska SA
- Fiat Bank Polska SA
- FORTIS BANK POLSKA SA
- GE Money Bank SA
- Getin Bank SA
- GMAC Bank Polska SA
- Gospodarczy Bank Wielkopolski SA
- HSBC Bank Polska SA
- ING Bank Śląski SA
- INVEST - BANK SA
- Jyske Bank A/S SA Branch in Poland
- Kredyt Bank SA
- LUKAS Bank SA
- Mazowiecki Bank Regionalny SA
- Narodowy Bank Polski ( National Bank of Poland )
- NOBLE Bank SA
- NORDEA BANK POLSKA SA
- Nykredit Realkredit A/S SA - Branch in Poland
- Powszechna Kasa Oszczędności Bank Polski SA
- Rabobank Polska SA
- Raiffeisen Bank Polska SA
- RCI Bank Polska SA
- Santander Consumer Bank SA
- Skandinaviska Enskilda Banken AB ( SA ) - Branch in Poland
- Societe Generale SA Branch in Poland
- Svenska Handelsbanken AB SA Branch in Poland
- Sygma Banque Societe Anonyme ( SA ) Branch in Poland
- Śląski Bank Hipoteczny SA
- Toyota Bank Polska SA
- VOLKSWAGEN BANK POLSKA SA
- WestLB Bank Polska SA

### ポーランドで業務を行っている銀行等の駐在員事務所

- Adkrytaje akcyjaniernaje tawarystwa "Aszczadny bank "Bielarusbank", Mińsk
- American Express Bank Ltd. Representative Office in Poland, New York
- Caja de Ahorros del Mediterraneo - Representative Office in Poland, Alicante
- CREDIT INDUSTRIEL ET COMMERCIAL, Paris
- DEPFA BANK plc SA Representative Office in Poland, Dublin
- Eurohypo Aktiengesellschaft Representative Office in Poland, Frankfurt nad Menem ( Frankfurt am Main )
- HSH Nordbank AG Representative Office in Poland, Hamburg and Kiel
- Intesa Sanpaolo S.p.A. Representative Office in Poland, Milan
- Investkredit Bank AG Representative Office in Poland, Vienna
- ISTITUTO BANCARIO SAN PAOLO DI TORINO - ISTITUTO MOBILIARE ITALIANO SOCIETA PER AZIONI, Turin
- JPMorgan Chase Bank National Association Representative Office in Poland, New York

- Landesbank Baden - Wuerttemberg Representative Office in Poland, Stuttgart
- Otkrytoje akcioniernoje obszczestwo "BIEŁWNIESZEKONOMBANK", Minsk
- Otkrytoje akcioniernoje obszczestwo "Biełpromstrojbank" Representative Office in Poland, Minsk
- Otkrytoje akcioniernoje obszczestwo Biełorusskij bank razwitija i rekonstrukcii "BIEŁINWESTBANK" Representative Office in Poland, Minsk
- The Export-Import Bank, Taiwan, Representative Office in Poland, Taipei
- UBS AG Representative Office in Poland, Zurich and Basel
- Westdeutsche ImmobilienBank AG Joint-stock company - Representative Office in Poland, Mainz

資料: ポーランド国立銀行

## ポーランドにおける保険会社一覧

### 生命保険

#### I. ジョイントストック会社

- AEGON TU na Życie S.A.
- TU ALLIANZ Życie Polska S.A.
- ASPECTA Życie TU S.A.
- AXA Życie Towarzystwo Ubezpieczeń S.A.
- BENEFIA Towarzystwo Ubezpieczeń na Życie S.A.
- TU na Życie CARDIF Polska S.A.
- COMMERCIAL UNION Polska - TU na Życie S.A.
- TU na Życie COMPENSA S.A.
- WTUŹIR CONCORDIA CAPITAL S.A.
- STU na Życie ERGO HESTIA S.A.
- TU na Życie EUROPA S.A.
- FinLife TU na Życie S.A.
- GENERALI ŻYCIE TU S.A.
- GERLING POLSKA TU na Życie S.A.
- TU INTER-ŻYCIE Polska S.A.
- TU na Życie ING NATIONALE-NEDERLANDEN Polska S.A.
- MetLife TU na Życie S.A.
- NORDEA Polska TU na Życie S.A.
- PAPTUnŻIR AMPLICO-LIFE S.A.
- TUnŻ POLISA-ŻYCIE S.A.
- PRAMERICA Życie Towarzystwo Ubezpieczeń i Reasekuracji S.A.
- PZU Życie S.A.
- ROYAL Polska TUnŻ S.A.
- SIGNAL IDUNA ŻYCIE Polska TU S.A.
- SKANDIA ŻYCIE TU S.A.
- TU na Życie Spółdzielczych Kas Oszczędnościowo-Kredytowych S.A.
- UNIQA TU na Życie S.A.
- UNIVERSUM-ŻYCIE TU S.A.
- TUnŻ WARTA S.A.

#### II. 相互保険会社

- MACIF Życie TUV
- TUV REJENT LIFE

#### 他の EU 加盟国と欧州自由貿易連合 ( E F T A ) 加盟国の保険会社の支店

- Prevoir-Vie Groupe Prevoir S.A. Branch in Poland
- A branch of Prevoir-Vie Groupe Prevoir S.A. with its seat in Paris

### その他の個人及び資産に係る保険

#### I. ジョイントストック会社

- AIG Polska Towarzystwo Ubezpieczeń S.A.
- TU ALLIANZ Polska S.A.
- AXA Towarzystwo Ubezpieczeń S.A.
- BENEFIA Towarzystwo Ubezpieczeń Majątkowych S.A.
- BRE Ubezpieczenia Towarzystwo Ubezpieczeń S.A.
- TUIR CIGNA STU S.A.
- COMMERCIAL UNION Polska - TU Ogólnych S.A.
- TU COMPENSA S.A.
- D.A.S. Towarzystwo Ubezpieczeń Ochrony Prawnej S.A.
- STU ERGO HESTIA S.A.
- TU EULER HERMES S.A.
- TU EUROPA S.A.
- TU FILAR S.A.

- GENERALI TU S.A.
- HDI-GERLING POLSKA TU S.A.
- HDI Asekuracja TU S.A.
- TU INTER POLSKA S.A.
- KUKE S.A.
- LINK4 Towarzystwo Ubezpieczeń S.A.
- MTU MOJE TOWARZYSTWO UBEZPIECZEŃ S.A.
- TU POLSKI ZWIĄZEK MOTOROWY S.A.
- Polskie Towarzystwo Ubezpieczeń S.A.
- PZU S.A.
- SIGNAL IDUNA Polska TU S.A.
- UNIQA TU S.A.
- TUiR WARTA S.A.

## II. 相互保険会社

- TUW Bezpieczny Dom
- Concordia Polska TUW
- TUW CUPRUM
- POCZTOWE TUW
- TUW SKOK
- TUW TUW
- TUW TUZ

## III. 間接的 ( 再保険 ) 保険会社

- Polskie Towarzystwo Reasekuracji S.A.

## 他の EU 加盟国と欧州自由貿易連合 ( EFTA ) 加盟国の保険会社の支店

- ACE European Group Limited  
A branch of ACE European Group Limited with its seat in London, Great Britain
- AIG Europe S.A.  
A branch of AIG Europe S.A. with its seat in Paris, France
- Avanssur
- Atradius Credit Insurance N.V.  
A branch of Nederlandsche Credietverzekering Maatschappij N.V. with its seat in Amsterdam, Holland
- Cardif-Assurances Risques Divers S.A.  
A branch of Cardif-Assurances Risques Divers Societe Anonyme with its seat in Paris, France
- COFACE Austria Kreditversicherung AG  
A branch of COFACE Austria Kreditversicherung AG with its seat in Vienna, Austria
- Europäische Reiseversicherung Aktiengesellschaft  
A branch of Europäische Reiseversicherung Aktiengesellschaft with its seat in Munich, Germany
- LIBERTY EUROPE  
A branch of Liberty Seguros, Compañía de Seguros y Reaseguros S.A. with its seat in Madrid, Spain
- Medicover Insurance AB.  
A branch of Medicover Insurance AB in Stockholm, Sweden
- XL INSURANCE S.A.  
A branch of XL Insurance Company Limited in London, Great Britain

## EU 加盟国と欧州自由貿易連合 ( EFTA ) 加盟国以外の国の保険会社の主な支店

- ELVIA TRAVEL INSURANCE COMPANY Branch in Poland  
A branch of ELVIA TRAVEL INSURANCE COMPANY with its seat in Zurich, Switzerland

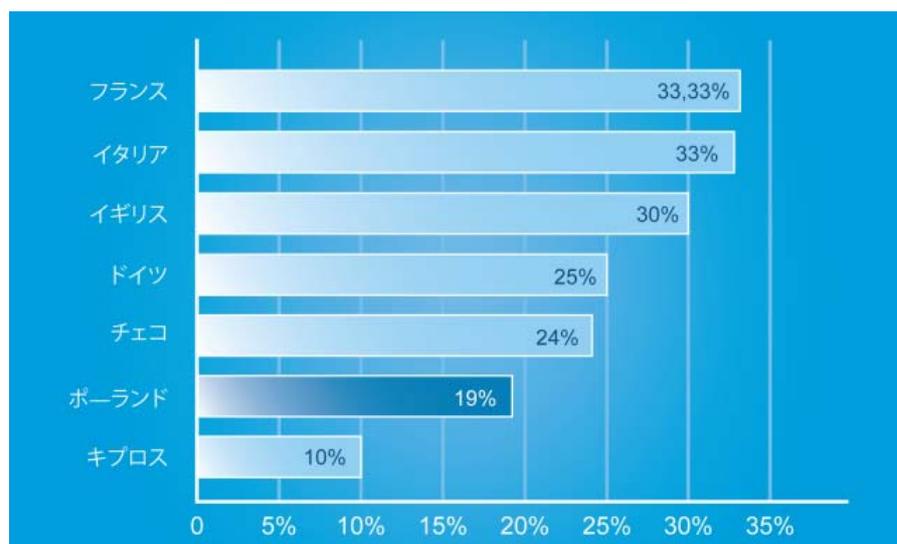
資料: 金融業務監督委員会

# 税制

## 法人税

### 税率

2004年1月1日以降、ポーランドの法人税率は19%のフラットレートであり、EUにおいて最も法人税率が低い国の一つに数えられる。



\* ドイツの税率は、連帯付加税を含む。

### 特別経区 (SEZ) の投資優遇措置

ポーランドには14の経済特区 (SEZ) が設置されており、SEZにおける事業活動について投資助成制度が設けられている。当該助成制度の適用を受けるために企業はSEZでの操業許可を経済省から取得の上、一定の条件を満たさなければならない。

SEZの多くは、最大、投資額の50%相当額の法人税免除を規定している。控除限度額が法人税額を超える場合には、当該超過額を翌事業年度以降に繰越すことができる。従って、大規模投資の場合には、企業は数年間に渡って法人税が免除される。中小企業には更に有利な規定が定められている。小企業の場合には、最大で投資総額の70%、中企業の場合には、最大で投資額の60%の法人税免除の適用を受けることができる。

SEZの中には上記法人税免除額より少ない場合もあるが、それでも十分に魅力的であり、当該免除額は、それぞれの投資額の40% (大企業対象)、60% (小企業対象) と50% (中企業対象) である。

### ポーランドの法人課税システム

ポーランドは、伝統的な法人課税制度を採用しており、ポーランド企業はポーランドにおいて法人税の納税義務がある。従って、配当金には、法人税とは別に源泉所得税が課されるが、一定の条件の下、

いわゆる間接外国税額控除も適用可能である（二重課税回避の項参照）。

## 納税義務の範囲

### 法人等

会社及び設立中の会社、更に、法人格のない事業体（パートナーシップを除く）も法人課税の対象であり、また、自国の法人税の課税対象となっている、ポーランドでは法人格のない外国企業の拠点等も法人税の対象に含まれる。

### 居住者

ポーランドで登記された又は事業実態がポーランドにある企業は、居住者に該当する。従って、ポーランドにある外国企業の子会社は居住者とみなされ、通常の法人税が課される。

### 外国法人

非居住者たる法人は、ポーランド源泉所得のみが法人税の課税対象となる。また、租税条約上は、外国法人の恒久的施設に帰属する所得のみが法人課税の対象となる。恒久的施設とは、事業を行う一定の場所と定義され、支店が最も一般的である。

ポーランドは多くの先進国を含む 80 か国以上の国々と租税条約を締結している。従って、多くの外国法人のポーランド事業には、当該租税条約の規定が適用される。

### 支店に係る所得

外国法人はポーランドに支店を設立することができ、外国の本店で定められている活動範囲内でのみ事業活動を行うことができる。また、支店は、恒久的施設とみなされ、事業活動に係る所得に対し 19% の法人税が課税される。従って、支店は課税所得算定のための全てのデータを含む会計帳簿を作成しなければならない。租税条約に基づき支店が、恒久的施設に該当しない場合には、法人税の課税対象外となる場合もある。

### 課税年度及び納税

法人税は 1 年間を基準として課税されるが、納税者は月次で予納義務を負う。通常、課税年度は暦年であるが、納税者は他の連続する 12 か月を選択することもできる。

### 課税所得

課税所得は、益金合計額と損金合計額の差額であり、一定の例外を除き、全ての所得が対象となり譲渡所得や利子等も含まれる。課税所得は、会計上の利益に一定の加減算調整を行い算定されるが、一般的に会計上の利益より大きくなる傾向がある。

### 損金及び資本的支出

損金は課税所得を獲得又はその源泉を維持するために必要な経費と定義されている。しかし、例外も多く、課税所得の獲得に必要な支出であっても、損金とみなされない費用がある。例えば、有形、無形

固定資産の資本的支出は、減価償却を通じて損金に算入され、処分時に残額が損金算入される。

#### 損金不算入項目

主な損金不算入項目（資本的支出以外）は以下の通り：

- ・ 会計上の引当金（一定の例外あり）
- ・ 寄附金
- ・ 交際費
- ・ ポーランド又は外国における法人税額
- ・ 延滞税
- ・ 欠陥商品やサービスから生じた賠償金
- ・ 課税対象外の収益に関する費用又は課税所得に関連しない費用

## 支払利息及び過少資本税制

借入金に係る利息は通常、支払時点で、債務者の損金に算入され、債権者の課税所得に算入される。但し、有形、無形資産取得に係る借入金の投資期間中の支払利息は、損金算入できず、取得価額に算入され、その後の減価償却に基づき損金に算入される。更に、法人税法は、一定の債権者からの借入金に係る支払利息について過少資本税制を規定している。一定の債権者とは以下に掲げるものをいう：

- ・ 債務者の発行済株式の25%以上を直接保有する株主等
- ・ 姉妹会社（債務者の発行済株式の25%以上を保有する同一株主により発行済株式の25%以上を保有されている会社）

上記の関連会社等からの借入金があり、かつ法人税に規定される負債資本比率が、3：1を超過する場合には、支払利息の損金算入が制限される。過少資本税制は、国外だけでなく、ポーランド居住者の関連会社等からの借入金に係る利息についても適用される。

## 固定資産の減価償却

上述の通り、資本的支出は直接損金算入できず、関連する有形及び無形資産と共に減価償却を通して損金算入され、残額はその処分時に全額損金算入される。固定資産の減価償却率は以下の通り：

- ・ 事業用建物：2.5%
- ・ 機械及び設備：10%
- ・ コンピュータ：30%
- ・ 車両運搬具：20%

また、一定の場合には、加速度償却が認められている。例えば、乗用車を含む中古の車両運搬具は減価償却率40%である。

## 無形資産の減価償却

無形資産は、有形資産に比し有利な減価償却率が定められている。通常、無形資産に係る減価償却率は20%であるが、下記資産にはより高い減価償却率が適用される。

- ・ 著作権：50%
- ・ ソフトウェア：50%
- ・ 試験研究費及び開発費：100%

## 引当金及び未払費用

通常、引当金は、法人税法上控除できない。但し、貸倒引当金は、一定の条件を満たしている場合限り、損金計上できる。2007年1月1日以降、未払費用（証憑に基づかない見積費用）は損金算入できなくなった。適切な証憑書類に基づき負債として計上又は支払時にのみ、未払費用は損金算入できる。

## 繰越欠損金

欠損金は納税者の申告に基づき5年間にわたり繰越すことができる。また、繰越欠損金のうち1年間に損金算入できる額は、当該繰越欠損金の50%を限度としている。従って、少なくとも繰越欠損金の解消には最低2年を要する。

#### **国内源泉所得（利息、使用料、譲渡益、配当金等）**

ポーランド国内源泉の利息、使用料、譲渡益は、原則として通常の所得と同様に19%の法人税が課される。しかし、2007年1月1日より「資本参加免税」が導入され、配当金を受領する法人がこれを支払う内国法人の株式を2年間以上、最低15%保有している場合には、当該受取配当金は非課税となる。

## 国外源泉所得 ( 利息・使用料・譲渡所得・配当等 )

国外を源泉とする利息、使用料、譲渡所得、配当金は、原則として他の所得と共に通常の法人税率に基づき課税される。また、これらの所得に課された外国法人税額のうち一定額は、ポーランド法人税額から控除できる。更に、租税条約により他の二重課税回避のための規定が適用される場合がある ( 二重課税回避の項参照 ) 。

国外源泉の受取配当金については、間接外国税額控除も認められる。ポーランドと外国子会社の所在地国の間での租税条約締結やポーランド法人による当該外国子会社株式の75%以上の保有等が適用条件となる。

但し、EU加盟国、アイスランド、リヒテンシュタイン、ノルウェー、スイス所在の子会社には、「資本参加免税」が適用される ( 親会社が当該子会社の株式を2年間以上、最低15% ( スイスの場合には25% ) 保有している場合 ) 。

## リース

オペレーティングリースの場合には、リース料の総額が、借手の損金、貸主の益金となり、貸手は当該リース物件 ( 有無形固定資産の場合 ) の減価償却ができる。

ファイナンスリースの場合には、リース料のうち利息相当額のみが、それぞれ損金、益金に該当する。ファイナンスリースの要件は次の通り :

- ・ 定期リース契約が締結されている
- ・ リース料総額がリース物件の取得価額以上
- ・ リース契約上の借手が減価償却する旨の規定 ( 貸手は減価償却できない旨 )

## 移転価格税制

関連企業間取引には、独立企業間原則が適用される。関連企業間における取引価格が非関連企業間の類似取引に係る価格と乖離し、ポーランド法人から他の事業者 ( ポーランド内国法人も含む ) への所得移転が認められる場合、税務当局は課税所得を増額更正できる。また、ポーランドの法人税法は、詳細な移転価格の文書化も規定している。

2006年1月1日から納税者は、事前確認制度 ( APA ) により、移転価格税制に係るリスク低減が可能となっており、納税者の申請に基づき財務省が決定する。この決定に基づく一定の価格算定方式により、企業が関連企業間取引価格を算定する限り、税務当局はこれを否認することができない。

## 源泉税

非居住者に対する特定の支払には、源泉税が課される。配当、使用料、利息、無形資産の対価としての報酬等が源泉税の対象とされる。株式の償還、清算等があった場合を含め配当等に係る所得には、原則として19%の源泉税が課され、利息又は使用料については、原則として20%の源泉税率が適用される。但し、これらの源泉税率は租税条約等に基づき軽減できる場合がある。

EU、アイスランド、リヒテンシュタイン、ノルウェー、スイス所在の企業に支払われる配当金には、「資本参加免税」が適用され源泉税が免除される（親会社が当該子会社の株式を2年間以上、最低15%（スイスの場合には25%）保有している場合）。尚、当該免税措置は、株式の償還、清算配当等にも適用される。

EUの関連企業に対してポーランド法人が支払う利息、使用料に係る源泉税の免除規定の適用については一定の移行期間が設定された。これらの支払いに係る源泉税率は現在10%で、2009年の7月1日以後は5%、2013年の7月1日からは全額免除となる。当該移行規定及び2013年7月1日以降の全額免除規定は、一定要件を充たす親子会社、姉妹会社間の利息及び使用料についてのみ適用される。その他の場合には、租税条約により源泉税率が軽減される場合を除き、20%の源泉税率が適用される。

非居住者に対する無形資産対価の支払（コンサルティング・サービス等）については、租税条約が適用される場合を除き、20%の源泉税が課される。

## 二重課税回避

ポーランドは多くの先進国を含む80か国以上の国と租税条約を締結している。

また、ポーランド法人税法は二重課税回避に関する規定も定めており、租税条約非締約国を源泉とする所得についても税額控除方式に基づき二重課税を回避することとなる。当該規定は、あらゆる種類の国外所得（即ち配当、使用料、利息、事業上の利益等）に対して適用される。

国外源泉の受取配当金については、間接外国税額控除も認められる。ポーランドと外国子会社の所在地国で租税条約締結やポーランド法人による当該外国子会社株式の75%以上の保有等が適用条件となる。

但し、EU加盟国、アイスランド、リヒテンシュタイン、ノルウェー、スイス所在の子会社には、間接税額控除は適用されず、「資本参加免税」が適用される（親会社が当該子会社の株式を2年間以上、最低15%（スイスの場合には25%）保有している場合）。

## 従業員に係る税金等

従業員に係る税金等で最も重要なものは、社会保障費及び個人所得税である。

## 社会保障費

雇用者及び被用者は、社会保障費の負担義務がある。その負担額は、被用者の総収入に基づき計算される。2008年1月1日現在の社会保障費の負担割合は以下の通り：

2008年度ポーランドの社会保障に係る保険料の内訳 (2008年1月1日施行)			
種類	合計	雇用者負担割合	被用者負担割合
年金保険 <sup>1)</sup>	19.52 %	9.76 %	9.76 %
障害保険 <sup>1)</sup>	6.00 %	4.50 %	1.50 %
医療保険	2.45 %	—	2.45 %
労災保険	1.80 % <sup>2)</sup> / ( 0.67 %—3.60 % ) <sup>3)</sup>	1.80 % <sup>2)</sup> / ( 0.67 %—3.60 % ) <sup>3)</sup>	—
雇用保険	2.45 %	2.45 %	—
その他	0.10 %	0.10 %	—
合計	32.32% <sup>2)</sup> / ( 31.19% ~ 34.12 % ) <sup>3)</sup>	18.61% <sup>2)</sup> / ( 17.48% ~ 20.41 % ) <sup>3)</sup>	13.71 %

1) 給与総額 85,290 PLN (約 23,890 ユーロ) を上限とする  
 2) 従業員数が 9 人までの場合  
 3) 従業員数が 9 人を超える場合 (率は業種により異なる)

企業は、被用者負担額と共に、社会保険局 (ZUS) へ月次の納付義務を負う。

EU 諸国からの駐在員は、E101 証明書を取得することで、社会保障費の納付が免除される。

# 個人所得税

## 税率

ポーランドの個人所得税は累進課税に基づく。2008年度の所得税率は以下の通り：

所得区分 (単位：ズロチ)	所得税
44.490 まで	44.490 までの金額×19% - 586.85
44.490 - 85.528	44,490 以上、85,528 までの金額× 30% + 7.866.25
85.528 以上	85.528 以上の金額× 40% + 20.177.65

個人事業主、パートナーシップのパートナーは、優遇税率の適用を受けることができる（つまり、一定の条件を充たすことで19%のフラット税率が適用される）。

上記の他、健康保険基金として（社会保障費の部では述べられていない）1.25%増額される。

## 納税

個人所得税は、1年間の総所得に基づき計算されるが、月次納付が必要となる。

## 課税所得

課税所得には、概ね一定の基礎控除が認められている。例えば、2008年においては著作権関連所得は、報酬額の50%が基準控除として認められる。サービス契約に係る基礎控除は、報酬額の20%、雇用契約に係る基礎控除は、月111ズロチ（約31ユーロ）である。

## 居住者の取扱い

2008年における所得税法上の居住者は以下の通り：

- 1) 生活又は事業の基盤がポーランドにある個人 又は
- 2) 年間183日以上ポーランドに滞在する個人

ポーランド居住者は全世界所得について納税義務がある。租税条約の適用がない場合には、ポーランド所得税法上、外国税額控除が適用できる。

非居住者の場合には、ポーランド国内源泉所得のみが課税対象となる。また、多くの場合、課税所得に対して20%のフラット税率（但し、経費の控除はない）が、マネージメント契約など様々な所得について適用される。

## 間接税

### 付加価値税 ( VAT )

他の EU 諸国と同様に、ポーランドでは付加価値税 ( VAT ) が導入されている。VAT は、ほとんどの商品やサービスに対し課される。VAT の対象となる活動を継続的に行う企業は、毎月 VAT 申告書を提出しなければならない。

通常、VAT は事業者が消費者に対して VAT を転嫁するため、コストとはならない。つまり、事業者が他の事業者へ VAT を課し、当該他の事業者は更に他の事業者へ VAT を課することとなる。最終的には商品、サービス等の最終消費者が負担することになる。このしくみは、一定の例外的な取扱いがなされる場合を除き、事業者が VAT 登録している場合に限り適用される。ポーランドの VAT 詳細規定は以下の通り：

#### VAT の対象取引

ポーランドの VAT の課税対象は以下の通り：

- ポーランド国内における商品、サービスの取引
- EU 域外への商品の輸出
- EU 域外からの商品の輸入
- 商品等の EU 域内供給
- 商品等の EU 域内取得

#### VAT の税率

原則的な税率は 22%だが、7%と 3%の軽減税率も規定されている。また、輸出等には免税率 ( 0% ) が適用される。以下のようなケースを除き、標準税率対象取引には 22%の VAT 率が適用される。

医薬品の販売、乗客輸送サービス等については、7%の税率が適用される。また、150 m<sup>2</sup>以下のアパート、300 m<sup>2</sup>以下の家屋の販売、建設、修理、改築等についても 7%の税率が適用される。これらの制限を超えている場合には、制限面積までは 7%、超過面積に係る部分については 22%の VAT が課税される。しかし、中古のアパート又は家屋の販売については VAT は免除される。一定の農産物の販売については、3%となっている。

VAT が免除される取引としては、銀行業等の金融サービス、保険、教育サービス等が含まれる。外国の顧客に対するサービスについては、ポーランド VAT は課されないが、当該サービスに係る仕入 VAT は控除できる。

#### VAT の計算方法

VAT の納税額は、販売に係る売上 VAT から仕入れに係る仕入 VAT を控除することによって計算する。仕入 VAT は商品、サービスの購入に係るインボイスの受領に基づき売上 VAT から控除することができる。しかし、当該仕入 VAT が事業に関連しない 場合には控除できない。

また、特定の商品又はサービスの購入に係る一定の仕入 VAT については全額控除できない場合がある。例えば、乗用車の購入については、仕入 VAT の 60% (最大 6,000 ズロチ) のみが控除できる。

売掛金が貸倒となった場合には、一定の条件を満たした場合に限り、売上 VAT を減額することができる。この場合、取引相手は仕入 VAT の減額又は売上 VAT の増額をしなければならない。

## 罰則規定

税務当局は、納税者の VAT の過少申告又は仕入 VAT の過大申告があったことを証明した場合には、過大又は過少額について 30% の加算税を課すことができる。

## VAT 還付

仕入 VAT が売上 VAT を超える場合には、原則として当該超過額の還付を受けることができる。

また、ポーランドの VAT 納税義務者から商品又はサービスの提供を受ける外国の事業者又は外国観光客が還付を受けるための規定が定められている。VAT 還付を受けるためには、多くの条件を満たさなければならない。

## 物品税

物品税は化粧品、電力製品、乗用車、タバコ、アルコール、ガソリン等一定の商品の製造、販売、輸入、EU 域内取得取引等に対して課税される。

化粧品は物品税の対象であるが、財務省の規定に基づき 0% の税率が適用される。

物品税は以下のいずれかの方法により計算される：

- a) 課税標準に基づき計算した金額
- b) 一単位当たりの金額
- c) 小売価格に基づき計算した金額
- d) b) 及び c) の両方に基づき計算した金額

例えば、ガソリンの物品税率は 1,000 リットルにつき 1.565 ズロチである。乗用車の場合には以下の通り：

排気量 2000cc 以上：13.6%

排気量 2000cc 未満：3.1%

## 関税

ポーランドは、EU 関税法及びその他の関税規定対象国である。関税は EU 域外からポーランド又はその他の EU 諸国へ商品が輸入される際、課される。EU 域内に商品が輸入された際、一度、関税が課された場合には、その後は、関税は課されることなく EU 域内で自由に移動させることができる。

関税制度は、単一市場の基本原則として考えられており、EU域内で製造された商品については、いかなる商品も加盟国間では関税が課されることはなく、また、国境においても通関手続を行うことなしにEU域内で自由に移動させることができる（関税は欧州連合内に最初に輸入されるときにのみ課せられる）。

EU関税規定において一般的な関税率は域外からの輸入品の種類により異なるが、0%～16%である。特定の商品については、より高い税率が適用される場合がある。また、特定の国でのみ製造される商品については、EUとEU非加盟国との間で締結された自由貿易協定により、関税額が減免される場合がある。

## その他の税金

### 民事取引税

民事取引税 ( CLAT ) は、VAT 対象外の取引に対して適用される。課税対象取引には、資産の譲渡や資金の貸付を含む。

合併、増資にも課され、増加資本に対して 0.5% の CLAT が課税される。増資の代わりに行う株主からの借入や追加払込 ( doplaty ) の計上についても、0.5% の CLAT が課される。

更に、以下の取引についても CLAT が課される：

- ・株式の譲渡 ( 1% )
- ・VAT 免除対象不動産の譲渡 ( 2% )

上記のいずれにおいても CLAT は購入者に対して課される。

不動産の譲渡については企業間で行われた場合、VAT が免除された場合にのみ CLAT が課される。

### 不動産と土地税

不動産税は、地方税法において一定の範囲内で各地方自治体により規定されている。

2008 年においては、事業目的の建物については、1 m<sup>2</sup> 当たり 19.01 ズロチ ( 約 5.30 ユーロ ) を上限とする税率で、事業目的の土地は 1 m<sup>2</sup> 当たり 0.71 ズロチ ( 約 0.20 ユーロ ) を上限とする税率で課税される。

### 製品リサイクル等

特定の製品 ( 例えば IT 設備、電池等 ) 、特別な梱包が必要な製品を取り扱う企業は、一定のリサイクル又は回収を行わなければならない。基準を満たさなかった場合には、事業者は毎年、「リサイクル回収・目標値」と実際値との差額に基づいて算定される税額を納付しなければならない。

## 投資優遇地域

### 主要都市

ポーランドの主要都市は経済的、社会的基盤の成長過程にある。かつてない規模での公共インフラの新設や再生が、これらの主要都市のイメージを大きく変貌させている。その背景には、EUからの財政的援助だけでなく、行政改革を促進するための法整備や都市の魅力を高めようとする各市民の献身的な努力も見逃すことはできない。

また、公的機関等のみが重要な役割を果たしているわけではなく、民間企業等の貢献も忘れてはならない。特に、外国投資家はポーランド各都市が欧州経済の中で果たす役割を認識し、投資を活発化している。また、潤沢な投資助成制度の存在や投資促進機関による海外投資家への専門的サービスの提供もこれらの都市の投資的魅力を高めている。

## グダンスク

### 琥珀の都市

位置：ポーランド北部バルト海沿岸



人口：45万7千人（3都市：75万人）

学生数：7万2千人

15の高等教育機関が所在

重点業種：IT、ハイテク、海事海運関連

主要投資家：Dr. Oetker、Farm Frites、ThyssenKrupp、GE Money、Philips、Nordea

3都市のシェアードサービスセンター：Reuters、Zensar、Intel

グダンスクはポーランドで最も古い都市のひとつであり、バルト海地方での経済中心地でもある。この都市の歴史は古く、長い年月を経て、都市の名前は*Gyddanyzc*、*Kdansk*、*Gdanzc*、*Dantzk*、*Dantzig*、*Dantzigk*、*Danzig*、*Dantiscum* 及び *Gedanum* と様々に変化してきた。

グダンスクは「3都市」（グダンスク、グディニャ、ソポト）と集合的に呼ばれる都市の一部であり、この中では歴史と文化の中心地である。

外国投資家にとってのグダンスクの魅力は、投資環境が好ましいということである。グダンスクは、ポーランドの中で最も大きい都市のひとつであり、市の36%は国土開発計画の対象となっている。解決すべき問題点は、住民の英語能力が低いこと、投資家が必要とする基本的なサービスがまだまだ不十分なことである。例えば宿泊施設は3都市全体では、比較的多数提供されているものの、グダンスクの高級宿泊施設は依然として少数である。

#### 豆知識

- 2007年に最新鋭のDCTコンテナターミナルがグダンスク港にオープンした。これは、バルト海を航海するパナマックス（Panamax）船などの超大型船に使われる予定である。
- グダンスクは、天文学者ヨハネス・ヘベリウス（Johannes Hevelius）、哲学者アルトゥール・ショーペンハウアー（Arthur Schopenhauer）、ノーベル賞受賞者ギンテル・グラス（Günter Grass）、そして労働運動（ソリダリティ）指導者でありノーベル平和賞受賞者のレフ・ワレサ（Lech Wałęsa）の生誕地である。
- 1260年からグダンスクは聖ドミニク祭を開催している。ミュンヘンのオクトーバーフェスト・10月祭（Oktoberfest）とハンブルグのクリスマスマーケットに次いで、ヨーロッパで最も大きい文化的イベントである。

## カトヴィツェ

ポーランドの炭鉱地帯の首都

北部シレジア工業地域の中心部

位置：ポーランド南部 チェコとスロバキアの国境に近い



人口：32万人

学生数8万人（北部シレジア大都市連盟では14万3千人）

23の大学

重点業種：IT、ハイテク、製造、鉄鋼、エネルギー

主要投資家: FIAT、ジェネラルモーターズ（General Motors）、Mittal、いすゞ（Isuzu）、Delphi、Manuli、Valeo

カトヴィツェのシェアードサービスセンター: ロックウェルオートメーション（Rockwell Automation）、Ontrack、Mentor Graphics、CapGemini

カトヴィツェはシレジア地方の州都であり、ポーランドで最も工業化された都市である。主要産業は鉱業・金属精錬業等であるが、自動車産業も多く所在している。

カトヴィツェが外国人投資家に好まれるのは、この都市の諸条件の良さからである。外国人投資家の数は人口と比べると比較的少ないが、直近5年間の人口一人当たりの外国直接投資の推定規模は非常に大きい。産業集積度がカトヴィツェの投資魅力度を高めているのは疑問の余地がない。

### 豆知識

- カトヴィツェは人口約300万を擁する大都市圏の中心地である。
- ヨーロッパで最大の6万5千人の従業員を擁する炭鉱会社であるコンパニア・ヴェングロヴァ（Kompania Węglowa）の本社はカトヴィツェにある。
- カトヴィツェは、有名な作曲家であるヴォイチェフ・キラー（Wojciech Kilar）や、ヘンリク・ミコワイフレツキ（Henryk Mikołaj Górecki）などの生誕地であり、本拠地でもあった。毎年、ラヴァ・ブルース（Rawa Blues）、メタルマニア（Metalmania）、マイダイ（Mayday）などのフェスティバルが開催され、世界中から音楽愛好家がカトヴィツェを訪れる。

## クラクフ

### 文化と歴史の都市

位置：ポーランド南部



人口：75万7千人

学生数19万2千人

23の大学

重点業種：自動車、石炭と鉱業、ハイテク、製造、小売、化学製品

主要投資家: テスコ ( Tesco )、 フィリップモリス ( Philip Morris )、 ハイネケン ( Heineken )、 Ahold、 BP、 Bahlsen、 Foster Wheeler、 Valeant、 IBM

クラクフのシェアードサービスセンター: Ahold、 Electrolux、 Hewitt、 IBM、 ルフトハンザ ( Lufthansa )、 フィリップモリス ( Philip Morris )、 Shell、 Motorola、 Sabre、 Delphi、 Google、 HCL Tech、 Elletric 80

クラクフはヴィスワ川に面したポーランドで最も古い都市の一つであり、その歴史は10世紀にさかのぼる。現在は ( ワルシャワに次いで ) ポーランドで2番目に大きい面積を有し、 ( ワルシャワとウツジに次いで ) 3番目に人口が多い都市である。

クラクフが外国人投資家に好まれるのは、この市の諸条件の良さからである。人口に対する外国人投資家の数及び直近5年間の人口一人当たりの外国直接投資の推定規模は共に大きい。但し、国内投資家にとってクラクフはすでに投資対象としての魅力はなくなっている。

### 豆知識

- 15万㎡もの敷地を持つグッドマン・インターナショナル・リミテッド・ロジスティック・センター ( A Goodman International Limited logistics centre ) がまもなくオープンする。投資価値は8千万ユーロと推定されている。
- 2007年クラクフはアメリカのウェブエージェンシー「オルビッツ ( Orbitz )」により最も注目すべき都市とみなされた。
- 悪名高いファウスト博士 ( Faustus ) はクラクフで勉強したといわれている。

## ウッジ

文化の交差点にある都市

位置：ポーランドの中心



人口：76万人

学生数11万6千人

21の大学

重点業種：ロジスティックス、IT、BPO、家庭機器

主要投資家: Dell、Gillette、Shell、ABB、Indesit、DHL

ウッジのシェアードサービスセンター: Accenture、Citigroup、GE、Infosys、Teleca、SWS BPO、Ericpol

ウッジはポーランドで第2の人口の多い都市であり、ワルシャワからはおよそ100キロメートル、国の中心に位置しており、外国投資がまだそれほど活発に行われていない都市である。

近年、都市の投資魅力度が顕著に改善された。しかしながら、他のポーランドの大都市と比較して、人口一人当たりの外国人投資家の数及び直近5年間の外国投資の推定規模は低水準にある。

### 豆知識

- ウッジは19世紀に繊維工業が盛んだったために「ポーランドのマンチェスター」と呼ばれる。
- ウッジはヨーロッパの家庭用機器製造の主要な中心地のひとつである。ウッジに工場を持つ製造業としては、メルローニ・インデシット (Merloni Indesit) とボッシュ・シーメンス (Bosch/Siemens) があげられる。
- 第二次世界大戦前、人口の34.4%はユダヤ人であった。

## ポズナン

身をかがめているヨーロッパの虎

位置：ポーランド西部、ドイツの国境に近い



人口：56万5千人

学生数13万6千人

25の大学

重点業種：自動車、食品加工、家具、製造、輸送と物流、小売、BPO

主要投資家: フォルクスワーゲン ( Volkswagen )、Beiersdorf、SAB Miller、GlaxoSmithKline、Jeronimo Martins、MAN、Imperial Tobacco、Selgros Cash & Carry、ブリヂストン ( Bridgestone )

ポズナンのシェアードサービスセンター: Arvato Services Bertelsmann、Carlsberg、Duni、GlaxoSmithKline、Franklin Templeton Investments、MAN、Microsoft Innovation Center

ポズナンはヴァルタ川に面するポーランドで最も古く大きい都市の一つであり、ベルリンとワルシャワの間に位置する。際立つ経済活動の発展や毎年開催されるポズナン国際見本市のために、ポズナンはポーランドの経済的首都と呼ばれる。

投資魅力に関しては、大都市であるワルシャワに匹敵する。人口に対する外国投資家の数は比較的低いですが、直近5年間の一人当たりの外国直接投資の推定規模は非常に高い。マイクロソフト ( Microsoft ) やグラクソスミスクリライン ( GlaxoSmithKline ) のような素晴らしい投資実績をもつにもかかわらず、ポズナンの懸念材料は、新規外国投資と外資流入の比率が比較的低い点にある。

### 豆知識

- 2008年に、ポズナンで国連世界気候会議が行われる。これは京都で10年前に開かれた会議の続編である。
- 毎年、ポズナンでマルタ国際演劇フェスティバルが開催される。世界で最も大きな演劇のフェスティバルの一つである。
- ポズナンは、ポランスキー監督の映画「Rosemary's Baby」「Cul-de-Sac」のサウンドトラックをつくった有名な作曲家とジャズミュージシャンであるクシストフ・コメダ ( Krzysztof Komeda ) の生誕地である。

## ワルシャワ

ポーランドの首都

ヨーロッパの東方の窓

位置：ポーランドの中心部



人口：170万2千人

学生数23万1千人

70の大学

重点業種：小売、IT、金融、銀行業務、食物セクター、BPO、研究開発、ハイテク

主要投資家: Metro Group、 Vivendi、 Vattenfall、 ジェネラルモーターズ ( General Motors )、 フランステレコム ( France Telecom )、 UniCredit

ワルシャワのシェアードサービスセンター: ABN-AMRO、 Avon、 Citigroup、 HP、 IBM、 SITEL、 Tchibo、 Thomson、 TNT、 Transcom、 GE Engineering Design Center、 Oracle、 Samsung Electronics

ポーランドの最大の都市であり首都であるワルシャワの起源は、12世紀までさかのぼる。この都市は繁栄と完全な破壊の時期を歴史の中で経験してきた。現在ワルシャワ、特にシュルドミエシチェ ( Śródmieście ) 地区は中欧で最も重要なビジネスセンターの一つである。

ワルシャワは投資に非常に適している。国土開発計画の対象となっている地域の割合は比較的低い16%に過ぎないが、多くのホテルがあり、比較的多くの人々が英語を話す。

ポーランドの大都市の中では、ワルシャワは経済的社会的に最も発展した都市である。しかしながら、ブタペストやプラハといった国際都市と渡り合い、中欧の中心的地位を獲得できるか否かは、今後の発展状況にかかっている。

### 豆知識

- 第二次世界大戦勃発後、アドルフ・ヒトラーの決定は、ワルシャワを完全破壊することであり、都市の85%以上が廃墟となった。現在ワルシャワのイメージは戦後集中的に行われた再建作業の結果によるものである。
- 最初のトラム ( 路面電車 ) がワルシャワを走ったのは1866年12月11日であった。
- デビッド・ボーイの「Low」というアルバムの中の曲の一つはワルシャワ ( Warszawa ) であった。英国のコールドウェーブバンドのジョイ・ディヴィジョン ( Joy Division ) の名前もワルシャワ ( Warsaw ) であった。

## ヴロツワフ

### 南部シレジア地方の活発な都市

位置：ポーランドの南西部



人口 63万4千人

学生数 13万人

22の高等教育機関

重点業種：IT、自動車、金融サービス、ハイテク エレクトロニクス、家電、小売

主要投資家: 3M、AIB、Electrolux、グーグル ( Google )、LG フィリップス ( LG Philips )、東芝 ( Toshiba )、トヨタ ( Toyota )、Volvo、Whirlpool、

ヴロツワフのシェアードサービスセンター: DeLaval、HP、KPIT Cummins、Volvo、UPS、Google、Opera Software、Siemens、Alstom

ヴロツワフは何年もの間、シレジア南部の主要な都市として、中東欧地域の経済、政治、文化において非常に重要な役割を果たしている。近年、ヴロツワフは最適な投資環境を開発し、自らの地位を高めたという点においてポーランドで最大の成功を取めている。

人口に対する外国人投資家の数はポーランドの大都市の平均をわずかに下回るが、直近5年間の人口一人当たりの外国直接投資推定規模においては国内で最も高い都市の一つである。

### 豆知識

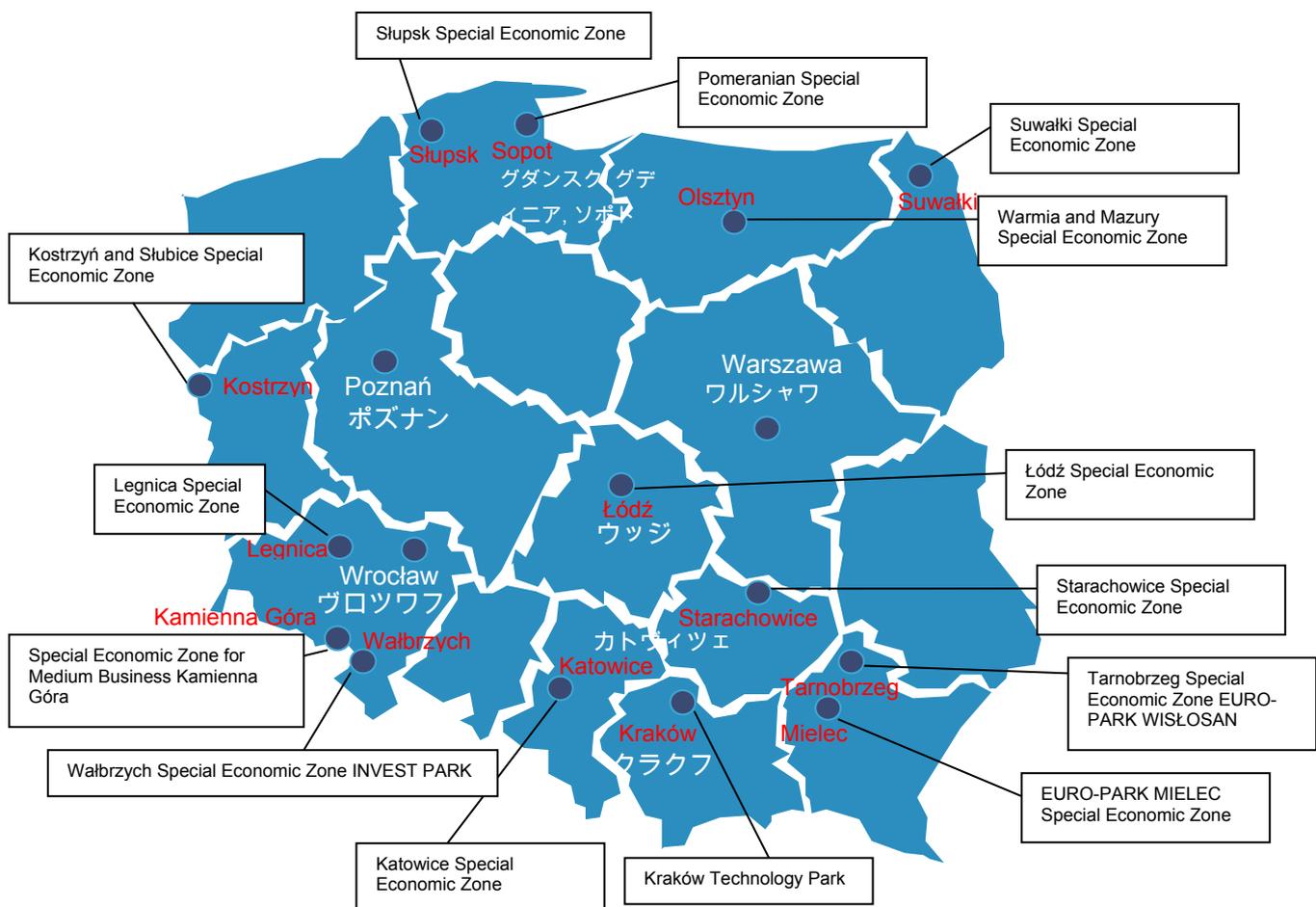
- ヴロツワフはヨーロッパでアムステルダム、ヴェネチア、サンクトペテルブルグに次いで、4番目に橋（歩道橋）の多い都市である。
- ヴロツワフは、10人ものノーベル賞受賞者が生まれ、住みあるいは働いた場所である（テオドル・モンセン ( Theodor Mommsen )、フィリップ・レナルド ( Phillip Lenard )、エドワード・ブフネル ( Eduard Buchner )、ポール・エルリッヒ ( Paul Ehrlich )、ゲルハルト・ハウプマン ( Gerhart Hauptmann )、フリッツ・ハベル ( Fritz Haber )、フレデリック・ベルギウス ( Friedrich Bergius )、オット・ステルヌ ( Otto Stern )、マックス・ボルン ( Max Born )、レイナルド・セルテン ( Reinhard Selten ) )。
- ヴロツワフでは、現在までポーランド最大の外国投資が行われた ( エルジーとフィリップ ( LG Philips ) テレビ組立工場 )。

付属の CD-Rom とウェブサイト [www.pwc.com/pl/investing](http://www.pwc.com/pl/investing) で、ポーランドの大都市に関する以下の情報を公開している：場所、アドレスデータ、GDP 評価、格付、人口統計データ、輸送及び技術的なインフラ、労働市場、地域の企業、投資助成制度、投資分野、スポーツ及びレジャー施設、都市の長所及び課題等。

## 経済特区

経済特区 ( **Specjalne Strefy Ekonomiczne** 又は **SSE** ) は、投資優遇を受けることができるポーランド国内に点在する特定地域を指す。このような特別優遇措置の目的は、地方の経済発展を新規投資の誘致によって促すことである。

現在ポーランドには **14** の経済特区が指定されている。これらは、立地、自然環境、道路等の整備状況、技術あるいは通信インフラに関してそれぞれ異なった状況を有する。各特区は政府財務省あるいは地方政府により管理される営利企業形態の当局により運営されている。経済特区は 1996 年から 1998 年に、20 年間の期限付で設定され、そのほとんどの地域が、今年 10 周年をむかえる。



投資優遇措置は、新規投資家への法人税免除を基本とする。特区運営については特区における投資目的に合致したインフラ整備が投資促進につながるというメカニズムに基づき行われている。

経済特区で法人税等免除を受けるための基本要件は、事業家による新規投資であること、特区内で一定額の投資が行われること、新規雇用創出などである。税額免除総額は企業の投資額、投資に関連して 2 年間に生じる被用者の労働コストにより決定される。公的優遇措置 ( 税額免除を含む ) の上限は、投資額 ( あるいは労働コストが投資額を上回る場合、2 年間の労働コスト ) の一定比率に設定さ

れている。地域により、上限は 30%、40%又は 50%に設定されており、小規模企業、中規模企業の場合、それぞれ、比率は 20%又は 10%上乘せされることがある。

経済特区設立に関する規則は、新規投資、新規雇用の創出、公的優遇措置上限額計算のための適格支出の要件などを定めている。経済特区の公的優遇措置の対象となる投資の最少額は 10 万ユーロである。

経済特区での事業活動に関する税額免除の形式的要件は、当該特区における事業活動に対する許可の取得である。この許可は、経済大臣により、特区運営会社経由で与えられる。許可によって、対象事業活動（ポーランドの製品とサービス分類による）、法人税免除の対象となる収益、税額控除利用の個別の要件（特に新規雇用数と投資額について）などが決定される。当該税額免除の対象となる事業の種類等は、経済特区毎に定められている。経済特区で事業活動を行う企業は、経済特区外あるいは許可証の範囲外の事業活動に関し制限されることはない。しかし、このような活動の収益は法人税免除を受けられない。企業が、特区の投資要件を満たした場合、許可を取得した事業年度から、その事業に係る許可期限の満了又は投資優遇措置の限度額を使い切るまでの期間に、法人税免除が適用される。当該許可は、特区設置期間が満了した場合は期限切れとなる。特区の設置期限は特区によりわずかに異なるが、多くは 2017 年までは維持される予定である。

経済特区の場所、一般的な情報、特区の所有構造、地域情報、投資に利用できる土地、投資累計額、投資優遇措置の内容、主な投資家、特区に所在する産業、適する投資のタイプ、各種手数料、国境までの距離、主要産業などについての詳細な情報は付属の CD-Rom あるいはウェブサイト [www.pwc.com/pl/investing](http://www.pwc.com/pl/investing) を参照。

## 2012年UEFA(欧州サッカー連盟)カップ

2007年4月18日、英国カーディフにおいて、欧州サッカー連盟(UEFA)理事会は、2012年欧州サッカー選手権大会決勝戦をポーランドとウクライナで開催することを発表した。この選手権は、オリンピックとサッカーワールドカップに次ぐ、世界で3番目に大きなスポーツイベントとして知られている。

UEFAカップ決勝戦は、その経済波及効果においても特筆に値する。2004年ポルトガルでの決勝戦は100万人ものサッカーファンをポルトガルにひきつけた。以後数年にわたり、ポルトガルの観光産業は年率5%の成長を見せている。ポーランドでも同様の展開が期待されるが、ベルリンの壁倒壊以来の最大の投資プログラムの実行がその前提条件となる。

エコノミストの試算では、2012年UEFAカップ関連投資は、2009~2012年にわたりGDPを1.5%ずつ押し上げ、2006年におけるGDPは6%超で成長するとしている。この予測は、無数の投資プロジェクトの実行が2012年UEFAカップ決勝戦主催の成功に不可欠との見方に基づく。従って、内外の投資家にとって、インフラ(道路、鉄道、空港、スタジアム、トレーニングセンター)、ホテル、ケータリング、輸送、広告等のプロジェクトに未曾有の投資機会の可能性がある。

投資家の見地から極めて重要な点は、国家及び地方自治体と欧州連合予算からの当該投資プロジェクトへの財政援助である。更に、PPP(官民パートナーシップ)によるUEFAカップ主催者たる公共部門の各主体との協業の機会も重要である。

投資プロジェクトの円滑な実施のため、ポーランド政府は特別法を起草、これにより関連プロジェクトを“EURO2012事業”として認定し、行政手続の大幅な時間短縮や大胆な土地収用手続の簡素化等によって計画推進を図っている。

2012年UEFAカップ決勝戦に関するインフラ関連投資は約250億ユーロと見積られているが、主催都市での投資は、今後数年間に実施予定のプロジェクト全体の一部にすぎず、他にも各国代表チームの大会期間中の練習施設の整備等が必要とされている。2012年UEFAカップ決勝戦のポーランド及びウクライナでの開催は、投資家にとって歴史的プロジェクトへの絶好の参加機会であると共に、発注者としての公的機関にも、デベロッパーとしての投資家にとっても、その利益は計り知れない。

UEFAカップ決勝戦の開催候補地は、ポズナン、ワルシャワ、グダンスク及びヴロツワフ、予備候補地はクラクフ及びホジュフであり、各地の主な投資プロジェクトは以下の通りである：

### ポズナン

- 市営スタジアムの改装
- ノヴィトミシユル(Nowy Tomysl)、シュヴィエチコ(Świecko)間の高速道路A2の完成
- 二車線道路S5の建設(ヴロツワフ - ポズナン - ビドゴシチ)

- グロジスクヴィエルコポルスキ ( Grodzisk Wilkp ) とヴロンキ ( Wronki ) などのトレーニングセンターとポズナン間の道路整備
- スタジアム及び高速道路 A2 へのアクセスの改善、高速道路とワヴィツア空港との接続のためのポズナン環状線第 3 セクションの建設
- 主要交通ジャンクションの拡張及び改良
- 近代的低フロアトラムの購入、予算 4 億 5 千万ズロチ
- 公共交通機関の整備、予算 6 千 5 百万ズロチ
- ポズナンワヴィツア ( LAWICA ) 空港の拡張整備
- 電車と駅の大幅な改装
- ハイグレードホテルの建設 ( 4~5 つ星ホテル )
- 一般的な宿泊施設の提供 ( 5 つ星ホテルからキャンプ場まで )

## ワルシャワ

- 5 万 5 千人収用の国立競技場の建設、予算 10 億ズロチ
- レギアワルシャワサッカークラブ本拠スタジアムの再建設
- フレデリックシヨパン空港の第 2 ターミナルの建設
- 空港と市中心部を結ぶ鉄道の建設
- 市南北を結ぶ地下鉄の開通
- 国立競技場経由の東西を結ぶ第 2 地下鉄の建設
- 市中心部と北東部を結ぶ快速トラムの建設
- 東部大都市圏 ( グロジスクマゾヴィエツキ Grodzisk Mazowiecki ) とその南西部先端 ( オトヴォック Otwock ) を結ぶトラムの接続
- 東西及び南北を走る高速道路を繋ぐ環状線の建設
- ヴロツワフとワルシャワを結ぶ二車線道路 S8 の建設、予算 20 億ユーロ超
- ルブリン ( Lublin ) とフレベンヌ ( Hrebenne ) ( ウクライナとの国境 ) を結ぶ二車線道路 S17 の建設
- ビスワ川をまたぐ新橋梁 ; 北橋及びジヨリボルス ( Żoliborz ) とプラガ ( Praga ) 地区をつなぐ 2 つの橋の建設
- ホテルのインフラ整備

## グダンスク

- バルト海アリーナスタジアムの建設、予算 6 億 7 千万ズロチ
- マルトファ・ビスワ ( Martwa Wisła ) 川の下を通るトンネルとスハルスキ ( Sucharski ) ルートの建設、予算 13 億ズロチ
- グダンスクの南部地方のバイパス、予算 8 億ズロチ
- グダンスク空港の拡張 : 新ターミナル、駐車場、誘導路等、予算 4 億ズロチ
- 東西ルート、予算 1 億 1 千 6 百 50 万ズロチ
- スウォヴァツキ ( Słowacki ) ルート、予算 2 億 7 千 5 百万ズロチ

- 複線快速市街鉄道への投資、予算 5 千万ズロチ
- マリナルカ・ポルスカ ( Marynarka Polska ) 通りの改装工事、予算 5 千万ズロチ
- ポドヴァレ・グロジスキ ( Podwale Grodzkie ) 及びヴァウイ・ヤギエロンスキエ ( Waly Jagiellońskie ) 通りの改装工事、予算 3 千 3 百万ズロチ
- ホテルのインフラ整備

## ヴロツワフ

- マシリチェ ( Maślice ) 地区の新サッカースタジアムの建設
- オリンピックスタジアムの改装、予算 2 億ズロチ
- ヴロツワフ空港の拡張
- ヴロツワフ鉄道拠点の拡張
- ヴロツワフ環状高速道路 ( AOW ) の建設
- AOW と中央環状線を結ぶジマワ ( Drzymala ) ジャンクションの建設
- ジエロナグラ ( Zielona Góra ) への放射線と市街を結ぶロトニチャ ( Lotnicza ) 通りの再建設
- 市中央環状道路の北部分の建設
- 快速トラムの建設
- ヴロツワフ都市圏鉄道網の建設
- ホテルのインフラ整備

注 ) ヴロツワフの総投資予算は 33 億ズロチと推定される。

### クラクフ ( 予備候補地 )

- ヴィスワクラクフサッカークラブのスタジアムの改築、3万5千人に収用人員拡張
- タルヌフ ( Tarnów )、ジェシュフ ( Rzeszów ) 間 ( ウクライナとの国境 ) の高速道路建設
- ウクライナとの国境メディカ ( Medyka ) までの鉄道 E30 の改良
- 東部環状道路の建設
- 北部環状道路の建設
- 中央駅と空港を結ぶ鉄道の改良
- バリチエ空港の新ターミナルの建設
- クラクフ、ワルシャワ間道路 S7 の建設
- ホテルのインフラ整備

### ホジュフ ( Chorzów ) ( 予備候補地 )

- 北部シレジア地方のスタジアム改装、予算 1 億 9 千万ズロチ
- シレジアスタジアムの立体駐車場建設、予算 4 千万ズロチ
- カトヴィツェ、グリヴィツェ ( Gliwice ) 間の二車線道路の建設
- カトヴィツェ駅の建直し
- 公共輸送機関の改良
- ホテルのインフラ整備



Invest in Poland  
POLISH INFORMATION  
AND FOREIGN INVESTMENT AGENCY

( PAIIZ )

## ポーランド情報・外国投資庁

ポーランド情報・外国投資庁 ( *Polska Agencja Informacji i Inwestycji Zagranicznych S.A.* ) は海外からの直接投資を増やす目的で設立された。その結果、わが国は世界でも魅力ある投資先として国際的に極めて高い評価を得ている。ポーランド情報・外国投資庁は、海外の投資家に、経済的、法的な投資環境に関する情報提供を行うと共に、投資の各段階でのアドバイスを迅速に提供することで、最適な立地条件の選択と優遇措置の適用をサポートしている。更に、ポーランド企業の海外での事業活動についても、ポーランド製品及びサービスの輸出促進をサポートしており、現在、輸出サポートプログラムの策定にも関与している。また、各種セミナー、会議及び通商ミッション等も実施し、海外投資家に対し、積極的なアプローチを展開している。

連絡先：

ポーランド情報・外国投資庁 ( PAIIZ )

ul. Bagatela 12

00-585 Warsaw, Poland

住所 バガテラ通り12 郵便番号00-585 ワルシャワ ポーランド

電話: +48 22 334 98 00

Fax: +48 22 334 99 99

e-mail: [post@paiz.gov.pl](mailto:post@paiz.gov.pl)

[www.paiz.gov.pl](http://www.paiz.gov.pl)

# 日系投資家の方々のための プライスウォーターハウスクーパース

## 連絡先



森山 進  
パートナー  
中東欧日本企業部門  
Tel: +48 (0) 22 523 4971  
steve.moriyama@pwc.be



鈴木 明男  
マネジャー  
中東欧日本企業部門  
Tel: +48 (0) 22 523 4536  
akio.suzuki@pl.pwc.com



ラファウ クラスノデンプスキ  
パートナー  
ワルシャワ  
Tel: +48 (0) 22 523 4483  
rafal.krasnodebski@pl.pwc.com



マレック ベルコフスキ  
ディレクター  
ヴロツワフ  
Tel: +48 (0) 71 356 1180  
marek.perkowski@pl.pwc.com



ロマン ルバチエフスキ  
パートナー  
ワルシャワ  
Tel: +48 (0) 22 523 4319  
roman.lubaczewski@pl.pwc.com



アダン ゴルノフスキ  
シニアマネージャー  
ワルシャワ  
Tel: +48 (0) 22 523 4282  
adam.zolnowski@pl.pwc.com

弊社は投資家のニーズに応え、日本語、英語、ドイツ語、フランス語、韓国語等に堪能な専門家チームを設置し、事業の機能移転（シェアードサービスセンター）、プロジェクト管理、既存投資へのファイナンス等に関し、アドバイザリーサービスを提供している。

## 主な支援業務

- 立地条件の選定（中東欧内の国、都市等）
- 立地条件の選定（オフィススペース、敷地条件） - 不動産会社との提携
- 地方当局との連携（市長、市役所職員等）
- 関連税制及び法制に関するアドバイス
- 会社設立
- 経済特区の検討
- EU 又は政府の助成制度の検討及び申請手続きのサポート
- 必要設備/オフィスプランニング
- IT 関連サポート

- 人材雇用サポート
  - 管理職の採用支援
  - 人材エージェントの選択支援
  - 給与レベル等待遇の検討
- 移行プロセスのサポート
- 全般的なプロジェクトマネジメント

## 投資助成制度支援チーム

プライスウォーターハウスクーパース ( PwC ) 投資助成制度チームは、ポーランド及び欧州連合 ( EU ) の助成制度を熟知した経験豊富な専門家で構成され、EU 及びポーランドの補助金や様々な税額控除等の投資助成金取得支援サービスを提供している。弊社専門家は、投資助成に関する最新動向を常に把握しており、それに対する見解等を数々の出版物において紹介している。また、2002 年の我が国初の投資助成制度導入以来、弊社はその申請プロセスに深く関与し、新規投資及び新規雇用創出のための助成金獲得について多数の成功事例を残している。

## 投資助成金取得支援サービスの概要

新規投資のための EU 助成金の利用に関する下記詳細情報の提供：

- EU の助成要件
- 投資プロジェクトの格付け及び審査に関する規定
- 申請手続

助成金獲得の可能性評価のための投資プロジェクトの分析他、各段階でのサポート：

- 助成適格事業策定のための EU 及び国内基金の利用可能形態の識別と提示
- 必要書類準備、当局との交渉
- 投資プロジェクト完了、助成金の決済に関連したサービス

## 経済特区関連サービス

経済特区 ( SEZ ) を活用する新旧投資家に対する税務処理の検討等包括的なサービスの提供：

( 税務処理関連 )

- 税額控除に係る課税所得算定方法の妥当性の検討
- 収益及び費用配分に関する会計システムの機能の検討
- 特定収入に関する課税免除可否判定のサポート
- 課税免除及び課税対象取引についての損金区分方法の妥当性の検討
- 課税免除取引による欠損の処理方法の検討
- 残存助成 ( 税額控除 ) 限度額の検討
- 法人税及び助成制度に係る申告手続の検討
- 税額控除方式の助成制度に関する手続規定の整備

#### (その他)

- 投資優遇措置の初期適用
- 人材雇用
- 経済特区における税額控除
- 教育研修
- R&D 関連優遇措置
- 中小中堅企業
- 不動産税免除
- 技術開発等関連の融資制度
- 事業再編関連の助成制度
- 環境関連の助成制度

### シェアードサービスセンター関連サービス

#### 概要

- 適用事例の検討
- 立地選定
- シェアードサービスの対象とする業務プロセス及び手続の識別
- 業務プロセスの定義、マッピング、改善状況及び移行状況の管理
- 包括的業務委託 ( サービスレベル ) 契約と個別業務委託 ( オペレーショナルレベル ) 契約の策定支援

#### 業務手続と KPI ( 重要業績評価指標 ) 関係

- 主要スタッフの雇用と教育
- インフラに対する全面的アドバイス
- プロジェクトマネジメント
- 変革マネジメント
- 非集中化から環境共有までの移行管理
- テクノロジーに関する援助

#### 問題点・課題への対応

- 十分な業務プロセスとそのコントロールの有無の検討
- 新業務プロセス及びそのコントロールの整備状況の有効性の評価
- 業務プロセスの最適化及び業務品質の維持のための対策
- 新 ERP システム導入に係るデータ変換及び安定稼動に関する信頼性の評価
- システムに関する顧客の信頼獲得のための対策
- SAS 70 ( 米国監査基準書第 70 号 ) に基づく内部統制の運用状況の有効性の評価

#### 内部統制評価

- シェアードサービス提供体制の評価
- 内部統制整備に関するアドバイス
- 内部統制最適化の支援
- SAS 70 対応支援
- SOX 法対応の検討
- システム導入に関する事前・事後評価
- IT 全般統制及び IT 業務処理統制の評価
- 危機管理の支援
- 全般統制 ( センターレベルコントロール ) の評価

会計処理関連業務の受託に関しては、委託企業の会計監査人等から SAS 70 報告書を求められるケースがある ( SAS 70 報告書とは、米国公認会計士協会 監査基準書第 70 号に基づく、アウトソーシングサービス等の提供企業の、受託業務の内部統制の有効性に関する、委託者への報告書である )。

また、サービスを提供する企業が、その業務の一部又は全部を他のサービス提供企業に委託している場合には、上記とは逆に、当該サービス提供企業の会計監査人等が、他のサービス提供企業からの SAS 70 報告書の提供を必要とするケースも考えられる。

外部委託の対象となる業務機能の典型例は次の通り：

- 財務及び会計
- IT データセンター
- 株式事務
- ファンド等の会計
- 給与関係

## プライスウォーターハウスクーパース ポーランドの概要

プライスウォーターハウスクーパースは、産業別に焦点をあてた監査等保証業務、税務業務及びアドバイザリーサービスを提供しており、150カ国、146,000人を超えるメンバーがその知識、経験及び問題解決能力を結集させ、クライアントとその利害関係者のために信頼の構築、価値の向上を図っている。ポーランドではグダンスク、カトヴィツェ、クラクフ、ポズナン、ワルシャワとヴロツワフの6都市で1,000人以上の国内外からの専門家が、様々な産業、規模のクライアントのサポートに取り組んでいる。

### 主要サービス

- 監査
- 事業再編関連
- 不正監査関連
- 人事関連
- 各種コンサルティング
- 税務業務
- M&A関連

### 主な産業別アドバイザリーサービス

- 自動車、化学製品、エネルギー及び鉱業等、木材及び製紙、金属、製薬、流通
- テクノロジー、情報通信、エンターテインメント及びメディア
- 金融サービス
- 輸送、インフラ、公共部門
- 不動産

また、日本語、オランダ語、フランス語、ドイツ語、韓国語、ロシア語、スカンジナビア圏の言語での対応ニーズにも応えている。

PricewaterhouseCoopers ( プライスウォーターハウスクーパース )

Al. Armii Ludowej 14  
00-638 Warsaw  
Poland

住所: アルミ ルドヴェイ通り 14 郵便番号00 - 638 ワルシャワ ポーランド

電話: +48 ( 0 ) 22 523 45 36

fax: +48 ( 0 ) 22 523 40 40

[www.pwc.com/pl](http://www.pwc.com/pl)

## 産業別チーム

### 自動車

自動車産業は多くの雇用と大きな輸出割合を占めるポーランドで最も重要な産業の一つである。また、利益体質の成長部門であり、ポーランド経済にとって不可欠である。しかしながら、各企業にとって、ポーランド市場は事業展開上、競争優位である一方、解決すべき課題も少なくない。弊社自動車産業チームは、このようなリスク管理の観点から、監査、税務アドバイザー及び法令順守、ビジネスアドバイザー等幅広いサポートを提供している。

### 化学製品、石油及びガス

中東欧における化学産業（石油化学及びガスを含む）では、3つの重要な変化：統合と民営化；経済成長に伴う市場の進化；規制緩和と中東欧規制の導入が進行中である。クライアントがその発展過程で直面する様々な課題解決に向け、石油化学、農業化学、ゴム・プラスチック、塗装・塗料、化粧品・家庭用品、工業用ガス等の分野に対する包括的な取組みを実施している。

### エネルギー

エネルギー産業は劇的な拡大と転換期にあり、投資家は無数の投資機会を前に迅速な戦略的意思決定を下さなければならない。弊社エネルギーチームはあらゆる分野の専門家集団であり、M&A、企業評価、戦略立案、財務リスクマネジメント、業務改善、事業再生等様々なサービスを提供している。

### 金融サービス

弊社金融サービス産業部門は、大手国際金融機関に総合的サービスを提供する最先端の専門家集団の一つである。対象分野は、銀行、資本市場、保険、投資顧問等及び不動産等多岐の領域にわたっている。

### 製薬

弊社の製薬産業チームは、製薬産業に対する専門的サービス提供の分野において世界トップクラスである。当該産業への関与は広範であり、製造特許、一般薬製造、卸売業者と販売代理店、医療機器プロバイダー、薬剤師、特許権等研究及びその他に及んでいる。

### 不動産

中東欧における不動産価値の上昇のうねりの中で、ポーランドは最も重要な市場の一つである。弊社不動産サービスチームは、地域の市場動向と固有の事情に精通すると共に、各国の専門家と世界共通のデータベースを通じた情報共有を行っている。クライアントは、官民の不動産会社、不動産ファンド、金融機関、一般事業会社の不動産部門等、多岐にわたっている。

## 流通

弊社は、小売、卸売及びサプライヤー最大手各社のアドバイザーであり、国内会計法に留まらず、国際財務報告基準 ( IFRS )、英国 GAAP、米国 GAAP、ドイツ GAAP 等、各国の会計基準に準拠した財務及び経営に関するサービスを提供している。

## テクノロジー、情報通信及びエンターテインメント

当該グループは、グローバル企業のために、戦略コンサルティング、変革マネジメント、ITと会計、資金調達及び税務に関する対応能力を結集し、法令順守、規制緩和、民営化、財務管理、顧客管理、国際化及び市場参入等において、強い専門性を発揮している。

## 運輸物流

当該チームは、官民の大手運輸物流企業での実績を有し、国内及び国際的な、鉄道、航空、陸、港湾及び船舶運輸に加え、郵便及び宅配も含め、多様なクライアントに参与している。

## 海事デスク

国内及び国際的航海、造船及び港湾業における特有の知識と経験に基づく、財務、物流、貿易、税務等に関するサービスを提供している。

## 不正監査等

弊社の不正監査チームは、包括的な不正調査実施に必要とされる知識と経験を持ち、株主、経営者、規制当局及び金融機関等その他の利害関係者のための調査を実施している。

## 木材、製紙、梱包及び家具

当該産業は極めて多くの雇用と高い輸出割合を抱えるポーランドで最も活発かつ重要な産業である。弊社の専門チームは、森林管理、パルプ、製紙、木材、精密木工品、複合木材及び梱包等多様な業態のクライアントに参与している。

## 建設及び建設資材

ポーランド市場の主要企業との緊密な協力関係と豊富なプロジェクト関与実績により、建設業及び建設資材関連産業を熟知した財務、会計、監査及び税務の専門家を揃えている。

## 日本企業部門

日本企業部門は、ポーランドを含む中東欧、ロシア及びCISを含む広範囲な市場を統括している。地域全体で13名の日本人専門家集団が、各国専門家との効果的・効率的な連携、汎欧プロジェクトの一元

管理、汎欧リソースの完全共有化を実現、日系クライアントに迅速かつきめ細かなサービスを提供している。

### **ドイツデスク**

ドイツ語圏のクライアントのために、ドイツデスクは、ポーランド及びドイツで経験のある監査人、両国の税務及びビジネス実務に精通したアドバイザー等を擁しており、いずれも流暢なドイツ語に通じている。

### **スカンジナビアンデスク**

スカンジナビア言語圏のクライアントのために、スカンジナビアンデスクは、ポーランドでの会計監査及び税務と共に当該地域の商慣行等にも精通し、弊社のデンマーク、フィンランド及びスウェーデンの各専門家と緊密な協力体制を敷いている。

### **韓国デスク**

ポーランド南部の工業地帯に進出した韓国企業を対象に専門のサービス提供を行っている。

## 地方拠点

### グダンスク、カトヴィツェ、クラクフ、ポズナン、ヴロツワフ

弊社地方拠点は、各地域と一体となり、地方市場に関する知見及び理解と共に弊社のグローバルな知識と経験を生かして、地域開発に貢献している。弊社グローバルネットワークの幅広い、理論的、実務的蓄積が、数々の複雑かつ特殊な事業領域や地域事情のプロジェクトに活用されている。現在、税務アドバイザーやポーランド会計士協会の監査人等、有資格者を含む約200名体制で包括的サービスを提供している。

### グダンスク

特に海事、造船、IT及び建築セクターに強く、また、PPP（官民パートナーシップ）プロジェクトへの関与など、公共部門にもサービス提供している。

主要チーム：海事デスク、スカンジナビアンデスク、運輸、インフラストラクチャー、公共部門

#### 連絡先

エヴァ ソヴィンスカ  
ディレクター  
グダンスク  
Tel: +48 (0) 58 305 45 85  
ewa.sowinska@pl.pwc.com

### カトヴィツェ

石炭、鉱業、エネルギー、冶金、自動車、運輸、公共資本整備、地域再生等関連のクライアントに関与。

主要チーム：石炭及び鉱業、ドイツデスク、自動車、運輸、インフラストラクチャー、公共部門

#### 連絡先

アダム ヘルヴィグ  
シニアマネージャー  
カトヴィツェ  
Tel: +48 (0) 32 604 0230  
adam.hellwig@pl.pwc.com

トマシュ レインフス  
ディレクター  
カトヴィツェ  
Tel: +48 (0) 32 604 0208  
tomasz.reinfuss@pl.pwc.com

## クラクフ

エネルギー、鉱業、冶金セクターと経済特区及び投資関連（特にシエアードサービスセンター）に関する総合的なサービスを提供。

主要チーム：シエアードサービスセンター、SAS 70、投資関連、ドイツデスク、運搬、インフラストラクチャー、公共部門、助成制度

### 連絡先

バルトシュ ヤシヨウエク  
シニアマネージャー  
クラクフ  
Tel: +48 (0) 12 429 6100  
bartosz.jasiolek@pl.pwc.com

ロマン ルバチエフスキ  
パートナー  
ワルシャワ  
Tel: +48 (0) 22 523 4319  
roman.lubaczewski@pl.pwc.com



## ポズナン

間接税に強く、事業の様々な段階で発生する付加価値税、物品税、関税に関してあらゆる問題解決をサポートしている。また、木材、製紙等関連業種、公共部門を中心にサービス提供、ドイツデスクも設置している。

主要チーム：SAS 70、投資関連、ドイツデスク、運輸、インフラ、公共部門、助成制度、間接税、木材、製紙、梱包、家具

連絡先

ヤクブ コルデュス Jakub Kordus  
シニアマネージャー  
ポズナン  
Tel: +48 ( 0 ) 61 850 5133  
jakub.kordus@pl.pwc.com

## ヴロツワフ

自動車、化学、鉱業関連を中心に、特に、南部シレジア地方の日系、ドイツ、韓国企業による投資に対応した経済特区に関する総合的サービスを提供。

主要チーム：日本企業部門、ドイツデスク、韓国デスク、助成制度、運輸、インフラストラクチャー、公共部門

連絡先

マレック ヘルコフスキ  
ディレクター  
ヴロツワフ  
Tel: +48 ( 0 ) 71 356 1180  
marek.perkowski@pl.pwc.com

鈴木 明男  
マネージャー  
ヴロツワフ  
Tel: +48 502 18 4536  
akio.suzuki@pl.pwc.com

# 投資関連機関一覧

## 政府

首相府  
<http://www.kprm.gov.pl>

農業地方開発省  
<http://www.minrol.gov.pl>

経済省  
<http://www.mgip.gov.pl>

環境省  
<http://www.mos.gov.pl>

文化・国家遺産省  
<http://www.mk.gov.pl>

財務省  
<http://www.mf.gov.pl>

外務省  
<http://www.msz.gov.pl>

保健省  
<http://www.mz.gov.pl>

内務行政省  
<http://www.mswia.gov.pl>

法務省  
<http://www.ms.gov.pl>

労働・社会政策省  
<http://www.mps.gov.pl>  
<http://www.pozYTEK.gov.pl>

国防省  
<http://www.monl.gov.pl>

国家教育省  
<http://www.men.waw.pl>

海事経済省  
<http://www.mgm.gov.pl>

地方開発省  
<http://www.mrr.gov.pl>

高等教育・科学省  
<http://www.nauka.gov.pl>

スポーツ観光省  
<http://www.msport.gov.pl>

国有財産省  
[www.msp.gov.pl](http://www.msp.gov.pl)

運輸省  
<http://www.mt.gov.pl>

## 政府機関

ポーランド情報・外国投資庁  
<http://www.paiz.gov.pl>

ポーランド保険年金基金監督委員会  
<http://www.knuife.gov.pl>

ポーランド証券取引委員会  
<http://www.kpwig.gov.pl>

中央測定局  
<http://www.gum.gov.pl>

ポーランド共和国特許庁  
<http://www.uprp.pl>

エネルギー監督局  
<http://www.ure.gov.pl>

道路総合管理局  
<http://www.gddkia.gov.pl>

鉄道輸送局  
<http://www.utk.gov.pl>

中央陸運検査局  
<http://www.gitd.gov.pl>

中央検地地図製作局  
<http://www.gugik.gov.pl>

中央建設監督局  
<http://www.gunb.gov.pl>

民間航空総合検査局  
<http://www.ulc.gov.pl>

電子通信局  
<http://www.urtip.gov.pl>

中央国家記録保管局  
<http://www.archiwa.gov.pl>

農業社会保険基金  
<http://www.krus.gov.pl>

中央獣医検査局  
<http://www.wetgiw.gov.pl>

国家消防隊本部  
<http://www.kgpsp.gov.pl>

ポーランド国家警察庁  
<http://www.kgp.gov.pl>

国境警備隊本部  
<http://www.sg.gov.pl>

外国人管理局  
<http://www.udsc.gov.pl>

公共調達局  
<http://www.uzp.gov.pl>

国家鉱業局  
<http://www.wug.gov.pl>

国家環境保護検査局  
<http://www.gios.gov.pl>

国家原子力庁  
<http://www.paa.gov.pl>

中央製薬検査局  
<http://www.gif.gov.pl>

衛生検査本部  
<http://www.gis.gov.pl>

国内保安庁  
<http://www.abw.gov.pl>

外国情報庁  
<http://www.aw.gov.pl>

中央統計局  
<http://www.stat.gov.pl>

競争・消費者保護局  
<http://www.uokik.gov.pl>

## 他の国営機関

ヨーロッパ統合委員会局  
<http://www.ukie.gov.pl>

農業構造再成・近代化庁  
<http://www.arimr.gov.pl>

農業市場庁  
<http://www.arr.gov.pl>

農業資産庁  
<http://www.anr.gov.pl>

ポーランド化学アカデミー  
<http://www.pan.pl>

ポーランド認定局  
<http://www.pca.gov.pl>

ポーランド標準化委員会  
<http://www.pkn.pl>

社会保障委員会  
<http://www.zus.pl>

## 商工会議所等

英国・ポーランド商工会議所  
[www.bpcc.org.pl](http://www.bpcc.org.pl)

チェコ・ポーランド商工会議所  
[www.opolsku.cz](http://www.opolsku.cz)

スカンジナビア・ポーランド商工会議所  
<http://www.spcc.pl/>

オランダ・ポーランド商工会議所  
[www.nlchamber.pl](http://www.nlchamber.pl)

ポーランド・アゼルバイジャン商工会議所  
[www.paig.bigduo.pl](http://www.paig.bigduo.pl)

ポーランド・ドイツ商工会議所  
[www.ihk.pl](http://www.ihk.pl)

ポーランド・スイス商工会議所  
[www.psiph.pl](http://www.psiph.pl)

ポーランド・スウェーデン商工会議所  
[www.psig.com.pl](http://www.psig.com.pl)

ポーランド・ウクライナ商工会議所  
[www.chamber.pl/ukraina](http://www.chamber.pl/ukraina)

イタリア・ポーランド商工会議所  
[www.italpolchamber.pl](http://www.italpolchamber.pl)

ポーランド・フランス商工会議所  
[www.ccifp.pl](http://www.ccifp.pl)

アメリカ商工会議所ポーランド支部  
<http://www.amcham.com.pl>

ポーランド・ロシア商工会議所  
<http://www.prihp.com.pl/>

日本貿易振興会  
[www.jetro.go.jp/poland/](http://www.jetro.go.jp/poland/)

## 産業別商工業団体

農業会議所全国農業協議会  
<http://www.krir.pl/>

ポーランド銀行協会  
<http://www.zbp.pl>

外国投資家商工会議所  
<http://www.iphiz.com.pl/>

輸出入商工会議所  
[www.igei.pl](http://www.igei.pl)

ポーランド輸出入業者等商工会議所  
[www.pcc.org.pl](http://www.pcc.org.pl)

ポーランド化学産業会議所  
<http://www.pipc.org.pl/>

建築設計会議所  
<http://www.ipb.org.pl/>

ポーランド鉄鋼業会議所  
<http://www.piks.atomnet.pl/>

ポーランド国防産業会議所  
<http://www.przemysl-obronny.pl/>

ポーランド防犯システム会議所  
<http://www.pisa.org.pl/>

ポーランド電子機器・通信会議所  
<http://www.kigeit.org.pl/>

ポーランドIT・通信会議所  
<http://www.piiit.org.pl/>

ポーランド電子通信会議所  
<http://www.pike.org.pl/>

ポーランド電子工学会議所  
[www.sep.com.pl](http://www.sep.com.pl)

ポーランド液体燃料会議所  
<http://www.paliwa.pl/>

ポーランド電気送信供給協会  
<http://www.ptpiree.com.pl/>

ポーランド石油工業貿易団体  
<http://www.popihh.pl/>

海事商工会議所  
<http://www.kigm.pl/>

鉱業商工会議所  
<http://www.giph.com.pl/>

冶金産業商工会議所  
<http://www.hiph.com.pl/>

鑄造業商工会議所  
<http://www.oig.com.pl/>

ポーランド学校事務用品会議所  
<http://www.ipbbs.org.pl/>

ポーランド梱包業商工会議所  
<http://www.kio.pl/>

ポーランド印刷業会議所  
<http://www.izbadruku.org.pl/>

ポーランド製薬医療機器産業会議所  
<http://www.polfarmed.pl/>

ポーランド薬局商工会議所  
[www.igap.pl](http://www.igap.pl)

ポーランド琥珀会議所  
[www.amberchamber.org.pl](http://www.amberchamber.org.pl)

ポーランド衣類織物連盟  
<http://www.textiles.pl/>

ポーランド皮革産業会議所  
<http://www.pips.pl/>

ポーランド下着業界協会  
[www.pib.org.pl](http://www.pib.org.pl)

ポーランド自動車産業会議所  
<http://www.pim.org.pl/>

都市交通会議所  
<http://www.igkm.com.pl/>

ポーランド道路工学会議所  
<http://www.oigd.com.pl/>

ポーランド自動車運輸会議所  
<http://www.pigtsis.pl/>

陸運業者ポーランド連盟  
<http://www.zmpd.pl/>

ポーランド鉄道会議所  
<http://www.izba-kolei.org.pl/>

ポーランド給水設備経済会議所  
<http://www.igwp.org.pl/>

ポーランド木材産業経済会議所  
[www.pol-wood-chamber.drewno.pl](http://www.pol-wood-chamber.drewno.pl)  
[www.przemysldrzewny.pl](http://www.przemysldrzewny.pl)

ポーランド家具製造業経済会議所  
<http://www.oigpm.org.pl>  
<http://www.meble.org.pl>

木製機械、装置及び工具製造業連盟  
<http://www.droma.com.pl/>

## 資料出所

- 社会経済研究センター ( CASE )
- 中央統計局
- CIA ワールドファクトブック
- ポーランド共和国民間航空事務所
- ミエツユーロパーク
- EU 統計局
- ヨーロッパ雇用者連盟
- 金融業務監督委員会
- グダンスク市役所
- グダンスク市場経済研究所
- カトヴィツェ市役所
- カトヴィツェ経済特区
- コシュティン・スルピチエ経済特区
- クラクフ市役所
- クラクフテクノロジーパーク
- レグニツア経済特区
- ウッジ市役所
- ウッジ経済特区
- ポーランド共和国財務省
- ポーランド国立銀行
- NOBE 経済研究センター
- ポーランド保険業会議所
- ポーランド情報・外国投資庁
- ポメラニアン経済特区
- ポズナン市役所
- プライスウォーターハウスクーパース
- スウブスク経済特区
- カミエンナ・グラ中企業経済特区
- スタラホヴィツェ経済特区
- タルノブジェグ経済特区
- 国連工業開発機構 ( UNIDO )
- ヴァウブジフ経済特区「インベストパーク」
- ヴァルミア・マズーリ経済特区
- ワルシャワ市役所
- ワルシャワ証券取引所
- ヴィエジュボフスキ・エヴェルシエツ法律事務所
- 世界銀行グループ
- ヴロツワフ地域開発局

The information in this book is based on taxation law, legislative proposals and current practice, up to and including measures passed and which have become law as of November 2007. It is intended to provide a general guide only on the subject in question and is necessarily in a condensed form. We are fully aware of the fact that each of the topics discussed is very important when deciding on whether to start an investment in a given country. It is for this very reason that we have prepared an extended version of our investor's guide.

Neither PricewaterhouseCoopers nor the co-authors accept any responsibility for losses arising from any action taken or not taken by anyone using this publication. It should not be regarded as a basis for ascertaining the tax liability in specific circumstances. Professional advice should always be sought before acting on any information contained in the booklet.